

顔師古の『漢書』注

吉川忠夫

目次

はじめに

I 顔師古以前における漢書の學

- (一) 漢書の成立とその受容
- (二) 刑政の書としての漢書
- (三) 舊注家たちの時代
- (四) 江南における漢書研究
- (五) 華北における漢書研究

II 顔師古の漢書の學

- (一) 師古注の成立
- (二) 家學としての師古注
- (三) テキストづくり
- (四) 姚察注と師古注 — 顔師古と南學 —
- (五) 若干の社會史的考察
- (六) 師古注の基本的性格
- (七) 古代世界との邂逅

結 び

テキストと表記法

(1) 『漢書』は王先謙『漢書補注』(略號 HP.)を用い、その通卷數と葉數オモテ・ウラ(略號 a, b)を示す。たとえ、HP. 65, 23a は、卷六五、東方朔傳、二三葉オモテ。卷一高帝紀のごとく上、下に分かれる場合は、HP. 1A, HP. 1Bと表記し、卷二七五行志のごとく上、中之上、中之下、下之上、下之下に分かれる場合は、HP. 27A, HP. 27Ba, HP. 27Bb, HP. 27Ca, HP. 27Cbと表記する。また卷二八地理志のごとく、上、下卷を王先謙本がさらに上二、上三、下二、下

顔師古の『漢書』注

二と分ける場合は、HP. 28A1, HP. 28A2, HP. 28A3, HP. 28B1, HP. 28B2と表記する。なお、補注の意見に従って文字をあらためた場合があるが、煩をいとっていちいち注記しない。またへくによってそれが注であることを明らかにする。

(2) 『史記』は瀧川龜太郎『史記會注考證』(略號 SH.)を用い、その通卷數と頁數を示す。

(3) 『史記』と『漢書』をのぞく正史は、中華書局版點校本を用い、その通卷數と通頁數を示す。

(4) 『顔氏家訓』は周法高『顔氏家訓彙注』を用い、その頁數

オモテ・ウラを示す。

(5) 『文選』は胡刻『文選』を用い、その巻數と葉數オモテ・

ウラを示す。

はじめに

趙翼の指摘するところによると、唐初の顯學は、三禮、漢書、文選の三者であったといふ⁽¹⁾。三禮の學と文選の學のことはしばらくおき、漢書の學はたしかに唐初の顯學のひとつであった。顏師古の『漢書』注が唐初に生まれたことは、そのなにより證左である。ただし、唐初における漢書の學は、いうまでもなく前代の遺産の繼承のうえにたつものであつて、漢書の學は六朝末から隋、唐初にかけての顯學のひとつであつた、とするのがよりたゞしいであろう。師古注もやはり六朝末の漢書の學に淵源している。

六朝末の情況はのちにとりあげることとして、隋、唐初における漢書の學の隆盛は、趙翼の文章についてあらましを知るこゝとができるであろう。そしてまた、その當時、「漢書學」ないし「漢書學者」なる語の存した事實によつてうかがうことができるであろう。たとえば包愷。「王仲通から史記と漢書を授かり、とりわけ精通徹底していると稱せられた。大業年間に國子助教となつた。當時、漢書學者たちは蕭該と包愷の二人を宗匠とした。生徒をあつめて教授し、著録されたものは數千人にのぼつた(從王仲通受史記漢書、尤稱精究、大業中、爲國子助教、于時漢書學者、以蕭包二人爲宗匠、聚徒教授、著録者數千人)。(隋書儒林包愷傳⁽²⁾、1110)。

王仲通のことはほかに知るてがかりをもたない。また秦景通。「弟の秦暉とともにとりわけ漢書に精通した。當時、漢書を習うものはみんな宗匠としてかれらに師事し、日ごろ秦景通を大秦君、秦暉を小秦君とよんだ。もしかれら兄弟の指導教授を経ないと、師匠を経ないのだからとりあげるには足らぬ、といった。……漢書學をなすものにさらに劉訥言があり、やはり當時の宗匠であつた。訥言は乾封年間に都水監主簿を歴任、漢書を沛王賢に授けた(與弟暉尤精漢書、當時習漢書者皆宗師之、常稱景通⁽³⁾)。

爲大秦君、暉爲小秦君、若不經其兄弟指授、則謂之不經師匠、無足採也、……爲漢書學者、又有劉訥言、亦爲當時宗匠、訥言、乾封中歷都水監主簿、以漢書授沛王賢」(『舊唐書儒學秦景通傳 189A, 4955~6』)。そして顏師古も『漢書』東方朔傳の贊、「後世好事者、因取奇言怪語、附著之朔、故詳錄焉」をパラフレーズするなかで、「漢書學」の語を使用している。「師古曰く、つまりこの東方朔傳が朔の言葉を詳しく記録するわけは、俗人がとかく奇異のことがらをむやみに朔にくつつけたがるからである。傳に記さないことはすべて事實ではないことをあきらかにしようとしたのである。しかるに今日の漢書學をなすものは、さらに他書の雜説をとって東方朔の事績に假託し、異聞をひろめようとしている。まことに歎かわしいことだ(師古曰、言此傳所以詳錄朔之辭語者、爲俗人多以奇異妄附於朔故耳、欲明傳所不記、皆非其實也、而今之爲漢書學者、猶更取他書雜說、假合東方朔之事、以博異聞、良可歎矣)」(HP: 65, 23a)。師古のこの慨嘆は記憶にとどめておいていただきたい。いずれ詳説する機会があるように、「他書の雜説を取り」、「異聞を博め」ること、ひとり東方朔傳にとどまらず、師古注全體を通じてしりぞけられる態度なのであって、いわば師古注の基本的態度がここに表明されているとおもわれるからである。

師古注は六朝末の漢書の學に起源を有している、とさきほどのべた。よりくわしくいえば、南朝末期、江南の漢書の學に起源を有している。だが一方でそこには、南學と對立する側面を顯著にのみとることができる。漢、魏、晉の舊注にかえることこそが師古注の立場なのであり、そこから舊注を完好なたちで保存してきた華北の學問、いわゆる北學を、むしろ南學よりもよしとする主張がうまれたと考えられるのである。かく直接の起源を南朝末江南の漢書の學に有しながら、舊注にかえることを主張とする師古注を、『漢書』成立以後の漢書の學の傳統のなかにただしく位置づけるべく、本稿では、顏師古以前に『漢書』がどのように讀みつがれてきたか、またどのように注釋が書きつがれてきたか、そのことを第I部であつかいたい。顏師古以前において、『漢書』の注釋はすでに大量に存在していた。司馬貞は『史記』との比較のもとにつきのようについて、「およそ太史公の記事は、上は軒轅黃帝氏にはじまり、下は漢の武帝の天漢時代にいたる。古文および傳記、諸子を博採し、その間の殘闕はけだし多いので、あるいはかたわら異聞を搜って説を成しているが、しかしそのひと太史公は奇を好んで言辭

は省約、そのためことがらは核心をつきながらも文章は隱微である。そこで後世の學者には究明できないところが多い。班氏
の漢書は後漢代に完成された。班彪は司馬遷の後をついで祖述したのであるから執筆の細目はいつそうあきらかであり、しか
もそのうえ衆賢の意見をあわせ採用してもろもろの義理は具備されている。ゆえにその趣旨はゆたかであり、その言辭にはあ
やがある。そこで近代の學者たちはそろって研鑽し尊重し、その訓詁注釋も多門にわたっている。東晉の蔡謨が漢書集解をつ
くったとき、すでに二十四家の説が存在していた。それゆえ文章のうえで滯るところはなく、義理のうえで遺失するところ
はない。ところが太史公の書物は、上は軒轅黃帝氏のことを敘し、なかごころは戰國のことをのべ、あるいは名山や壞宅のなかに
資料を得、あるいは舊俗や風謠に取材しているため、その殘闕した文章やこまぎれの文句は徹底的にはつまびらかにしたい。
されば古往今來、注解をつくるものはきわめてとぼしく、音義もまたすくないのである（夫太史公紀事、上始軒轅、下訖天漢、雖博采
古文及傳記諸子、其間殘闕蓋多、或旁搜異聞、以成其說、然其人好奇而詞省、故事覈而文微、是以後之學者多所未究、其班氏之書、成於後漢、彪既後遷而述、
所以條流更明、且又兼采衆賢、群理畢備、故其旨富、其詞文、是以近代諸儒共所鑽仰、其訓詁蓋亦多門、蔡謨集解之時、已有二十四家之說、所以於文無所滯、
於理無所遺、而太史公之書、既上序軒黃、中述戰國、或得之於名山壞宅、或取之以舊俗風謠、故其殘文斷句、難究詳矣、然古今爲注解者絕省、音義亦希」
〔史記索隱後序〕。『史記』と『漢書』とはならば稱せられるのが一般であって、事實、「史漢」なり「三史」なりの語ははやく三
國時代からおこなわれていた。⁽³⁾ それにもかかわらず、史記の學の貧困、漢書の學の隆盛は、時代を通じての現象であつたので
ある。

本稿はついで第Ⅱ部として師古注そのものをあつかうが、そのさい、師古注を通じての唐初における南學と北學の問題にも
ふれるであろう。本稿はまたおよそ二十年前の拙稿、「顔之推小論」(東洋史研究二〇―四)の續篇となることをも意圖している。
ことわるまでもなく、顔師古は顔之推の孫である。かつての拙稿の末尾に、顔之推の文化繼承者としての側面を閑却したこと
を反省し、つぎのようにのべておいた。「その側面は書證篇、音辭篇(いずれも『顔氏家訓』の篇名)などの検討を加えるこ
とによって明らかにされるであらうし、そうすることは同時に、之推の孫である師古へと、彼の學問方法がいかに繼承されそ

して發展されていったかを考えるうえにも興味のある問題である」。

I 顔師古以前における漢書の學

(一) 漢書の成立とその受容

前漢十二代、二百三十年の行事をのせる『漢書』は、班固が後漢明帝の永平中（五八―七五）に詔をうけてより、二十餘年をついやして建初中（七六―八三）に完成された。それは班固一人の名を冠してよばれるのを通例とはするけれども、周知のように、班氏一家のひとたちおよびその周辺のひとたち共同の述作とよぶのがふさわしい。そもそものは班固の父班彪が『史記』の續篇として書きついで『後傳』ないし『後篇』數十篇を基礎としている。⁽⁴⁾ もつとも、『漢書』が前漢一代の斷代史として完成されたことは、班彪があくまで『史記』のあとをつぐことを目的としたのとおおきくことなるが、今日においても、班彪の執筆にかかることをあきらかにしうる部分が『漢書』には存在する。⁽⁵⁾ そして八表ならびに天文志は、班固の妹の班昭、すなわち曹大家の執筆にのこされた。しかしそれでもまだかけた部分があったため、馬融の兄の馬續に命じて續纂させたといふ。⁽⁶⁾ かくして、『漢書』のうちのどれだけの部分があったか、疑問視するむきもすくなくはない。司馬遷にあまく班固にきびしい鄭樵のごときは、班固自身の筆になるのは古今人表一篇のみ、表の本義からはずれた古今人表一篇のみ、と酷評するしまつである。⁽⁷⁾ あるいはまた班固が父班彪の文章を剽竊しているといふ非難がすでに顔師古の時代にも存在したらしく、「司徒の掾なる班彪曰く」ではじまる韋賢傳贊の注につきのごとくいう。「師古曰く、漢書の諸贊はすべて班固が書いた。叔皮（班彪）がさきだつて論述していたものは、班固もはつきりそのことをあきらかにして後人に示している。ところがなかに班固が父の名をこっそり盗んでいるというものがあるが、これを見れば汚名ははれよう（師古曰、漢書諸贊、皆固所爲、

其有叔皮先論述者、固亦具顯以示後人、而或者謂固竊盜父名、觀此可以免矣」(HP. 73, 21 a)。

さてともかく、『漢書』は成立とともにひろく世におこなわれたのだが、そのはじめからすでに難語、難句がすくなくなかった。そのため朝廷は馬融に命じて、したしく班昭から讀法をうけさせたという。かくして、『漢書』の傳授にかんするいささか特異な方法がはやくにしようまれたのであろう。『史通』古今正史篇が『漢書』について説くところでは、「後漢末にはじまって陳代にいたるまで、その注解をつくったものはおよそ二十五家。専門に業を授けるやりかたは、五經と雁行した(始自漢末、迄乎陳世、爲其注解者、凡二十五家、至於專門受業、與五經相亞)。つまり『漢書』は經書に擬して「専門受業」の方法によって傳承されたのであり、隋志史部正史類ではそのことを「師法もて相傳えられた」と表現している。すなわち、「……ひとり史記と漢書とのみは師法をもつて傳えられ、いづれにも釋解が存在する。三國志と范曄の後漢書には音注が存在するが、近世の作物だから、どちらも讀めばわかる。梁代には漢書にあかるかしたものとして劉顯、韋稜があり、陳代には姚察があり、隋代には包愷、蕭該があり、そろつて一家をかまえた。史記は傳えるものがめつきりすくない(唯史記漢書、師法相傳、並有解釋、三國志及范曄後漢、雖有音注、既近世之作、並讀之可知、梁時明漢書有劉顯韋稜、陳時有姚察、隋代有包愷蕭該、並爲名家、史記傳者甚微)」(33, 357)。さきほどの引用にみられたように、隋の蕭該や包愷、あるいは唐の劉訥言が「宗匠」とよばれ、また唐の秦景通兄弟が「師匠」とよばれたのも、『漢書』に特有の傳授のありかたとかかわるのではないか。「宗匠」ないし「師匠」の語が、漢書學者以外について用いられた例をほかには知らない。すくなくとも、いわゆる外典のなかで用いられた例を、寡聞にしてほかには知らない。

『漢書』の師法をうかがわしめる簡單だが貴重な記事が『三國志』呉書孫登傳にみえている。黃初二年(二二二)、孫權の長子の孫登が太子にたてられると、諸葛恪、張休、顧譚、陳表がとくに賓友に選ばれて入侍することとなった。さて「孫權は孫登が漢書を讀んで近代のことがらを熟知してくれるようねがった。(張休の父)張昭が師法をそなえていたが、面倒をかけるものはばかられ、そこで張休をして張昭について讀法を受けさせ、もどつてくるとそれを孫登に授けさせた(權欲登讀漢書、習

知近代之事、以張昭有師法、重煩勞之、乃令休從昭受讀、還以授登」(39, 1363)。そして同張休傳の裴注が引く『呉書』に、「休の進授するや、文義を指摘し、事物を分別し、並びに章條あり」(52, 1225)といふのこそ、『漢書』の師法なるものの内容をつたえたものであろう。章句をくぎつての文義の指摘と、そこにあらわれる事物の解釋を主としたのであろうが、ところでこの孫登傳の記事は、『漢書』の師法をつたえたとともに、『漢書』の受容のありかたにかんしても興味ぶかい問題を示唆してはいないであらうか。すなわち、

(一) 孫權が孫登に『漢書』を読ませたのは、「近代の事」を學習させるのが目的であった。三國人にとって漢代はまだなお近代の領域に屬したわけだが、そのことはともかく、『漢書』がなんらかの實際の刑政に役だたせしめる書物として、いわば實用の書物として讀まれる場合のあつたことを想像させる。事實、それはしばしば爲政者や權力者の愛讀書となり、帝王學の書ともなつた。『漢書』の抄録がつくられ、またときとして改編がおこなわれたのは、もっぱらこの點にかかわっていると考へられる。

(二) 師法はほんらい經書傳授の方法であつて、それが『漢書』にも用いられたことは、『漢書』が三國のころすでに經書とならば位置を獲得していたことをもものがたつてゐる。やはり三國呉のひと、華覈の上疏の一節にも、「漢時の司馬遷、班固は威な命世の大才、撰する所は精妙にして六經と俱ともに傳つわる」(呉書華覈傳 33, 156)とある。いわば『漢書』は知識人共通の古典となつたのであつて、大量の注釋が書かれたのはもっぱらかかる受容の側面に對應するであらう。

『漢書』の受容にみられるこれら二様のありかたは、もとより截然と區別されるはずのものではなく、たがいに緊密に關連しあつていたと考へるべきであるが、いまはかりに(一)、(二)のごとくにわかつて考察をすすめることとする。

(一) 刑政の書としての漢書

永元四年(九二)のこと、後漢の和帝は、父章帝の皇后でありいまや皇太后として臨朝する竇太后、その弟の大將軍竇憲を

除かんものと、清河王慶をしてひそかに千乘王伉のところから『漢書』外戚傳を入手せしめるとともに、さらに慶から中常侍鄭衆に傳語のうえ、故事を求索させた。李賢注によると、漢の文帝が母薄姫の弟なる薄昭を誅した故事、また武帝が文帝竇皇后の從昆弟なる竇嬰を誅した故事をたずねさせたのだという(後漢書清河孝王慶傳 55, 200)。『漢書』外戚傳は、その贊に「漢興りてより孝平に終るまで外戚後庭の色寵もて著聞せるもの二十有餘人を序す。然れどもその位を保ち家を全うせる者は、唯だ文、景、武帝の太后及び邛成後の四人のみ」(HP. 97B, 24a)というごとく、後宮をめぐる陰慘な政争の記録によつてうずめられるが、それがいまや外戚竇憲を除くための故事をもとめるべく用いられたのであった。やがて和帝が勝利すると、竇憲は迫られて自害し、そのさい竇憲派の一人物であった班固も獄死をとげる⁽¹¹⁾。あたかもみずから設けたところの過酷な法網におちいた商鞅を彷彿させなくもない、歴史の皮肉であったというべきであろうか。

これは成書後まもない時期に『漢書』がきわめてなまなましい現實の用に供されたひとつの事例であるが、おなじ後漢時代には、應奉によつて『漢書後序』が著わされ、李賢注が引く袁山松『後漢書』によると、かれはまた『史記』『漢書』『東觀漢記』をけずつて、漢の創業から應奉の時代にいたるまで三百六十餘年のことを十七卷にまとめ、『漢事』と名づけたという(後漢書應奉傳 48, 1607~8)。應奉の子が舊注家の一人である應劭であるが、その『漢書』注については次章にゆずり、いまさしづめここでとりあげるべきは應劭の「駁議」のことであろう。すなわち、建安元年(一九六)、律令を刪定して成つた『漢儀』をたてまつる應劭の上奏文によると、律本章句、尙書舊事、廷尉板令、決事比例、司徒都目、五曹詔書、春秋斷獄を編集したほか、「駁議」三十篇を集め、類をもつてあい従え、すべて八十二事、その内譯は「其の漢書に見えるもの二十五、漢記(東觀漢記)は四、……其の二十六は博く古今の瓌璋の士、文章は煥炳、徳義は觀るべきものを採り、其の二十七は臣の創造する所」(同應劭傳 48, 1612~3)である⁽¹²⁾。けだし判決例の不當を駁したものであったらしく、『後漢書』にはその一事が引かれている。残念なのは『漢書』にみえるものではなく、『漢記』にみえるもの⁽¹³⁾にたいする駁議であるらしいことだが、そこに班固の言葉が引かれているのは注目されてよい。事件は安帝時代のことであつて、河間の尹次と潁川の史玉が殺人の罪に問われて死

罪に當てられることとなった。だが、尹次の兄の初と史玉の母の軍がそれぞれ身代りとなることを官府に依頼して、どちらも縊死してはてた。尙書の陳忠は「罪の疑わしきは輕きに從がう」の立場から尹次と史玉の罪を免じた。この判決について、無罪の初と軍を殺し、當死の次と玉を活かした非を駁する應劭は、その一節につきのごとくいう。「初と軍は片意地をはってみだりに自殺したのである。そのかみ、齊の召忽は公子糾の難に殉じたが、そのことを孔子は、溝瀆に經れて人これを知るなしと評している。鼂錯の父は錯の刻峻ぶりを非難し、かくてみづから生命をたつということをやってのけたが、そのことを班固も、趙母（趙括の母）の括を指して以てその宗を全うせしに如かず、と評している。また傳には、僕妾の感慨して死を致す者は能く義勇なるには非ず、顧だ慮なきのみ、という（初軍愚狷、妄自投斃、昔召忽親死子糾之難、而孔子曰、經於溝瀆、人莫之知、朝氏之父非錯刻峻、遂能自隕其命、班固亦云、不如趙母指括以全其宗、傳曰、僕妾感慨而致死者、非能義勇、顧無慮耳）」（同 88, 101）。孔子の言葉は『論語』憲問篇、班固の言葉は『漢書』鼂錯傳贊、傳の言葉は『史記』欒布列傳贊にみえてはいるが、かく成書のときからおよそ一世紀にして、『論語』『史記』とともに『漢書』の言葉がひとつの規範として引かれていることは、それになんらする評價はやく確立した事實として注目されるであろう。

應劭の同時代人である荀悅の『漢紀』は、編年體のスタイルをとるけれども、そもそもはあくまで『漢書』を藍本としたのであり、『漢書』が大部にすぎず翻讀に便ならざるため、獻帝の命によって編纂しなおされたのであった。その卷一の冒頭にいわく、「謹しんで舊書を約撰し、通じて之を敘べ、總べて帝紀と爲す。其の年月を列し、其の時事を比し、要を撮り凡を擧げ、其の大體を存す。旨は缺くる所少なきも、務めて省約に從がう、以て本書に副たらしめ、以て要紀と爲す」。「舊書」とい、「本書」というのが『漢書』をさしていること、いうまでもない。かく荀悅は『漢書』の要紀をつくるとともに、ことさらに即しての論評に力をそそいでいるが、これまた『漢書』を實際の用に供さんことを主眼とした改編であったためだと考えられる。そのほか桓範の『世要論』は、『漢書』のもろもろの雜事を抄撮したうえ、みづからの意をもって斟酌したものであったとつたえられるが、その書名からしてすでに『漢書』が刑政の實際に役だたしめる書物として讀まれる場合のあったこと

を、端的にものがたっているであろう。⁽¹⁴⁾

さてさきに『漢書』が爲政者や権力者の愛讀書となり、あるいは帝王學の書ともなったとのべたのは、以下の事實をふまえてのことであった。たとえば司馬懿の父、司馬防は『漢書』の名臣列傳を愛好し、數十萬言をそらんずることができたという。⁽¹⁵⁾ 孫權が太子の孫登に『漢書』の讀書をすすめたことはさきにのべたとおりだが、おなじ孫權はまたあるとき將軍の呂蒙と蔣欽にむかつて學問の必要を力説し、呂蒙がその時間がないとこたえると、つぎのようにさとした。「ぼくはきみが經書を治めて博士となることをねがうだろうか。ただ涉獵して過去のことがらをみてくれさえすればそれでよいのだ。きみは多忙だが、このぼくにくらべてどうかね。ぼくはわかいころ詩、書、禮記、左傳、國語に目をおし、周易を讀まなかつただけだ。政治を擔當することになって以後、三史や諸家の兵書をしらべているが、おおいに裨益するところがあると考えている。きみたち二人はあたまがすばらしくよい。學問すればきつものになる。やらない道理はない。さっそく孫子、六韜、左傳、國語、それに三史を讀みたまえ……(孤豈欲卿治經爲博士邪、但當令涉獵見往事耳、卿言多務、孰若孤、孤少時歷詩書禮記左傳國語、惟不讀易、至統事以來、省三史諸家兵書、自以爲大有所益、如卿二人、意性朗悟、學必得之、寧當不爲乎、宜急讀孫子六韜左傳國語及三史)」「三國志吳書呂蒙傳注引江表傳 34, 1274 ㄱ。かくて呂蒙はおおいに發奮し、舊儒も顔まけの學者となったというのだが、ここではさしあたり、三史が兵書とならべあげられていることに注目したい。兵書というのは、具體的には『孫子』であり、『太公六韜』であるだろう。かく三史、ひいては『漢書』は、また軍謀智略を教えてくれる書物として讀まれることがあったのではないか。蜀の先主劉備がその遺詔において後主にすすめた書物のリストにも、やはり『漢書』があげられ、『六韜』があげられている。「漢書や禮記を讀むがよい。ひまひまに諸子や六韜、商君書にざっと目をとおせば、あたまのプラスになるだろう(可讀漢書禮記、閒暇歷觀諸子及六韜商君書、益人意智)」「三國志蜀書先主傳注引諸葛亮集 33, 89ㄱ。『漢書』が兵書とならんで軍謀智略を教えてくれる書物として讀まれる場合があったのではないかというこの推測、注(14)にあげた桓範『世要論』についての馬國翰の解題に、「書中多く兵を行ふことを論ず。蓋し三國割據し、日々に干戈を尋ぬ。故に世を論ずる者詳びらかにこれを究めしならん」とのべてるのはひとつの

参考となるであろう。そしてこの推測をよりいっそうささえてくれる記録は、『三國志』にすくなくはないのである。すなわち、夏侯淵の第三子夏侯稱について、從孫の夏侯湛がその序をつくつていう。「稱、字は叔權。幼童のころから腕白連をあつめてその大將となるのが好きだった。遊びといえばきまづ戦争ごっこ。もし規律にそむくものがあるとそのたびに鞭で嚴罰をくわえ、だれもさからおうとするものはいない。父の淵はひそかにみどころがあると考へ、項羽傳および兵書を読ませようとしたが、いうことをきかず、やれることは自分でやるだけさ、ひとのまねなんてまっぴらだ、といった(稱字叔權、自孺子而好合聚童兒、爲之渠帥、戲必爲軍旅戰陳之事、有違者輒嚴以鞭捶、衆莫敢逆、淵陰奇之、使讀項羽傳及兵書、不肯曰、能則自爲耳、安能學人) (魏書夏侯淵傳注 9, 273)。「項羽本紀」といわずに「項羽傳」といつているのだから、夏侯淵はまちがいに『漢書』を課本として用いようとしたのである。また蜀の王平。「平は軍隊のなかで成長し、文字が書けず、わかるのはせいぜい十字にすぎなかったが、口述筆記させ、いつもいわんとするところが條理だつていた。またひとに史、漢のよろもろの本紀、列傳を讀ませて耳をかたむけ、その大義をつぶさに知り、しばしば論評をおこなつてその本指を失することがなかつた(平生長戎旅、手不能書、其所識不過十字、而口授作書、皆有意理、使人讀史漢諸紀傳、聽之、備知其大義、往往論說、不失其指) (蜀書王平傳 5, 105)」。そして吳の留贊の場合にとりわけ顯著である。「はげしい氣性で、兵書と三史を愛讀した。古の名將の戰鬪の場面になると、いつも書物にむかつてひとり嘆息し、そして親近のものをよんでかういふのであつた。いまや天下は亂れに亂れ、英雄豪傑がならびたつてゐる。前代をながめわたしてみると、富貴となるのはだれときまつてゐるわけではない……(性烈、好讀兵書及三史、每覽古良將戰攻之勢、輒對書獨歎、因呼諸近親謂曰、今天下擾亂、英豪並起、歷觀前世、富貴非有常人) (吳書孫峻傳注引吳書 64, 1445)」。時代がくだつて五胡諸政權の君主たちのなかにも、『漢書』の愛好者はすくなくなつた。劉元海¹⁶しかり、石勒しかり。ことに石勒のことは『世說』識鑒篇にのせられて有名である。「石勒は文盲であつた。ひとに漢書を讀ませて、酈食其が戰國六國の後裔を封建するよう進言し、印璽を刻んでいよいよかれらに授けようとするくだりになると、たいそう驚き、こんなやりかたではきつと失敗する、どうして天下を保ちお世話のたうらう、といった。やがて留侯張良が諫めるくだりになると、いっ

た。これがあつたおかげだつたのだ(石勒不知書、使人讀漢書、聞酈食其勸立六國後、刻印將授之、大驚曰、此法當失、云何得遂有天下、至留侯諫、
酒曰、頼有此耳)。ここにも『漢書』から政治の智慧をひきだそうとする態度がはつきりうかがわれるし、北魏の太祖道武帝の
『漢書』にたいする接しかたにもあいにもある。すなわち、道武帝は崔淵、字は玄伯をまねいて『漢書』を講ぜしめた
が、婁敬が魯元公主を匈奴に降嫁させることをすすめるくだりになると、嗟歎することしばし、かくして公主たちはすべて賓
附の國に降嫁させることとなり、朝臣の子弟たちはいかなる名族美彦であろうともいっさい公主に尙することができなくな
つたという(魏書崔玄伯傳 24, 621)。

(二) 舊注家たちの時代

前章では、後漢、三國、さらに五胡十六國の時代、もっぱら爲政者たちのあいだで、『漢書』が刑政の實際上の智慧をひき
だすべき書物として、あるいは軍謀智略をおしえてくれる書物として讀まれる側面をもつたことを指摘した。しかしその一方
では、はやくも後漢時代から、『漢書』の注釋が書きはじめられていたのである。漢、魏、晉の『漢書』注のあらまは、顔
師古の「前漢書敘例」、それはおよそ十條にわかれるのだが、その第二條にくわしい。そしてその末尾の第十條には、漢、魏、
晉を中心とする『漢書』注家あわせて二十三人の名氏と爵里のリストもそえられている。それは師古注が名をあげて引くとこ
ろの、いわゆる舊注に屬するひとたちのリストにほかならない。いま「敘例」第二條にそいつつ漢、魏、晉の『漢書』注につ
いて略述することにしよう。

『漢書』にはがんらい注解がなかつた。ただ服虔、應劭たちがそれぞれ音義をつくり、個別におこなわれた(漢書舊無注解、唯服
虔應劭等、各爲音義、自別施行)。

服虔の傳はもちろん『後漢書』儒林傳にそなわっているが、『春秋左氏傳解』のこのみをいい、『漢書』注のことはいわな
い。隋志に「漢書音訓一卷、服虔撰」を著録する。應劭の「駁議」についてはさきにふれたが、『後漢書』本傳には著書のひ

とつとして『集解漢書』をあげる(8, 164)。ただし隋志が「漢書一百一十五卷、漢護軍班固撰、太山太守應劭集解」、「漢書集解音義二十四卷、應劭撰」として著録するものは、「敘例」が後文で指摘し、また姚振宗が指摘しているように、前者は蔡謨撰、後者は臣瓚撰とあらためるべきである。さてところで、服虔、應劭以前にも『漢書』注がまったく存在しなかったわけではない。應劭の『集解漢書』には、その書名からも想像されるように、先人の注釋が集められていたものと考えられる。おなじ應劭の『風俗通義』卷六聲音篇に、「謹しんで漢書、書注を按ずるに、菰は吹鞭なり。菰なる者は無なり。其の節、威儀を憚わしくするを言う」、「謹しんで漢書注を按ずるに、菰は筍なり。其の聲音荻荻として、名目のずから定まるを言うなり」とあるほか、『史記』高祖本紀「其以沛爲朕湯沐邑」の集解にやはり『風俗通義』を引いて、「風俗通義に曰く、漢書注に、沛人の語初の發聲、皆な其⁹と云う。其なる者は楚言なり。高祖の始めて帝位に登るや、教令に其¹⁰と言ひ、後以つて常と爲すのみ」(SH. 8, 81)とあるのなどは、そのことをものがたっている。さらにまた『漢書』文帝紀後六年夏四月、大旱にあたり、「倉庾を發¹¹いて以て民を振¹²わ」したが、その師古注に引かれた應劭説に、「應劭曰く、水漕の倉を庾と曰う。胡公曰く、邑に在るを倉と曰い、野に在るを庾と曰う」(HP. 4, 18b)とある。師古注の體例から推して、胡公の説はすでに應劭注に引かれているものであるにちがいない¹⁰。胡公は『漢官解詁』の著者、胡廣であろうと推測される。

ともかく、後漢人の注釋としてはやく服虔と應劭のものがそれぞれ單獨に行なわれており、それらをひとつに集めたのが、西晉の晉灼であり、また臣瓚であった。「敘例」につづけていう。

「司馬氏の西晉時代になって晉灼があらわれ、集めて一部、凡そ十四卷とした。さらにいささか意をもつて増益し、ときには先人の當否を辯じ、漢書集注と稱した。たまたま永嘉の喪亂で晉室が流離遷徙すると、この書物はのこりはしたが、江南にはつたわらなかつた。かくして東晉から梁、陳にいたるまで、南方の學者はだれも目にしていない(至典午中朝、爰有晉灼、集爲一部、凡十四卷、又頗以意增益、時辯前人當否、號曰漢書集注、屬永嘉喪亂、金行播遷、此書雖存、不至江左、是以爰自東晉、迄于梁陳、南方學者、皆弗之見)。」

晉灼は河南のひと。晉の尙書郎（リスト参照）。隋志に「漢書集注十三卷、晉灼撰」を著録する。晉灼注は江南にはつたわらなかつたが、しかし五胡十六國をへて華北にはつたわつたわけで、この一段には、南朝の學者が目睹しえなかつた古い注釋をわが師古注は利用しえているという自負がこめられているごとくに感ぜられる。⁽²¹⁾つまり南學に對立するひとつの立場を表明したものと考えられるのであつて、この點についてはあらためてとりあげる機會があるだろう。

「また臣瓚なるものがあるが、姓族はわからない。その時代を考えてみると、やはり晉初のひとである。かれはさらに諸家の音義を總集したうえ、いささか自分の意見をそのおわりにつけくわえて前説を攻撃し、またしきりに竹書を引用して解明できたとおもいこんでいるが、見當ちがいがいいではない。凡そ二十四卷、二帙にわけられている。今日の集解音義がつまりこの書物である。ところが後世のひととそれを目にして臣瓚の著作であるとは知らず、應劭たちの集解であると考えているしまつた。王儉の七志、阮孝緒の七錄いずれもそのように標題しているが、これはわかつていないのだ。學者たちはさらに瓚の姓を斟酌し、あちらにくつつけこちらにくつつけて、なかには傅氏の一族だというものがある。だが明文がないからには、信用するわけにいかない⁽²²⁾（有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初、又總集諸家音義、稍以己之所見、續削其末、舉駁前説、喜引竹書、自謂甄明、非無差爽、凡二十四卷、分爲兩帙、今之集解音義、則是其書、而後人見者、不知臣瓚所作、乃謂之應劭等集解、王氏七志、阮氏七錄、並題云然、斯不審耳、學者又斟酌瓚姓、附著安施、或云傅族、既無明文、未足取信」。

汲冢竹書の發見は西晉武帝の咸寧五年（二七九）ないしは翌年の太康元年、あるいはさらに翌年の太康二年の事實であり、そのことから臣瓚を西晉時代のひととするのは妥當な見解であろう。新出の汲冢竹書をつかつての史書研究は、當時の流行であつたおもむきがある。⁽²³⁾ともかく臣瓚注が竹書をさかんに利用すること、以下に列記するとおりである。とくにその(2)(6)(8)について、顔師古が「喜んで竹書を引き、自ら甄明せりと謂いしも、差爽なくんばあらず」とのべる意味をも同時にくみとっていただきたい。

- (1) 高帝紀「魏人周市略地豐沛、使人謂雍齒曰、豐、故梁徙也。文穎曰、晉大夫畢萬封魏、今河東河北縣是也、其後爲秦所逼徙都、今魏郡魏縣是也、至文侯孫惠王、畏秦、復徙都大梁、今浚儀縣大梁亭是也、故世或言魏惠王、或言梁惠王、至孫假爲秦所滅、轉東徙於豐、故曰豐故梁徙也、臣瓚曰、史記及世本、畢萬居魏、昭子徙安邑、文侯亦居之、汲郡古文云、惠王之六年、自安邑遷於大梁、師古曰、魏不常都於魏郡魏縣、瓚說是也、其他則如文氏之釋」(HP. 1A, 11 a)
- (2) 武帝紀元鼎四年「詔曰、祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、觀于周室、邈而無祀、詢問耆老、迺得擊子嘉、其封嘉爲周子南君、臣瓚曰、汲、豸、古文謂衛將軍文子爲子南彌牟、其後有子南固子南勁、紀年、勁朝于魏、後惠成王如衛、命子南爲侯、秦并六國、衛最後亡、疑嘉是衛後、故氏子南而稱君也、初元五年爲周承休侯、元始四年爲鄭公、建武十三年封于觀爲衛公、師古曰、子南、其封邑之號、以爲周後、故總言周子南君、瓚說非也、例不先言姓而後稱君、且自嘉已下、皆姓姬氏、著在史傳、以奉周祀」(HP. 6, 19 a~b)
- (3) 地理志「右扶風……枸邑 有豳鄉、詩豳國、公劉所都、應劭曰、左氏傳曰、畢原酈郇、文之昭也、郇侯賈伯伐晉、是也、臣瓚曰、汲郡古文、晉武公滅荀以賜大夫原氏黯、是爲荀叔、又云、文公城荀、然則荀當在晉之境內、不得在扶風界也、今河東有荀城、古荀國、師古曰、瓚說是也、此枸讀與荀同、自別邑耳、非伐晉者」(HP. 28 A1, 35 a)
- (4) 同「河東郡……北屈 禹貢壺口山在東南、莽曰朕北、應劭曰、有南故稱北、臣瓚曰、汲郡古文、翟章救鄭、次於南屈、師古曰、屈音居勿反、卽晉公子夷吾所居」(HP. 28 A1, 51 a)
- (5) 同「河南郡……開封 逢池在東北、或曰、宋之逢澤也、臣瓚曰、汲郡古文、梁惠王發逢忌之藪以賜民、今浚儀有逢陂忌澤、是也」(HP. 28 A1, 73 a~b)
- (6) 同「潁川郡……陽翟 夏禹國、周末、韓景侯自新鄭徙此、戶四萬一千六百五十、口十萬九千、莽曰潁川、應劭曰、夏禹都也、臣瓚曰、世本、禹都陽城、汲郡古文亦云居之、不居陽翟也、師古曰、陽翟、本禹所受封也、應瓚之說皆非」(HP. 28 A1, 86 a~b)
- (7) 同「潁川郡……父城 應鄉、故國、周武王弟所封、應劭曰、韓詩外傳、周成王與弟戲以桐葉爲圭、吾以此封汝、周公曰、天子無戲言、王應時而封、故曰應侯鄉、是也、臣瓚曰、呂氏春秋曰、成王以戲授桐葉爲圭、以封叔虞、非應侯也、汲郡古文、殷時已有有國、非成王之所造也、師古曰、武王之弟、自封應國、非桐圭之事也、應氏之說、蓋失之焉、又據左氏傳云、邳晉應韓、武之穆也、是則應侯武王子、又與志說不同」(HP. 28 A1, 90 a)

(8) 同「北海郡……平壽へ應劭曰、古埉尋、禹後、今埉城是也、臣瓚曰、埉尋在河南、不在此也、汲郡古文云、大康居埉尋、羿亦居之、桀亦居之、尙書序云、大康失邦、昆弟五人須于洛汭、此即大康所居爲近洛也、又吳起對魏武侯曰、昔夏桀之居、左河濟、右太華、伊闕在其南、羊腸在其北、河南城爲值之、又周書度邑篇曰、武王問太公曰、吾將因有夏之居、南望過于三塗、北瞻望于有河、有夏之居、卽河南是也、師古曰、應說止云埉尋本是禹後耳、何豫夏國之都乎、瓚說非也、埉音對」(HP. 28 A1, 83 a)

あらためて「敍例」の記述にもどらう。

「蔡謨は臣瓚注一部すべてをとって漢書本文のなかにばらまいた。これ以後、はじめて注本があらわれたのである。だがかゝるがえは浮薄、しごとは輕佻であつて、慎重な點檢をくわえず、編纂は破綻を示し、錯亂のところはまことに多い。ときには本文をきり離して辭句をへだててしまつてしまつた。穿鑿の説がみだりにおこつてきたのは、まったくもつてこのせいであつて、注を施さぬ以前とまるで面目がかわつてしまつた。蔡謨みずからも二、三ヶ所に意見をくわえているが、學者にはまったくやくにたたない(蔡謨全取臣瓚一部、散入漢書、自此以來、始有注本、但意浮功淺、不加隱括、屬輯乖舛、錯亂實多、或迺離析本文、隔其辭句、穿鑿妄起、職此之由、與未注之前、大不同矣、謨亦有兩三處錯意、然於學者、竟無弘益)」。

蔡謨(二八一—三五六)、字は道明、は東晉初の重臣の一人。「晉書」に傳がそなわり、「應劭以來の班固漢書に注せし者を總べ、これが集解を爲る」(77, 204)という。「謨亦た兩三處、意を錯く有り」とは、けだしつぎの諸條をさすのであらう。とくにその(3)に注目していただきたい。

資料Ⅱ 師古注にみえる蔡謨說

(1) 賈誼傳「高皇帝以明聖威武即天子位、割膏腴之地以王諸公、多者百餘城、少者乃三四十縣、惠至渥也、然其後十年之間、反者九起、陛下之與諸公、非親角材而臣之也、又非身封王之也、自高皇帝不能以是一歲爲安、故臣知陛下之不能也、然尙有可諉者、曰疏へ孟康曰、諉、累也、以疏爲累、言不以國也、蔡謨曰、諉者託也、尙可託言信越等以疏故反、故其下句曰、臣請試言其親者、親者亦侍彊爲亂、明

信等不以疏也、師古曰、蔡說是也、謬音女瑞反、臣請試言其親者」(HP. 48, 12 a~b)

(2) 韋賢傳「鄒魯諺曰、遺子黃金滿籩、不如一經(如淳曰、籩、竹器、受三四斗、今陳留俗有此器、蔡謨曰、滿籩者、言其多耳、非器名也、若論陳留之俗、則我陳「留」人也、不聞有此器、師古曰、許慎說文解字云、籩、笮也、揚雄方言云、陳楚宋魏之間、謂笮爲籩、然則筐籠之屬是也、今書本籩字或作盈、又是盈滿之義、蓋兩通也)」(HP. 73, 4b~5 a)

(3) 貨殖傳「昔粵王句踐困於會稽之上、迺用范蠡計然(孟康曰、姓計名然、越臣也、蔡謨曰、計然者、范蠡所著書篇名耳、非人也、謂之計然者、所計而然也、群書所稱句踐之賢佐、種蠡爲首、豈聞復有姓計名然者乎、若有此人、越但用半策、便以致霸、是功重於范蠡、蠡之師也、焉有如此而越國不記其事、書籍不見其名、史遷不述其傳乎、師古曰、蔡說謬矣、據古今人表、計然列在第四等、豈是范蠡書篇乎、計然一號計研、故竇戲曰、研桑心計於無垠、即謂此耳、計然者、濮上人也、博學無所不通、尤善計算、嘗南游越、范蠡卑身事之、其書則有萬物錄、著五方所出、皆直述之、事見皇覽及晉中經簿、又吳越春秋及越絕書並作計倪、此則倪研及然、聲皆相近、實一人耳、何云書籍不見哉)」(HP. 91, 3b~4 a)

蔡謨以前の『漢書』注はすべて單注本のかたちでおこなわれていたのだが、ここにおいてはじめて注本が出現した。蔡謨注はほぼ全面的に臣瓚注を踏襲しつつ、それを本文のなかに散入したのである。だが本文が割裂されたために、そしてしばしば不當な割裂がおこなわれたために、後人のあいだにさまざまの穿鑿の説を生ぜしめる端緒をひらいた、と顏師古は非難している。晉灼注が華北につたわったのにたいし、蔡謨注本こそ江南につたわった『漢書』注の祖本であったことをおもうと、それについて顏師古がきわめて批判的な態度を持っていることは、これまた記憶にとどめておくべきことがらのひとつであろうと考えられる。

「敍例」の第二條は以上でおわるのだが、そこにのべられている關係を簡単に圖示すればおよそつぎのようになるであろう。

服虔
應劭
晉灼
臣瓚
蔡謨

ところでいわゆる舊注はこの五家にとどまるわけではない。「敍例」第十條のリストには、これら五家のほかさらに十八家

の名があげられている。煩をいとわずにいまそれをここにうつし、かつ必要に應じていささかの解説をくわえることとする。

(1) 「荀悦、字は仲豫。潁川の人。後漢の祕書監」。先述したとおり『漢紀』の撰者である。師古注はもっぱら本紀の注として、「高祖（荀悦曰く、諱は邦、字は季、邦の字を國と曰う）」（高帝紀上 HP. I A, 1 b）、「孝武皇帝（荀悦曰く、諱は徹之、字を通と曰う）」（武帝紀 HP. 6, 1 a）のごとく、天子の諱を示すために荀悦の説を引用する。荀悦に『漢書』の注があったわけではない。がんらい『漢紀』に天子の諱と避諱にかんする執筆例がそなわっていたのからの引用かと想像される。

(2) 「伏巖、字は景宏。琅邪の人」。

(3) 「劉徳。北海の人」。

(4) 「鄭氏。晉灼音義序に云く、其の名を知らず、と。而るに臣瓚集解は輒すなわち鄭徳と云う。既に據る所なければ、今は晉灼に依り、但だ鄭氏と稱するのみ」。晉灼の意見が尊重され、蔡謨注本がもとづくところの臣瓚集解の意見がしりぞけられていることは、やはり注目にあたいる。

(5) 「李斐。出ずる所の郡縣を詳びらかにせず」。

(6) 「李奇。南陽の人」。

(7) 「鄧展。南陽の人。魏（まさに漢とあらたむべし。以下おなじ）の建安中、奮威將軍と爲り、高樂郷侯に封ぜらる」。『三國志』魏書文帝紀注に引かれる曹丕の『典論』自叙に、あるとき曹丕が酒のいきおいにまかせて、食膳の芋蔗をとって鄧展と擊劍の手あわせをした話が見えている（2, 90）。

(8) 「文穎、字は叔良。南陽の人。後漢末の荊州從事。魏（漢）の建安中、甘陵府丞と爲る」。

(9) 「張揖、字は稚讓。清河の人。魏の太和中、博士と爲る」。余靖は「一に河間の人と云う」と「叙例」に注し、また「ただ司馬相如傳一卷を解するのみ」と注している。『廣雅』の著者である。

(10) 「蘇林、字は孝友。陳留外黃の人。魏の給事中、領祕書監、散騎常侍、永安衛尉、太中大夫。黃初中、博士に遷り、安成

亭侯に封ぜらる」。事績は『三國志』魏書高堂隆傳(25, 717)、劉劭傳注引魏略(21, 621)にみえ、古今の字指にあかるい經學者。王肅傳注(2, 420)によると、『魏略』は蘇林等七人を儒宗傳に列していた。

(11) 「張晏、字は子博。中山の人」。

(12) 「如淳。馮翊の人。魏の陳郡丞」。

(13) 「孟康、字は公休。安平廣宗の人。魏の散騎常侍、弘農太守、領典農校尉、勃海太守、給事中、散騎侍郎、中書令。後に轉じて監と爲り、廣陵亭侯に封ぜらる」。隋志に「梁に漢書孟康音九卷あり」という。

(14) 「項昭。何この郡縣の人なるやを詳びらかにせず」。姚振宗は隋志に「漢書敘傳五卷、項岱撰」とあるそのひとか、晉諱を避けて昭を岱とあらためたか、と疑がっている。そして項昭の説がただ敘傳の注にのみ引かれていることを注意する。

(15) 「韋昭、字は弘嗣。吳郡雲陽の人。吳朝の尙書郎、太史令、中書郎、博士、祭酒、中書僕射。高陵亭侯に封ぜらる」。すなわち『三國志』吳書に傳のそなわる韋曜である。隋志に「漢書音義七卷、韋昭撰」を著録する。

(16) 「劉寶、字は道眞。高平の人。晉の中書郎、河内太守、御史中丞、太子中庶子、吏部郎、安北將軍」。余靖は「皇太子に侍して漢書を講じ、別に駁議あり」と注している。隋志に「漢書駁議二卷、晉安北將軍劉寶撰」を著録する。

(17) 「郭璞、字は景純。河東の人。晉の贈弘農太守」。余靖は「ただ相如傳序および游獵の詩賦に注するのみ」といつている。郭璞はもちろん『晉書』に傳がそなわる。

(18) 「崔浩……」。これのみは例外的に北魏のひとつ。考察はのちにゆずる。

ではこれら十八家とさきあげた五家との關係はどうなるのか。王鳴盛にしたがえば、晉灼注には、服虔、應劭のほか、伏儼、劉德、鄭氏、李斐、李奇、鄧展、文穎、張揖、蘇林、張晏、如淳、孟康、項昭、韋昭あわせて十四家の説が、そして臣瓚注にはさらに劉寶の説がとりいれられた。蔡謨注本が臣瓚注を全面的に襲うものであったことは先述したとおりであって、この三家、すなわち荀悅、郭璞、崔浩の説を師古注があらたに増益した、ということになる。⁽²⁶⁾

ともかく、右のリストを通覧すれば、魏晉の時代が『漢書』注釋のひとつのピークをなしたことはあきらかであろう。いわゆる舊注の時代であり、かくも多數の『漢書』注家の出現は、『漢書』がひろく讀まれ、當時のひとつとの教養の形成にあずかったことに照應する現象であつた。「史漢」は請談家たちの讀書のひとつでもあつて、一日、名士たちが洛水に遊んだときのたのしさを、王衍は樂廣にこうかたつている。「裴僕射（裴頠）は善く名理を談じ、混混として雅致あり。張茂先（張華）は史漢を論じ、靡靡として聽く可し。我は王安豐（王戎）と延陵と子房を説き、亦た超超として女著す」（世説言語篇）。そしてその劉孝標注に引かれた『晉陽秋』には、「世祖武帝があるとき漢のことについてたずね、建章千門萬戸のことにおよぶと、張華は地面に圖を書きあげ、その應對ぶりは流れるごとく、張安世も顔まげするほどであつた（世祖嘗問漢事、及建章千門萬戸、華畫地成圖、應對如流、張安世不能過也）」といつている。あるいはまた鄭默は、皇后の父の楊駿からその女を息子の嫁におしつけられると、「わたしはいつも雋不疑傳を讀み、日ごろからその人物をしたつております。權貴をおそれ遠ざけるのは、わが家代々の傳統であります（吾每讀雋不疑傳、常想其人、畏遠權貴、奕世所守）」（晉書4、125）と辭退したし、華譚は晉の武帝にたいする對策文において、「西北に未だ羈かざるの寇あり、殊漠に朝せざるの虜ありと雖も、これを征すれば則ち師を勞らせ、これを得るも則ち益なし。故に班固云く、其の地を有するも耕やして食らう可からず、其の人を得るも臣として畜う可からず。來たれば則ち懲らしめてこれを禦ぎ、去れば則ち備えてこれを守る、と（匈奴傳贊）。蓋し邊を安んずるの術なり」と主張し（同 52、145）、左思は賈謐に請われて『漢書』を講じ（同 82、237）、葛洪には『漢書抄』三十卷があつた（隋志等々、『漢書』にかんする記事は應接にいとまがないのである。そして「名士優劣論」の一章に司馬遷と班固の優劣をとりあげた張輔が、その文章を「世人は司馬遷、班固を論じて、多く固を以て勝ると爲すも、余は以て失と爲す」と書きだしているのは、けだし當時の『史記』と『漢書』にたいする評價のおちつくところを示すものであろう。「名士優劣論」の他の二章、すなわち曹操と劉備、樂毅と諸葛孔明の比較論いづれも世人の常識をくつがえすところに張輔のねらいがあつた。「世人は司馬遷と班固を論評して、おおむね班固の方がまさつていると考へているが、余はまちがいだとおもう。司馬遷は三千年のことを敘述するのに五十萬言、班固は二

百年のことを敘述するのに八十萬言をついやして、班固は簡潔でかなわない。およぼざる第一點である。良史の記事たるや、善は勸獎とするにたり、惡は鑒戒とするにたるものだ。人の世のよしなしごと、ありきたりの小事などをすみずみまで書く必要はない。およぼざる第二點である。晁錯をこきおろして忠臣の道を傷つけた。およぼざる第三點である。司馬遷は創造であるうえ班固はそれによりかかっているのだから、難易はますますおなじではない。しかも司馬遷は蘇秦、張儀、范雎、蔡澤のために傳を書いて流麗な才筆を自由にあやつり、その點でもかれの大才は十分にあきらかである。これぞまことに良史たるゆえんである（世人論司馬遷班固、多以固爲勝、余以爲失、遷鉞三千年事、五十萬言、固鉞二百年事、八十萬言、固煩省不敵、不如一也、良史述事、善足以獎勵、惡足以鑒誡、人道之常、中流小事、無取皆書、不如二也、毀敗晁錯、傷忠臣之道、不如三也、遷既造劍、固又因循、難易益不同矣、又遷爲蘇秦張儀范雎蔡澤作傳、逞詞流離、亦足以明其大才、此眞所以爲良史也）（藝文類聚卷二二、人事部品藻）。以上にあげたひとたちは、葛洪が東晉初期まで生存したのをのぞけば、すべて西晉時代に活躍した。

四 江南における漢書研究

さしもたかまりをみせた『漢書』の注釋も、晉室の南遷以後およそ百五十年ほどにわたってしばらく跡をたつたごとくである。東晉の蔡謨注本がいちおうの標準的なテキストと注釋を提供したからであろう。『舊唐書』經籍志は「漢書決疑十二卷、顏延年撰」なるものを著録するが、宋の顏延年、すなわち顏延之に『漢書』注があったとは考えられない。『新唐書』藝文志が、顏遊秦撰とするのにまさにしたがうべきであろう。顏師古の叔父にあたる顏遊秦の『漢書決疑』のことは第Ⅱ部でとりあげる。

さて注釋が脱落したおよそ百五十年間においていささか注目にあたいるのは、刑死を目前にひかえた范曄が獄中から甥姪たちにおくった書簡であろう。「がんらい史書にはかかわりがなく、ただただいつもわからないものだと感じるばかりであった。それが後漢書を書いてからというもの、しだいにてがかりがつかめるようになった。古今の著述や評論を子細に検討して

みるのに、感心できるものはほとんどない。班固はもつとも高名であるが、ゆきあたりばったりで體例がないから、順序だてて論評できない。卷末の贊（敘傳）は理窟からいっておよそ得るところがなく、ただ志の部分が推奨できるだけだ。そのひろくゆたかなことはおよびもつかないし、きちんとしておいたところはなかなかのものだ……（ぼくは後漢書に）あまねく諸志を設けて、前漢書にあるかぎりのものはことごとく備えたい抱負をもっていた。（そこに記すことがらは）かならずしもそう多くはなからうが、ひとまず現在の文章で完了したものとす（本末關史書、政恒覺其不可解耳、既造漢書、轉得統緒、詳觀古今著述及評論、殆少可意者、班氏最有高名、既任情無例、不可甲乙辨、後贊於理近無所得、唯志可推耳、博瞻不可及之、整理未必愧也、……欲徧作諸志、前漢所有者悉令備、雖事不必多、且使見文得盡）」（宋書 89, 1897）。『後漢書』の撰者范曄の念頭をかたときも離れなかつたのは、班固の『漢書』のことであつたのである。志の部分はともかくとして、范曄にとつて『漢書』は否定されるべき對象ではあつたけれども、その存在が『後漢書』執筆の意欲をおおいかきたたてたのであつた。かれは『漢書』よりもむしろ『史記』にならおうとした。『後漢書』班彪班固傳論はその多くを華嶠におつていられるらしいが、司馬遷と班固の比較論に終始してまことに雄辯である。『漢書』の謹嚴整齊ぶりをおとしめ、『史記』のますらおぶりを顯彰して范曄はつぎのごとくいう。「彪と固は遷を譏つて以爲らく、是非は頗ぶる聖人に謬る、と。然れども其の論議は常に節に死せるものを排け、正直を否み、而して身を殺して仁を成すこと之美たるを敘べざるは、則ち仁義を輕んじ、守節を賤しむこと愈だしきなり」（40B, 1886）。これら范曄の史論にかんしては、拙稿「范曄と劉知幾」（東海史學四）を参照していただければ幸わいである。

しばらく跡をたつていた『漢書』の注釋であつたが、南齊にいたつてようやく陸澄のものが出現する。隋志に「漢書注一卷、齊金紫光祿大夫陸澄撰」、また「梁有……陸澄注漢書一百二卷」と著録されるものである。その殘闕すら今日には傳わらないが、幸わいにも『史通』補注篇によつてその體裁の概要を知ることができる。「……さてつぎに好事家で異聞をひろめようとおもいながら、才能力量が不足し、自分の力では成就できないものは、先人の驥尾に付し、千里の駒として衆人にぬきんできうとする。かくてさまざまの史書のこととなつた記録をつづりあわせ、先人の著作のかけたところをおぎなおうとするのである。

裴松之の三國志注、陸澄、劉昭の兩漢書注、劉彤の晉紀注、劉孝標の世說注の類がそれだ（次有好事之子、思廣異聞、而才短力微、不能自達、庶憑驪尾、千里絕群、遂乃掇衆史之異辭、補前書之所闕、若裴松之三國志陸澄劉昭兩漢書劉彤晉紀劉孝標世說之類是也）。「陸澄の漢書注は大部分が史記の引用であつて、もしこちらが一言をかき、あちらが半句を増しておれば、すべてそれを摘みあげて注釋とし、異説だと標榜しているが、耳目をごまかすだけであつて披閱にたえるしろものではない（陸澄所注班史、多引司馬遷之書、若此缺一言、彼增半句、皆採摘成法、標爲異說、有昏耳目、難爲披覽）。つまり『漢書』そのものに即しての注釋ではなくして、もつぱら『史記』との異同をひろい、それを異聞として集めた注釋であつたことを知る。

そのほか南齊の時代には、注釋こそ著わすにはいたらなかつたけれども、『漢書』に精通した人物として崔慰祖があつた。「學問を愛し、その聚書は萬卷にのぼつた。……建武中、詔をもつて士人を推舉させたとき、從兄の崔慧景は慰祖と平原の劉孝標の二人を碩學として推舉した。明帝は縣令にこころみようとしたが、慰祖は辭退して就かなかつた。國子祭酒の沈約、吏部郎の謝朓たちが、ある日、吏部の役所で賓友あいつどつたとき、それぞれ慰祖に漢書地理志の不明の箇所十餘事について質問した。慰祖はどもりであつたため辯舌さわやかというわけにはいかなかつたが、こたえのもとづくところは精確をきわめ、同席した面々はほめちぎつた。謝朓は、たとい班固、司馬遷が生きかへつたとしても、これ以上にはゆくまい、と感心した。……死をひかえて從弟の崔緯にあたえた書簡につきのようにのべている。日ごろから司馬遷、班固の二史にあらためて注釋を書くつもりで、史記、漢書が遺漏している二百餘事を探つて手文庫にしまつてある。檢討書寫して大意を存するがよい……（好學、聚書至萬卷、……建武中、詔舉士、從兄慧景舉慰祖及平原劉孝標並碩學、帝欲試以百里、慰祖辭不就、國子祭酒沈約、吏部郎謝朓、嘗於吏部省中賓友俱集、各問慰祖地理中所不悉十餘事、慰祖口吃、無華辭、而酬據精悉、一座稱服之、朓歎曰、假使班馬復生、無以過此、……臨卒、與從弟緯書云、常欲更注遷固二史、採史漢所漏二百餘事、在廚簾、可檢寫之、以存大意」（南齊書文學傳 32, 301~2）。崔慰祖が意圖したところも、「史漢漏らす所の二百餘事を探つて」というのだから、やはり異聞を集めんことをねらいとした注釋であつたことはあきらからかである。やがて説かれるように、梁代になるとにわか大量の『漢書』注が出現するのだが、それらについてうかがえるひとつの特色は、陸澄

や崔慰祖によつて先鞭をつけられたところの傾向、すなわち異聞を集めるといふ點に存した。顏師古は「敍例」の第九條に、「近代の史注は該博を競い、どつきり雜説を引いてきては本文を攻撃している（近代注史、競爲該博、多引雜説、攻撃本文）」とのべている。これはあきらかに江南の『漢書』注を意識して吐かれた言葉なのであるが、江南の『漢書』注が異聞を集めることをひとつの特色としていたと考えてこそ理解しやすいものとなるであろう。そして顏師古がいみじくも「競つて該博を爲す」と喝破した近代の史注の性格は、それはそのままうつして江南、とりわけ齊梁時代の精神的風土とすることができるとはあるまいか。とすれば、江南の『漢書』注はやはりかかる精神的風土の所産たることをまのがれなかった。いましばらく本題をはなれてその方面についての概觀をこころみよう。

齊梁の士大夫たちは、奇をてらい、他人の意表をつき、知識をひけらかすことに生きがいを見いだしたごとくに感ぜられる。そうすることがかれらの知的プライドを保證し、満足させてくれたのであった。かかる精神の發露は、なによりもこの時代における類書盛行の現象にみとめられるであろう。類書は撰者自身の知識のひけらかしであるとともに、知識のひけらかしを必要とした士大夫一般の需要にこたえるものでもあった。類書のなかでもとりわけ梁の劉孝標の『類苑』と梁の武帝勅撰の『華林遍略』であり、兩書の成立にかんしては出入をともなつた諸記録が『梁書』『南史』に散見するが、唐の杜寶の『大業雜記』は兩書の關係をかたつてまことに興味ぶかい。「祕書監柳顧言の言にいわく、梁主は隱士の劉孝標が類苑百二十卷を撰述して、天下のことはすべてこの書物につくされており、一物として遺漏はないと自慢したため、梁武は内心承服できず、さっそく華林園學士七百餘名に勅命して、一人ごとに一卷を撰述させた。その事類—項目別事例—は類苑にまさること數倍であつた（祕書監柳顧言曰、梁主以隱士劉孝標撰類苑百二十卷、自言天下之事、畢盡此書、無一物遺漏、梁武心不伏、即敕華林園學士七百餘人、人撰一卷、其事類數倍多于類苑）。このように、一人の隱士と天子とすらが博識をきそつてたがいに張りあわなければならなかつたのである。そして詩文についても、ひとの知らないめづらしい典故の頻用がめだつた。「宋の孝武帝の大明年間、廢帝の泰始年間には、文章は書物の抜きがき同然となつた。最近の任昉、王融たちは、言葉の新鮮さはそちのけで、競つて目あたらしい故事を使用し、そ

れ以來、そのことが作家たちのあいだではしだいに流行現象となつてゐる（大明泰始中、文章殆同書鈔、近任昉王元長等、詞不貴奇、競須新事、爾來作者、寢以成俗）（詩品總論）。そもそも類書がなによりも詩文制作の需要にこたえるものであつたこと、いうまでもない。⁽²⁸⁾ またあらたな材料を博搜すべく聚書もさかんにおこなわれたが、そのさいにも、部數の多きことをほこるのもさることながら、このんで異本の蒐集につとめられる傾向があつた。「王僧孺は書籍を愛好し、その聚書は一萬卷あまりにもものぼつた。大多數が異本であつて、沈約、任昉の藏書に匹敵した。わかいときからとてもエネルギーで、目にしない書物はないというありさま。その文章は光彩陸離として、ひとがみたこともない目あたらしい故事を多用し、世間ではその豊かさをめでた（僧孺好墳籍、聚書至萬餘卷、率多異本、與沈約任昉家書相埒、少篤志精力、於書無所不睹、其文麗逸、多用新事人所未見者、世重其富）」（梁書 33, 47）。「文才をもつて認められ、時人は、任昉の散文に沈約の詩、とよんだ。任昉はそのことを耳にしたいそう氣に病み、晩年にはしだいに詩作をこのんだ。こうして沈約をだしぬいてやろうと考えたのだが、典故使用過多のために表現がなめらかにゆかない。以後、都人士がそれをしたつたためいっそう穿鑿にかたむき、かくして才がすりきれてしまつたとの評判がたつた。博學であつて典籍で目にしないものはなく、家は貧しかったが聚書は一萬卷あまりにのぼり、大多數が異本であつた。かれの死後、梁の武帝は學士の賀縱に命じて沈約とともにその書目を調査させ、官府にない書物をかれの家からめしあげた（既以文才見知、時人云任筆沈詩、昉聞甚以爲病、晚節轉好著詩、欲以傾沈、用事過多、屬辭不得流便、自爾都下士子慕之、轉爲穿鑿、於是才盡之談矣、博學、於書無所不見、家雖貧、聚書至萬餘卷、率多異本、及卒後、武帝使學士賀縱共沈約勸其書目、官無者就其家取之）」（南史 59, 145）。そしてゆきつくところ、知識のひけらかしはついにひとつの遊戯とまで化したのである。南齊の王儉がはじめたつたえられる隸事がそれであつて、⁽²⁹⁾ 隸事とは、和語にうつせばさしづめ「ものはづくし」。「物を類してこれを隸す」と定義されるように、あるひとつの物名が出題されると、それに關連する古人の詩文をいくつ列舉しうるかで勝敗をきそつた。そして注目されるのは、その題と答とが類書の項目と項目のもとに列舉される事例とにそのまま對應することである。『類苑』の撰者劉孝標も、『華林遍略』を勅撰させた梁武も、當然のことながらいづれおとらぬ隸事のマニアであり、⁽³⁰⁾ さらにまた『漢書』注を著わした南齊の陸澄もやはり隸事の

名手であったことを、このさいとくにいいそえておかなければなるまい。「王儉は尙書省で衣裳箱や机のなかのこまごました服飾品をとりだして、學士たちに隸事をやらせ、列舉したことがらの多いものにくれてやった。めいめいそれぞれひとつかふたつのものをせしめたが、おかれてやってきた陸澄は、面々のだれもが知らないことがらをさらにそれぞれ數條づつあげると、品物をすっかりかつさらって出ていった(儉在尙書省、出巾箱机案雜服飾、令學士隸事、事多者與之、人人各得一兩物、澄後來、更出諸人所不知事、復各數條、并奪物將去)」(南齊書 39, 685)。

本題にもどろう。南齊の陸澄にひきつづいて、梁、陳の時代には實におびただしいばかりの『漢書』注が出現した。後漢末、魏、晉の時代に『漢書』注の第一次のピークが存したとすれば、この時代こそその第二次のピークであったということができる。それら諸注釋のごく一部をのぞいて一片の殘闕斷文すらのこされていらない今日では、もはやその内容なり性格なりを的確に把握することはむづかしいが、傳統的な訓詁の注釋にまじって、珍奇な材料を集めて注釋としたものがやはりすくなくなつたのではあるまいか。隋志に著錄されるものを以下に摘み、若干の解説をほどこそう。

「漢書音二卷、梁の尋陽太守劉顯撰」。劉顯(梁書 5, 570以下、南史 50, 1339以下、四八一—五四三)の『漢書』にかんする記事が『顏氏家訓』書證篇につきのごとくみえている。「田冑、賀上、の漢書の一文(高帝紀下 H.P. 1, B. 8c)、江南のテキストはすべて冑の字に作っていた。沛國の劉顯は經籍を博覽し、とりわけ班固の漢書に精通しており、梁の時代、漢聖とよばれたが、顯の子の劉臻は家業をおとすことなく、漢書を讀んださい田冑とよんだ。梁の元帝があるときそのわけをたずねると、こう答えた。なぜそうなのかわかりませぬが、ただ臣の家に古くからつたわるテキストは雌黃で冑を冑とあらためております。元帝は文句のつけようがなかった。わたし(顏之推)が江北にやってきて、テキストをみたところ冑となっていた(漢書田冑賀上、江南本皆作冑字、沛國劉顯博覽經籍、偏精班漢、梁代謂之漢聖、顯子臻不墜家業、讀班史呼爲田冑、梁元帝嘗問之、答曰、此無義可求、但臣家舊本、以雌黃改冑爲冑、元帝無以難之、吾至江北、見本爲冑)(100a)。漢書の學は實に沛國の劉氏の家學であつたのであり、やがてのちに劉臻(隋書文學傳 76, 1751以下、北史文苑傳 83, 2809以下、五二七—九八)もやはり漢聖の異名をとることとなる。そして「義の求むるべきなきも」とい

う劉臻のかたりぶりは、劉氏がいかにもいわゆる師法の傳承者であったことをよわせてはいないであろうか。顔氏の漢書の學は、顔之推以來、この劉氏とふかいつながりがあったのではないかとわたしは想像している。⁽³¹⁾

「漢書音二卷、夏侯詠撰」。夏侯詠の名も『周易』蜀才注との關連で『家訓』書證篇にみえている。⁽³²⁾

「漢書續訓三卷、梁平北諮議參軍韋稜撰」。京兆の韋氏が江南王朝に仕えたのはかなり時代がおくれる。韋稜の曾祖父にあたる韋玄は終南山に隱棲し、後秦王朝の征服に成功した劉裕の辟召にも應じなかった。そして大伯父の韋祖征、祖父の韋祖歸がようやく宋末に出仕した。父の韋叡は萬石君ならびに陸賈のひとりとなりをした、二人の像を壁に畫いてたのしむ漢代主義者であったが、その傳につづけていう。「そのころ年老いてはいたが、それでも閑日には子供たちに學問を課した。第三子の稜はとりわけ經史にあかるく、世間ではその博識をたたえた。叡はいつも稜を坐らせて書物について説明させたが、かれの發明指摘するところは稜とても足もとにおよばなかった。……稜、字は威直。……漢書讀訓三卷を著わした（時雖老、暇日猶課諸兒以學、第三子稜尤明經史、世稱其洽聞、叡每坐稜使說書、其所發矚、稜猶弗之逮也、……稜字威直、……著漢書續訓三卷）」（梁書 12, 255-6）。そして韋稜の姪、韋載の傳には、叔父の韋稜につれられて劉顯を訪問した記事がある。「十二歳のとき、叔父の稜のあとについて沛國の劉顯と面會した。劉顯が漢書中の十事について質問したところ、載はすらすらと應答し、なんらよどむところがなかった（年十二、隨叔父稜見沛國劉顯、顯問漢書十事、載隨問應答、曾無疑滯）」（陳書 18, 240）。韋氏もおそらく『漢書』を家學とした家であっただろう。おそく南朝に仕えた韋氏には、華北系統の『漢書』のテキストないし注釋がつたえられていたはずである。それは江南人にとっては異本であったにちがいない、おおいに歓迎されたことであろう。想像をたくましくすれば、沛國の劉氏のテキストが「田宥」を「田冑」とあらためていたのも、あるいは韋氏からえた知識にもとづいたものかも知れない。

「梁有……劉孝標注漢書一百四十卷、亡」。事實の博搜につとめる『世說』注ならびに『類苑』の撰者であり、隸事の名手でもあった劉孝標の『漢書』注は、おもうにおおいに異聞を採集した注釋であつたらうか。

「梁有……梁元帝注一百一十五卷、亡」。『梁書』本紀(5, 136)、『金樓子』著書篇にも同様につたえ、また兄の簡文帝から

寄せられた書簡の一節にいう。「漢書注釋のしごとほしだいに目鼻がついたことだろう。その書物をみたいとおもうこと、飢えにたいするおそれよりはげしいものがある（注漢功夫、轉有次第、思見此書、有甚飢怒）」（廣弘明集卷二七 大正藏卷五一、324c）。

「漢書訓纂三十卷、陳吏部尙書姚察撰」、「漢書集解一卷、姚察撰」、「定漢書疑二卷、姚察撰」。姚察、字は伯審（陳書 27, 328 以下、南史 89, 188 以下、五三三—六〇六）。陳一代を代表する學者であり、陳の滅亡後は隋に仕えた。陳の太建（五六九—八二）のはじめ、陳王朝の使節として北周の國都長安をおとずれた姚察は、當地において、劉顯の子の劉臻と面會した。そしてあいてから『漢書』中の疑事をたずねられた。劉臻は五五四年の梁の元帝政權崩壞以後、しばらく後梁王朝に仕え、さらに北周王朝に仕える身となっていたのである。「江南の長老たちではやくから關中に移り住んでいたものたちは、いっせいに期待の目をむけた。沛國の劉臻はこっそり公館で漢書中の疑事十餘條について質問したが、すべてにわたって解析してみせ、いづれもたしかなよりどころがあった（江左耆舊先在關右者、咸相傾慕、沛國劉臻竊於公館訪漢書疑事十餘條、並爲剖析、皆有經據）」（陳書 27, 348c）。『定漢書疑』は、その書名から推して、あるいはこのときの問答の記録であろうか。姚氏も『漢書』を家業とし、姚察の子の姚思廉、さらにくだっては曾孫の姚斑にまでつたえられた。それらのこと、ならびに姚察の『漢書』注の内容と性格については、師古注との因縁があさくないので、第Ⅱ部においてあらためてとりあげることとする。さしあたってここでは、陳滅亡以前に江南の漢書の學がすでに劉臻によって華北につたえられたこと、また華北に遷った劉臻が、そのごの江南における『漢書』注釋の成果を吸収することに熱心であったことを指摘するにとどめておこう。

梁、陳時代に撰述された『漢書』注はあましまし以上のごとくであるが、『漢書』研究の隆盛と軌を一にして、この時代に『漢書』がひろく讀まれたことを證する記録は、やはりどの時代よりも、かの魏晉の時代にもまして、めだつて多いのである。すなわち、「一度讀んだものはかならず口に誦することができた。あるときひとから漢書を借り、五行志四卷をなくした。そこでそらで筆寫してかえしたところ、ほぼ脱漏はなかった（所讀一遍、必誦於口、嘗借人漢書、失五行志四卷、乃暗寫還之、略無遺脱）」（梁書 陸倕傳 27, 401）。「そのころ西北邊境外に白題と滑國なる二國があり、使者を遣わして岷山道から入貢してきた。この二國は歷

代賓附したことがなく、その出自がわからなかった。裴子野はいった。漢の潁陰侯灌嬰は胡の白題の將軍一人を斬ったとあり、その服虔注に、白題は胡の名なり、という。また後漢の定遠侯班勇は虜を撃つて八滑が従ったとあるが、これはその後裔であろうか。時人はその博識に感心した(是時西北徼外有白題及滑國、遣使由岷山道入貢、此二國歷代弗賓、莫知所出、子野曰、漢潁陰侯斬胡白題將一人、服虔注云、白題胡名也、又漢定遠侯擊虜、八滑從之、此其後乎、時人服其博識)〔同裴子野傳 30, 43〕。「蕭子範はわかしくして弟の子顯、子雲と才能名聲ともにほぼ匹敵したが、風采容止の點でひけをとり、そのため官途に優劣が生じた。漢書に、杜綏兄弟五人はそろって大官にのぼったなかで、ひとり中の弟の欽だけはいして出世しなかったにもかかわらずもつとも有名であった、とあるのを讀むたびに、いつもそれを吟誦してわが身になぞらえた(子範少與弟子顯子雲才名略相比、而風采容止不逮、故官途有優劣、每讀漢書、杜綏兄弟五人至大官、唯中弟欽官不至而最知名、常吟誦之、以況己也)〔同蕭子範傳 35, 50〕。「……こんどはまた周捨が劉杳にたがねた。尙書の役人が紫荷囊を身につけることを、あいつたえて挈囊、といっているのはいったいなにもとづくのか。杳はこたえた。漢書張安世傳に、囊を持し筆を簪して孝武皇帝に事えること數十年、とあり、その韋昭、張晏の注にそろって、囊は囊なり、近臣は筆を簪して以て顧問に待つ、とあります(周捨又問杳、尙書官著紫荷囊、相傳云挈囊、竟何所出、杳答曰、張安世傳曰、持囊簪筆、事孝武皇帝數十年、韋昭張晏注並云、囊囊也、近臣簪筆以待顧問)〔同文學劉杳傳 50, 716〕。あるいは謝僑一家が一日の食事代にもことかいて子供たちが『漢書』を質にいれてはと提案したとき、僑は「むしろ餓死しても、これをめし代にあてることができるものか(寧餓死、豈可以此充食乎)〔南史謝弘微傳 30, 56〕とつっぱねた。梁の武帝もやはり『漢書』を讀んだ。南鄒に出陣して勝利をおさめながら、譖言のため位階をすすめられなかった劉之亨の傳にいう。「やがて帝は漢書陳湯傳を讀み、陳湯が絶域に戦功をたてながら文吏によって罪にあてられたことを残念がった。そのとき宦者の張僧胤がいった。うわさに聞きますと、世評ではひそかに劉之亨の立場がよく似てるといっているそうです。帝ははっと氣つき、そこで臨江子の爵位をあたえた(久之帝讀陳湯傳、恨其立功絶域而爲文吏所抵、宦者張僧胤曰、外聞論者、竊謂劉之亨似之、帝感悟、乃封爲臨江子)〔南史劉虬傳 50, 1252〕。また陳代のこととして、「時に陳寶應は閩中に割據し、虞寄を輩下におさめることができて非常によろこんだ。……やがて寶應が留異と縁組をむすび、ひ

そかに逆謀をいだくにおよんで、かれの考えに感づいた虞寄は、談論するさい、いつも逆順の道理をのべてはそれとなく遠まわしに諫めたが、寶應はきまわってほかのことに話題を轉じてよせつけぬ。また一日、寶應は左右のものに漢書を讀ませながら、寢ころがってそれをきいていたが、蒯通が韓信にむかつて、君の背を相るに貴きこと言う可からず、と説くくだりになると、寶應はがばと起きあがり、智士というべきだ、とさげんだ。虞寄は色をただしていった。酈食其をくつがえし、韓信をおごらせ、とても智と稱するにはあたらぬ。班彪の王命論が歸屬すべきところをよくわきまえているのはくらべものにはならぬ。³⁶⁾

……(時陳寶應據有閩中、得寄甚喜、……及寶應結婚留異、潛有逆謀、寄微知其意、言說之際、每陳逆順之理、微以諷諫、寶應輒引說他事以拒之、又嘗令左右誦漢書、臥而聽之、至蒯通說韓信曰相君之背、貴不可言、寶應蹶然起曰、可謂智士、寄正色曰、覆讎驕韓、未足稱智、豈若班彪王命論所歸乎) (陳書虞荔傳 19, 258~9)。そのほか梁の臧嚴や陸雲公たちは『漢書』をほぼ誦讀できたこととつたえられるし(梁書 50, 719 および 724)、江子一は「黃圖及び班固の九品」、すなわち『三輔黃圖』と『漢書』古今人表を續纂し(同 43, 889)、袁峻は『史記』と『漢書』の抄録各二十巻をつくった(同 49, 689)。

さいごにいい忘れてならないのは、北來の僧によって江南にもたらされた班固の『漢書』眞本なるものであることである。それはやはり梁代のできごとであって、このいきさつは『梁書』蕭琛傳(26, 397)と劉之遴傳(40, 572)とにみえている。はじめ蕭琛が宣城太守であったときのこと、胡蘆をたずさえてやってきた一北來の僧が、そのなかに『漢書』序傳をしのばせていた。僧のふれこみでは、三輔の古老たちが班固の眞本であるといいつたえているしるものであり、蕭琛はさっそくそれを購いもめた。「その書物は今本との異同が多く、しかも紙も墨も古びており、文字はおおむね龍がはねる形(?)であって隸書でも篆書でもなかった(其書多有異今者、而紙墨亦古、文字多加龍舉之例、非隸非篆)」のを蕭琛は祕藏していたが、天監九年(五一〇)、江夏太守に赴任するにあたって、鄱陽王蕭範にゆずりわたし、蕭範からさらに東宮に献上された。ときの東宮は昭明太子である。太子は「班固たてまつる所の漢書眞本」と今本との異同の校勘を、劉之遴ほか張纘、到溉、陸襄たちに命じ、その結果「異狀十事」、記録にとどめられているのは八事、が報告された。(一)古本漢書には「永平十六年五月二十一日己酉、郎の班固たてまつ

る」と稱するが、今本には『漢書』をたてまつった年月日をかいている。(二)古本では敘傳を中篇と號し、今本では敘傳と稱している。(三)今本の敘傳には班彪の事績を記載しているが、古本では「彪は稚を生む。自のずから傳あり」とある。(四)今本では紀、表、志、列傳をひとつに合していないが、古本ではひとつに合して順序づけ、あわせて三十八卷を成す。(五)今本では外戚傳を西域傳の後におくが、古本では外戚傳が帝紀のつぎに位置する。(六)今本では高五子傳、文三王傳、景十三王傳、武五子傳、宣元六王傳は諸傳の帙中にばらばらにおかれているが、古本では諸王傳はすべて外戚傳のつぎに位置し、陳勝項籍傳の前におかれている。(七)今本(敘傳)には韓彭英盧吳述に「信惟餓隸、布實黥徒、越亦狗盜、芮尹江湖、雲起龍驤、化爲侯王」というのを、古本の述には「淮陰毅毅、杖劍周章、邦之傑子、實惟彭英、化爲侯王、雲起龍驤」という。(八)古本の第三十七卷は音義を解釋して訓詁をたすけるが、今本にはこの卷をかいている。

古本とよばれているのがいわゆる『漢書』眞本、今本とよばれているのが梁代通行のテキストであって、いわゆる今本はまた(四)をのぞけば今日われわれが目にするところのものとはほぼ變りはないのだが、いわゆる『漢書』眞本なるものの素性については疑がうべき點があまりにも多すぎる。そもそも蕭琛傳ではあくまで『漢書』序傳にしかすぎなかつたはずのものが、劉之遴傳ではいつしか『漢書』一部全體にふくらんでいるのからしておかしい。けだし江南人の『漢書』愛好熱、わけても異本愛好癖につけこんだ好事の徒の手になる贋物、とみるのが妥當な見解ではあるまいか。昭明太子が劉之遴たちの報告にもとづいていかなる判定をくだしたかは知るよしもないのだが、すくなくとも太子編纂の『文選』のとるところとはなっていない。その卷五〇に「史述贊三首、班孟堅」として『漢書』敘傳から三首とるうちの一首は、ほかならぬ「述韓彭英盧吳傳第四」なのであって、その文章はいわゆる今本のそれと完全に一致している。そしてもちろん顔師古のとるところとはならず、今日の『漢書』敘傳と『文選』の兩者も一致している。ただしちなみにいえば、顔師古は昭明太子とことなり、「史述」とか『漢書述』とかよぶことには反對であった。そこにも南學にたいするひとつの態度表明をよみとることができるのではないかとおもわれるのだが、敘傳下「其敘曰」に注して顔師古はつぎのごとくいう。「師古曰く、皇矣漢祖——皇おほいなるかな漢祖——以下の諸

敘は、すべて班固が漢書撰述の意圖をみずから論じたものであって、これも史記(太史公自序)の敘目にならったのである。司馬遷は某事のために某本紀、某列傳を作るといつているが、班固は謙遜してそうはいわず、あらためて述べるといつたのだ。けれど、作者これを聖と謂う、というのを避けて、述者これを明と謂う(禮記樂記)、というのをとつたのであろう。ところが後世の學者にはこのことがのみこめず、漢書の敘目にげんに述の字があるため、それでこの文章は漢書にのべたことがらを追述したのだと考えて漢書述とよんだりしているが、まらがいもはなはだしい。摯虞ですらこの誤りをおかしている。⁽⁴⁾ほかのものならなんら不思議ではないだろう(師古曰、自皇矣漢祖以下諸敘、皆班固自論撰漢書意、此亦依放史記之敘目耳、史遷則云爲某事作某本紀某列傳、班固謙不言然、而改言述、蓋避作者之謂聖、而取述者之謂明也、但後之學者不曉此、爲漢書敘目見有述字、因謂此文追述漢書之事、乃呼爲漢書述、失之遠矣、摯虞尙有此惑、其餘曷足怪乎) (HP. 100 B, 1 b)。

(五) 華北における漢書研究

五胡十六國から北朝にかけて、華北の『漢書』研究は、江南におけるがごとき盛況を経験することなくしておわった。そこではついに一篇の『漢書』注すら書かれなかったのである。顔師古は「敘例」のリストに北魏の崔浩の名をあげ、師古注は崔浩の説を引用している。しかし、崔浩が著わしたのは『漢書』注ではなく、荀悅『漢紀』の音義であった。江南にはあまたの『漢書』注家が輩出したにもかかわらず、かれらを完全に黙殺し、反對に『漢書』注家ならざる北魏の崔浩を優遇する顔師古の態度は、やはり軽々にみずぐすべきではないであろう。

崔浩、字は伯淵(魏書 35, 807 以下、北史 21, 772 以下、?—四五〇)は清河のひと。道武帝、明元帝、太武帝の三代に仕えた北魏王朝草創期の高官である。道武帝のために『漢書』を講じた先述の崔玄伯はその父であって、崔玄伯は曹魏の司空崔林からかぞえて六世の孫にあたるから、舊族の崔氏にはあるいは漢、魏、晋の傳統ある『漢書』の師法がつたえられていたのかも知れない。ともかく、新奇的な説やテキストをおいともめ、そのためにとかく新注が舊注を驅逐しがちであつたらう江南の情況とは

ことなり、胡族政權下で生活することを餘儀なくされた華北の漢人士大夫たちのあいだでは、中國の斯文にたいする態度にもおのずからこととなったものがあつたのではなかつたか。新注を生産するよりも、むしろ傳統ある舊注をたいせつに保存し、それを後世につたえることにとつとめたのではなかつたか。⁽⁴⁾六朝經學史上、江南では周易は王弼注、尙書は孔安國注、左傳は杜預注がおこなわれたのたいし、華北では周易と尙書は鄭玄注、左傳は服虔注と、いずれも漢人のより舊い注がおこなわれたことはよく知られた事實であるが、⁽⁴⁾それと平行の現象が『漢書』注についてもみられたのではなかつたか。顏師古がとくに崔浩を重視した背景にはこれらのことが考えられねばなるまい。かつまた華北では、『漢書』は、それが知的興味の對象としてあつかわれがちであつた江南とはこととなり、そこから實際の刑政に役だつなものかをひきだすべき書物として讀まれたようにおもわれる。つまりかの三國以來の傳統が依然として息づいていたかにおもわれる。北魏道武帝が公主たちを賓附の屬國に降嫁させることに決定したのは、崔玄伯が進講した『漢書』婁敬傳がそのヒントとなつたことは先述した。そして崔浩の『漢書』にたいする接しかたにも同様の態度がうかがえるようである。

泰常三年(四一八)、彗星が現われたときのこと、人事の異變の前兆かとおびえる明元帝を崔浩はつぎのようにさとした。「古人(申鑿)の言に、そもそも災異が生ずるのは人間に原因があつておこるのであつて、人間に罪過がなければ妖はかつておこるものでないとあります(左傳莊公十四年)。それゆえ人間が地上であやまちを犯すと異變が天にあらわれるのは、天文の普通の現象であり、百代不易のことなのです。漢書に王莽の篡奪にさきだつての彗星の出入を記録すること、まったく今日と同様です。わが國家は君臣の尊卑のけじめはたち、上下の秩序はととのつて、異心をいだいでいる民はおりません。ただ僭偽の東晉はやせ細つて、君權は弱まり臣下が力をまし、何代にもわたつてくだり坂の狀況です。そのため桓玄が帝位を奪ひとり、また劉裕が權力を握りました。彗星は惡氣が生ずるものであつて、これは僭晉がやがて滅びようとし、劉裕が篡奪しようとしてゐるしるしです(古人有言、夫災異之生、由人而起。人無變焉、妖不自作、故人失於下、則變見於上。天事恒象、百代不易、漢書載王莽篡位之前、彗星出入、正與今同、國家主尊臣卑、上下有序、民無異望、唯僭晉卑削、主弱臣強、累世陵遲、故桓玄逼奪、劉裕秉權、晉季者惡氣之所生、是爲僭晉將滅、劉裕

篡之應也」(魏書 35, 811)。また太武帝の神麤二年(四二九)、前年の大夏征服にひきつづいて蠕蠕征服戦が計畫されると、大夏出身の太史である張淵、徐辯たちは、そろってつぎのように異議をとなえた。「蠕蠕は塞外の無用の存在である。その土地を獲得したところで耕やして食べるわけにはゆかず、その民を獲得したところで臣として使うわけにはゆかない。やつらは剽軽で恒常心なく、とても馭しきれぬ。なにも汲々として戦士兵馬をつからせることはあるまいに(蠕蠕荒外無用之物、得其地不可耕而食、得其民不可臣而使、輕疾無常、難得而制、有何汲汲而苦勞士馬也)」(同 816)。しかるに崔浩はそれは「漢世の舊説常談」、今日の事宜にはあわぬ、と痛棒をくらわせたのであった。「漢世の舊説常談」とはけだし『漢書』が記録するところの韓安國、主父偃、嚴尤たちの對匈奴消極政策をさしているのであろう。太延五年(四三九)には、またまた河西に覇をとなえる北涼沮渠牧犍の征服計畫のため、北魏國內は贊否兩論の議論に沸騰した。弘農王奚斤たち反對派の主張は、つまるところ、河西が斥鹵の地であつて水草にとほしく、經營にあたいたしないうのであつたが、そのときにも崔浩は『漢書』をひきあいになだして自説を開陳した。「漢書地理志に、涼州の畜は天下の饒たり、と稱している⁽⁴⁾。もし水と牧草がなければ、どうやって牧畜をやるのだろうか。かつまた漢代人が居住區をつくるにあつて、水と牧草のない土地に城郭を築き郡縣をたてたためしはけつしてなかつたのだ……(漢書地理志稱、涼州之畜、爲天下饒、若無水草、何以畜牧、又漢人爲居、終不於無水草之地築城郭立郡縣也)」(同 823)。やがて涼州が征服されると、はたして水草のゆたかなること、崔浩の言葉どおりであつたという。かく『漢書』は崔浩によつて、あるときには議論のあいてを論破すべく、またあるときには自説をかためるべく縦横に利用された。いわばたえず現實との照應のもとに利用され、理解されたのである⁽⁴⁾。

ではかかる態度は、かれの『漢紀音義』にどのように反映されているだろうか。師古注がその名を明記して引用する崔浩説は、管見のおよぶかぎりではわずか三條にしかすぎず、そこからとりたてて特長とよべるほどのものをひきだすことはできない。しかしながら、『史記索隱』に比較のおおく引かれている崔浩説を歴観してみると、上來のべきたった崔浩の態度をいくらか彷彿させてくれるようにおもわれる。すなわちかれの興味がとりわけ漢制や漢律、あるいはまた匈奴關係の記事にむけら

れていたのではなかったかと推測されるのであって、もしこの推測がただしければ、そこにはやはり時代の要請が、諸民族としのぎをけずりつつ國づくりをすすめていた北魏王朝草創期における時代の要請が、はたらいっていたと考えるべきであろう。

資料Ⅲ 師古注および『史記索隱』にみえる崔浩説

- (1) 地理志上「平原郡……龍額 侯國、莽曰清郷（師古曰、今書本額字或作額、而崔浩云、有龍額村、作額者非）」（HP. 28 A2, 696~70a）
↓建元以來侯者年表「龍額（地理志、縣名、屬平原、劉氏音額、崔浩音洛、又云、今河間有龍額村、與弓高相近）」（SH. 20, 12）
- (2) 馮唐傳「帝輦過、問唐曰、父老何自爲郎、家安在（師古曰、言年已老矣、何乃自爲郎也、崔浩以爲自從也、從何爲郎、此說非也）」（HP. 50, 5b）
↓馮唐列傳「……（案崔浩云、自、從也、帝詢唐、何從爲郎、又小顏云、年老矣、乃自爲郎、怪之也）」（SH. 102, 12）
- (3) 陳湯傳「於是（甘）延壽湯上疏曰、……陷陳克敵、斬郅支首、及名王以下、宜縣頭橐街蠻夷邸間（晉灼曰、黃圖、在長安城門內、師古曰、橐街、街名、蠻夷邸在此街也、邸若今鴻臚客館也、崔浩以爲橐當爲橐、橐街即銅駝街也、此說失之、銅駝街在雒陽、西京無也）」（HP. 70, 10 a~b）
- (4) 秦始皇本紀「良將勁弩、守要害之處、信臣精卒、陳利兵而誰何（崔浩云、何或爲呵、漢舊儀、宿衛郎官分五夜誰呵、呵夜行者誰也、何呵字同）」（SH. 6, 97）
- (5) 孝文本紀「乃下詔曰、……今法有肉刑三、而姦不止（韋昭云、斷趾黥劓之屬、崔浩漢律序云、文帝除肉刑、而宮不易、張斐注云、以淫亂人族序、故不易之也）」⁽⁴⁶⁾（SH. 10, 29）
- (6) 外戚世家「姪何秩比中二千石（按崔浩云、中猶滿也、漢制九卿已上、秩一歲滿二千斛、又漢官儀云、中二千石、俸月百八十斛）」（SH. 49, 27）
- (7) 留侯世家「留侯曰、……夫關中左穀函、右隴蜀、沃野千里、南有巴蜀之饒、北有胡苑之利（崔浩云、苑、馬牧、外接胡地、馬生於胡、故云胡苑之利）」（SH. 55, 20~21）
- (8) 廉頗藺相如列傳「李牧者、趙之北邊良將也、常居代鴈門備匈奴、以便宜置吏、市租皆輸入莫府、爲士卒費（按注如淳解莫大云云（集解、如淳曰、將軍征行無常處、所在爲治、故言莫府、莫、大也）、又崔浩云、古者出征爲將帥、軍還則罷、理無常處、以幕帟爲府署、

故曰莫府、則莫當作幕、字之訛耳」(SH. 81, 20~21)、また馮唐列傳「終日力戰、斬首捕虜、上功莫府」(按莫訓大也、又崔浩云、古者出征無常處、以幕爲府舍、故云莫府、莫當爲幕、古字少耳) (SH. 102, 16)

(9) 張釋之列傳「上行出中涓橋、有一人從橋下走出、乘輿馬驚、於是使騎捕、屬之廷尉、釋之治問、曰、縣人來、聞蹕、匿橋下、久之以爲行已過、卽出、見乘輿車騎、卽走耳、廷尉奏當、一人犯蹕、當罰金」(案崔浩云、當謂處其罪也、案百官志云、廷尉平刑罰、奏當、所應郡國讞疑罪、皆處當以報之也) (SH. 102, 8)

(10) 馮唐列傳「……是以北逐單于、破東胡」(案崔浩云、烏丸之先也、國在匈奴之東、故云東胡也) (SH. 102, 15)

(11) 匈奴列傳「歲正月、諸長小會單于庭祠、五月、大會龍城、祭其先天地鬼神」(漢書、龍城作龍城、亦作龍字、崔浩云、西方胡皆事龍神、故名大會處爲龍城、後漢書云、匈奴俗、歲有三龍祠、祭天神) (SH. 110, 23)

(12) 同「漢孝文皇帝十四年、匈奴單于十四萬騎入朝那蕭關、……候騎至雍甘泉」(崔浩云、候、邏騎) (SH. 110, 37)

(13) 同「其明年春、漢使驃騎將軍去病、將萬騎出隴西、過焉支山千餘里、擊匈奴、得胡首虜騎萬八千餘級、破得休屠王祭天金人」(韋昭云、作金人以爲祭天主、崔浩云、胡祭以金人爲主、今浮圖金人是也、又漢書音義稱、金人祭天、本在雲陽甘泉山下、秦奪其地、徙之於休屠王右地、故休屠有祭天金人、象祭天人也、事恐不然、案得休屠金人、後置之於甘泉也) (SH. 110, 49)

(14) 衛將軍驃騎列傳「……絕梓領、梁北河、討蒲泥、破符離」(晉灼云、二王號、崔浩云、漠北塞名) (SH. 111, 7~8)

(15) 同「天子曰、驃騎將軍率戎士、踰烏鰲、討遼濮、涉狐奴」(遼濮音速下二音、崔浩云、匈奴部落名、案下有遼濮王、是國名也) (SH. 111, 17)

(16) 同「封狼居胥山、禪於姑衍、登臨翰海」(按崔浩云、北海名、群鳥之所解羽、故云翰海、廣異志云、在沙漠北) (SH. 111, 28)

(17) 同「驃騎將軍自四年軍後三年、元狩六年而卒、天子悼之、發屬國玄甲軍、陳自長安至茂陵、爲冢、象祁連山」(案崔浩云、去病破昆邪於此山、故令爲冢象之以旌功也、姚氏案、冢在茂陵東北、與衛青冢並、西者是青、東者是去病、冢上有豎石、前有石馬相對、又有石人也) (SH. 111, 32)

(18) 淮南衡山列傳「公卿治者曰、淮南王安擁關奮擊匈奴者讎被等、廢格明詔、當弃市」(崔浩云、詔書募擊匈奴、而塞邊應募者、漢律所謂廢格、案如淳注梁孝王傳云、鼓闔不行也、音各也) (SH. 118, 18~9)

五胡十六國から北朝にかけての華北においてはひとつの『漢書』注も書かれなかったのだが、⁽⁴⁶⁾ところがその最末期にいたって事情はにわかに一變する。江南の『漢書』研究が華北に流入し、ついに「漢書學」ないし「漢書學者」なる語がうまれるほどの活況を呈するにいたつたのである。江南の『漢書』研究の成果を華北にもたらしたのは、劉臻や蕭該たちであり、また顏師古の祖父顏之推もその一人であつたらう。顏之推のことは後にゆづるが、『漢書』を家學とした梁の劉臻がやがてのちに北周に仕え、長安において姚察と『漢書』についての質疑をおこなつたことなどは先述したとおりであつて、弘農の楊汪はやはり江南出身の沈重から禮學を、そしてこの劉臻から『漢書』を授かつたのであつた(隋書 56, 1393)。北周時代のことである。また蘭陵の蕭該は梁の鄱陽王蕭恢の孫。といえはいわゆる『漢書』眞本といささかのかかわりをもつた鄱陽王蕭範とは伯姪の關係である。梁の元帝政權崩壞後、長安に遷り、詩、書、春秋、禮記のほかとりわけ『漢書』に精通して貴遊の尊敬をうけた(同 75, 1715)。楡林の閻毗、すなわち閻立德、立本兄弟の父が蕭該から『漢書』を授かつたのも、やはり北周時代のことである(同 68, 1534)。隋志に「漢書音義十二卷、國子博士蕭該撰」として著録されるものの佚文が、清の臧輔によつて三卷に輯められて⁽⁴⁷⁾いる。また隋の開皇年間、陸法言の『切韻』の編纂に顏之推、劉臻たちといつしよに參畫したほか、『顏氏家訓』書證篇にはその名がみえていて、⁽⁴⁸⁾かれらが江南から華北に遷つた學者たちのグループを形成していたことをうかがわしめる。『漢書』の解釋にかんしても、かれらのあいだでたがいに啓發しあうところがあつたであろう。劉臻や蕭該たちほど傳記はつまびらかではないが、東海の包愷もやはり江南の出身者としてよいのではなからうか。隋代に、蕭該とならんで包愷が「漢書學」の「宗匠」とあおがれたことはさいしよにふれた。著録されたその門弟數千人のなかの逸足は、隋末の群雄の一人として名をあげる李密であつた⁽⁴⁹⁾という。包愷の説はときとして『史記索隱』に引かれて⁽⁵⁰⁾いる。そのほか隋代には、于仲文によつて『漢書刊繁』三十卷が(隋書 80, 1455)、また張沖によつて『前漢音義』十二卷が(同 75, 1724)、それぞれ撰述された。于仲文は万俚于氏を本來の姓とする北魏以來の鮮卑系勳臣であるらしいが、張沖は呉郡の出身であり、がんらいは陳朝に仕えた人物であつ

た。

II 顏師古の漢書の學

(一) 師古注の成立

『漢書』の成立から隋代にいたるまで、『漢書』がどのように讀みつがれてきたか、また『漢書』の注釋がどのように書きつがれてきたかを論じた第一部においても、おりにふれて顏師古の立場に關說することがあつたが、いまやいよいよ師古注を正面からとりあつかうべきときがきた。師古注はいわば顏師古以前の『漢書』注の集成であり、六朝末期から隋、唐初における「漢書學」の水準とその歸結點をしめすものである。時人は、「班孟堅の忠臣」、なる異名を顏師古にたてまつつたとい⁽⁶⁾う。

師古注は唐の太宗の貞觀十五年(六四二)、ときの皇太子であつた李承乾の命をうけて撰述された。その間の事情は兩唐書の本傳(舊唐書 73, 2524以下、新唐書儒學傳 198, 5641以下)にももちろんみえつているが、「敍例」の第一條がそのことをかたつてより詳細である。

「皇太子殿下は君主となるにふさわしい容姿をおそなえになり、國家宗廟を守るべき重き位にあたられ、三つのすぐれた徳(禮記文王世子)をさし示すとともに、九流の學を博綜しておられる。さて、漢王朝の餘風を觀察して一代の終始をきわめ、班固の述作を美としてその博宏ぶりを嘉せられたが、服虔や應劭の舊說にはなお疏漏紊亂がめだち、蘇林や晉灼たちには問題の解決がけだしすくなく、蔡謨の編集はとりわけ矛盾をきたしてあり、それ以後のものほとりたてて云々するにたりないと考えられた。前代の注釋が完全でないのを恨みとし、將來のまよい多からんことを慙れみたもうた結果、世に埋れたものを召しかかえて非才をつくさしめ、意味のずれたところをただし、またかたくむすばれたところを發明しようとしたのである。こうし

て國子學の公卿子弟たちをあまねく教育することから、全國に遠く及ぼして、學者たちにひろく傳え、學生たちを指導しようというのである。このりっぱな計畫をおおせつかり、めでたき幸せをじきじきに頂戴して、はれがましくも面目をほどこし、評判をたかめ名聲を流すこととなつたが、凡愚の才のわたくしは、力のかぎりをつくそうとただいたずらに思うばかりであつて、この駕馬蹇驢の足をもつてしては遠く足跡をのぼすことにはついにむつかしい。歳星は重光、すなわち辛の位置にやどり、律は大呂、すなわち丑にあつて涂月とよばれる十二月、この書物はようやく完成した。狂簡をも恥じずにご報告申上げる次第である(儲君體上哲之姿、膺守器之重、俯降三善、博綜九流、觀炎漢之餘風、究其終始、懿孟堅之述作、嘉其宏贍、以爲服應囊說、疏柔尙多、蘇晉衆家、剖斷蓋鈔、蔡氏纂集、尤爲砥柱、自茲以降、蔑足有云、愼前代之末周、愼將來之多惑、顧召幽仄、俾竭芻蕘、匡正睽違、激揚鬱滯、將以博喻賈齒、遠覃全國、弘敷錦帶、啓導青衿、曲衷宏規、備蒙嘉惠、增榮改觀、重價流聲、斗筭之材、徒思罄力、驚蹇之足、終慙遠致、歲在重光、律中大呂、是謂涂月、其書始就、不恥狂簡、輒用上聞)。

この前後、辛かのとにあたる年は貞觀辛丑、すなわち貞觀十五年をおいてほかにはない。ときに皇太子承乾が廢される二年前であつて、顏師古は祕書少監の位にあつた。師古注が出現するや、ひとびとはただちにそれをたよりとして『漢書』を讀むにいたつたようである。房玄齡は「顏師古注する所の漢書」が大部にすぎるため、敬播にその機要をとつて四十卷とさせているし(舊唐書儒學傳 189A, 495A)、また楊炯の「王勃集序」には、「君、名は勃、字は子安、…九歳にして顏氏漢書を讀み、指瑕十卷を撰す」(楊盈川集卷三)と王勃の夙惠ぶりがたたえられている。王勃(六四八—七五)九歳といえ、師古注の完成からわずか十五年しかたつていない。かくして高宗の顯慶三年(六五八)に成つた『文選』李善注には、もちろんここかしこに師古注が引用されている。『漢書』注の最高の權威としての師古注の地位は、はやくにして確立されたのであつた。

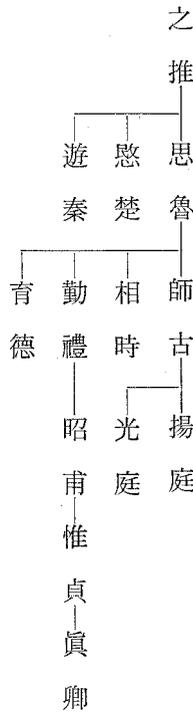
(二) 家學としての師古注

顏師古の名は簡、もっぱら字の師古をもつて有名である。その名も字もかたくるしくいかにも古代主義者をおもわせるこの

人物は、あたかも隋王朝が創業された開皇元年（五八一）、顔之推を祖父とし、之推の長子顔思魯を父として生まれた。没年は唐の貞觀十九年（六四五）、六五歳。『漢書』注はもはや晩年に屬する六十一歳のときの事業である。⁽⁸²⁾琅邪臨沂をそもその本貫とする顔氏の家風を一言でいいあらわすならば、學門を家業とした家であったということになるであろう。顔氏には、顔之推からかぞえて九世の祖にあたる東晉の顔含が一家のわかものたちをさとしたことばがつたわっていた。「おまえたち一家は書生門戸であつて、代々富貴となつたものはいない。今後、仕官しては二千石をこえてはならない。結婚のあいてには權勢家を欲ばらぬように（汝家書生門戸、世無富貴、自今仕宦不可過二千石、婚姻勿貪勢家）。そして顔之推はこの言葉を終身服膺しているむねを『家訓』止足篇（77a）に書きとめてゐる。梁、西魏、北齊、北周さらに隋と、さながら轉蓬のごとくに仕える王朝をあらため、東西南北の人とよぶのこそいかにもふさわしい一生をおくつた顔之推にとつて、たよるべきものは「書生門戸」なる自覺以外になにひとつとしてなかつたであろう。かれには故郷もなければ、田産もなかつた。そしてこの自覺された顔氏の傳統は、顔之推からさらにまたその子孫たちにもつたえられたのであつた。『家訓』勉學篇にはまた、北齊から北周に遷つた直後の顔氏のくらしむきをつたえる下記の一條がある。「鄴が平定されると（五七七）、徙されて關中に入った。そのころのある日のことであるが、思魯がわたしにいったものだ。朝廷に俸祿位階をもっているわけではなし、家に財産があるわけでもありません。肉體勞働にはげんで生活をたすけるのが當然です。それがいつもきびしい教育をうけ、經學、史學の學問に汗水たらしております。いったい子供たるぼくが腰をおちつけていてよいのでしょうか。わたしはこうしかりつけてやつた。子は孝養にこころがけるべきものであり、父は學問を教育とすべきものだ。たといおまえが學問をなげだして金もうけにうつつをぬかし、わしの衣食をたらえてくれたとしても、それを食べたところでおいしいはずはなし、それを着たところで暖かいはずはない。もし先王の道につとめ、わが一家代々の家業をついでくれるなら、藜あひぢのスープや古棉のぬのこだつてすすんで欲するところだ（鄴平之後、見徙入關、思魯嘗謂吾曰、朝無祿位、家無積財、當肆筋力、以申供養、每被課篤、勤勞經史、未知爲子可得安乎、吾命之曰、子當以養爲心、父當以學爲教、使汝棄學徇財、豐吾衣食、食之安得甘、衣之安得暖、若務先王之道、紹家世之業、藜羹糲褐、我自欲之）（69a）。ひとだれもが知るかの顔

眞卿は師古の第三弟なる顔勤禮の曾孫にあたるのだが、かれもまたその「顔氏家廟碑」に顔氏の先祖を追憶しつつ、思魯、愍楚、遊秦の顔氏三兄弟を、つまり師古の父と二人の叔父たちを温氏の大雅、彦博、彦將の三兄弟と比較してつぎのようにのべている。「國史の稱するところでは、温大雅は隋の時代に思魯とともに東宮に出仕し、彦博は愍楚とともに内史省に直し、彦將は遊秦とともに典校祕閣となり、兩家の兄弟はそれぞれ當時の人物のエリートであった。わかいときの學業は顔氏の方がまさり、そのこの官職位階は温氏の方がさかんであった。温氏譜にもこのことを記載している⁽⁵³⁾（國史稱、温大雅在隋與思魯同事東宮、彦博與愍楚同直内史省、彦將與遊秦同典校祕閣、二家兄弟、各爲一時人物之選、少時學業、顔氏爲優、其後職位、温氏爲盛、温氏譜亦載焉）」（金石萃編卷一〇一）。

顔氏略世系表



かかる家庭に生をうけた顔師古は、さだめられたごとくにして「少くして家業を傳え、群書を博覽し、尤も詰訓に精しく、善く文を屬^つる」⁽⁵⁴⁾（舊唐書本傳）ことができた。兄弟もそろって好學であり、次弟の顔相時がいわゆる秦府十八學士の一人に名をつらねたのをはじめ、第三弟の顔勤禮は「篆籀に工みにして尤も詰訓に精しく、褐を校書郎に解き、兩兄の師古、相時と時を同じくして宏文、崇賢學士と爲り」、末弟の顔育德は「司經（局）に於て經史を校定し」、當代の榮譽はかれら兄弟に歸したといふ⁽⁵⁵⁾（顔氏家廟碑）。なかでも師古は、唐の太宗の貞觀時代、王朝によって立案され、つぎつぎに實行にうつされた文化事業のなかで、五禮の修定、五史のひとつである『隋書』の撰述、明堂の制度についての考論、等々。それらのことはさておいて、いまここでぜひとも指摘したいのは、漢書學が顔氏に傳わる「家業」のひとつであったことである。『北齊書』文苑顔之推傳には、

顏氏の「家業」は周禮と左傳であつたとつたえるが(45, 617)、それにいまひとつ『漢書』をくわえてもさしつかえはないとおもわれる。すくなくとも顏之推以後においてはそうであつた。『顏氏家訓』、とりわけその勉學篇と書證篇には顏之推の『漢書』にかんする言及がいくつかみられるのだが、それら一條一條を該當する師古注と比較對照してみると、兩者のあいだに緊密な連絡の存することを看取できるのである。顏師古の幼兒期から少年期にかけて、顏之推は健在であつた。⁽⁵⁶⁾顏師古が祖父からしたしく學問のてほどこきをうけたと想像してもなんらおかしくはない。『顏氏家訓』とそれに關連する師古注の兩者を、訓讀も現代語譯もほどこさずにあえて原文のまま以下に記す。原文のままのほうがかえつて文章構造や措辭にいたるまで、兩者の關係を看取するのに便利だとおもうからである。

資料IV 『顏氏家訓』と師古注

(1) 勉學篇「江南有一權貴、讀誤本蜀都賦注、解躑躅芋也、乃爲羊字、人饋羊肉、答書云、損惠躑躅、舉朝驚駭、不解事義、久後尋迹、方知如此」(40b)

貨殖傳「秦破趙、遷卓氏之蜀、夫妻推輦行、諸遷虜少有餘財、爭與吏求近處、處葭萌、唯卓氏曰、此地陝薄、吾聞嶧山之下沃墜、下有踰、至死不飢」孟康曰、踰音躑、水鄉多躑、其山下有沃野灌漑、師古曰、孟說非也、踰、謂芋也、其根可食以充糧、故無飢年、華陽國志曰、汝山郡都安縣有大芋、如躑躅也」(HP, 91, 8b)

(2) 同「漢書王莽贊云、紫色蠅聲、餘分閏位、謂以僞亂眞耳、昔吾嘗共人談書、言及王莽形狀、有一俊士、自許史學、名價甚高、乃云、王莽非直踰目虎吻、亦紫色蛙聲」(45c)、また書證篇「漢書王莽贊云、紫色蠅聲、餘分閏位、蓋謂非玄黃之色、不中律呂之音也、近有學士、名問甚高、遂云、王莽非直鷹鵠虎視、而復紫色蠅聲、亦爲誤矣」(100a)

王莽傳「贊曰、……紫色蠅聲、餘分閏位」應劭曰、紫、閏色、蠅、邪音也、服虔曰、言莽不得正王之命、如歲月之餘分爲閏也、師古曰、蠅者樂之淫聲、非正曲也、近之學者、便謂蠅之鳴、已失其義、又欲改此贊蠅聲爲蠅聲、引詩匪鷄則鳴蒼蠅之聲、尤穿鑿矣」(HP, 30B, 29b~30a)、また敘傳(答賓戲)「夫啾發投曲、感耳之聲、合之律度、淫蠅而不可聽者、非韶夏之樂也」李奇曰、蠅、不正之音也、師古曰、啾發、啾啾小聲而發也、投曲、趣合屈曲也、感耳、動應衆庶之耳也、然而不合律度、君子所不聽也、淫蠅、非正之聲也、不謂蠅聞

之鳴也、「啾音子由反」 (HP. 100 A, 21 a~b)

(3) 勉學篇「又禮樂志云、給太官捫馬酒、李奇注、以馬乳爲酒也、撞捫乃成、二字並從手、撞捫、此謂撞擣捫捫之、今爲酪酒亦然、向學士又以爲種桐時、太官釀馬酒乃熟、其孤陋遂至於此」(47 a)

禮樂志「師學百四十二人、其七十二人給太官捫馬酒李奇曰、以馬乳爲酒、撞捫乃成也、師古曰、捫音動、馬酪味如酒、而飲之亦可醉、故呼馬酒也」(HP. 22, 36 b)

(4) 同「夫文字者、墳籍根本、世之學徒、多不曉字、讀五經者、是徐逸而非許慎、習賦誦者、信褚詮而忽呂忱……」(48 b)
司馬相如傳卷首「師古曰、近代之讀相如賦者多矣、皆改易文字、競爲音說、致失本真、徐廣鄒誕生諸詮之陳武之屬是也、今依班書舊文爲正、於彼數家、並無取焉……」(HP. 57 A, 1 a)

(5) 同「愍楚友壻竇如同從河州來、得一青鳥、馴養愛翫、舉俗呼之爲鷦、吾曰、鷦出上黨、數曾見之、色並黃黑、無駁雜也、故陳思王鷦賦云、揚玄黃之勁羽、試檢說文、鷦雀似鷦而青、出羌中、韻集音介、此疑頓釋」(51 a~b)

循吏黃霸傳「五鳳三年、代邴吉爲丞相、……時京兆尹張敞舍鷦雀飛集丞相府蘇林曰、今虎賁所著鷦也、師古曰、蘇說非也、此鷦音介、字或作鷦、此通用耳、鷦雀大而色青、出羌中、非武賁所著也、武賁鷦色黑、出上黨、以其鬪死不止、故用其尾飾武臣首云、今時俗人所謂鷦鷦者也、音曷、非此鷦雀也、霸以爲神雀」(HP. 89, 6 a~7 a)

(6) 書證篇「禮云、定猶豫、決嫌疑、離騷曰、心猶豫而狐疑、先儒朱有釋者、案戶子曰、五尺犬爲猶、說文云、隴西謂犬子爲猶、吾以爲人將大行、犬好豫在人前、待人不得、又來迎候、如此往還、至於終日、斯乃豫之所以爲未定也、故稱猶豫、或以爾雅曰、猶如麀、善登木、猶、獸名也、既聞人聲、乃豫緣木、如此上下、故稱猶豫、狐之爲獸、又多猜疑、故聽河冰無流水聲、然後敢渡、今俗云狐疑虎下、則其義也」(95 b~96 a)

高后紀「太尉勃與丞相平謀、以曲周侯酈商子寄與呂祿善、使人劫商、令寄給說祿曰……、祿然其計、使人報呂產及諸呂老人、或以爲不便、計猶豫師古曰、猶、獸名也、爾雅曰、猶如麀、善登木、此獸性多疑慮、常居山中、忽聞有聲、即恐有人且來害之、每豫上樹、久之無人、然後敢下、須臾又上、如此非一、故不決者、稱猶豫焉、一曰、隴西俗謂犬子爲猶、犬隨人行、每豫在前、待人不得、又來迎候、故云猶豫也、麀音凡、未有所決」(HP. 3, 5 b~6 a)

(7) 同「漢書云、中外禋福、字當從示、禋、安也、音匙匕之匙、義見蒼雅方言、河北學士皆云如此、而江南書本多誤從手、屬文者對耦、並爲提挈之意、恐爲誤也」(103 a~b)

司馬相如傳(難蜀父老)「遐邇一體、中外禋福、不亦康乎(師古曰、禋、安也、康、樂也、禋音止支反)」(HP. 57 B, 9 a)

(8) 同「或問、漢書注、爲元后父名祭、改禁中爲省中、何故以省代禁、答曰、案周禮、宮正掌王宮之戒令糾禁、鄭注云、糾猶割也、察也、李登云、省、察也、張揖云、省、今省督也、然則小井所領二反、並得訓察、其處既有禁衛省察、故以省代禁、督、古察字也」(103 b)

昭帝紀「戊辰、太子卽皇帝位、謁高廟、帝姊鄂邑公主、益湯沐邑爲長公主、共養省中(伏儼曰、蔡邕云、本爲禁中、門閭有禁、非侍御之臣不得妄入、行道豹尾中亦爲禁中、孝元皇后父名禁、避之、故曰省中、師古曰、省、察也、言入此中皆當察視不可妄也、共讀曰供、音居用反、養音弋亮反、他皆類此)」(HP. 7, 1 a~b)

(9) 同「又相如封禪書曰、導一莖六穗於庖、犧雙貉共抵之獸、此導訓擇、光武詔云、非徒有豫養導擇之勞、是也、……」(114 a)

司馬相如傳「……(鄭氏曰、導、擇也、一莖六穗、謂嘉禾之米、於庖厨以供祭祀也)」(HP. 57 B, 22 a)

(10) 同「河間邢芳語吾云、賈誼傳云、日中必熒、注熒暴也、曾見人解云、此是暴疾之意、正言日中不須與、卒然便臭耳、此釋爲當乎、吾謂邢曰、此語本出太公六韜、案字書、古者暴曬字、與暴疾字相似、唯下少異、後人專輒加傍日耳、言日中時必須暴曬、不爾者、失其時也、晉灼已有詳釋、芳笑服而退」(117 a~b)

賈誼傳「黃帝曰、日中必熒、操刀必割(孟康曰、熒音衛、日中盛者必暴熒也、臣瓚曰、太公曰、日中不熒、是謂失時、操刀不割、失利之期、言當及時也、師古曰、此語見六韜、熒謂暴曬之也、曬音所智反、又音所解反)」(HP. 48, 11 b)

顏之推説の師古注への投影はあらず右のごとくである。師古注全體からみれば、それらはもとより九牛の一毛にしかすぎない。師古注にはほかにも之推説がふくまれているかも知れず、いなむしろそのように考えるべきだとおもうのだが、今日ではもはや検証するすべは失なわれてしまった。しかし右のとぼしい事例をとおしても、祖から孫への傳承の關係は顯著である。

(2)、(5)、(6)、(10)等においてとりわけ顯著である。師古は『漢書』に少しでも關係のあることなら、『家訓』にみえるかぎりの

ものをなにがしかのかたちで吸収しようとしてつとめたのではなかったろうか。顔師古は「家業」を繼承することにおいてまことに忠實であったといわねばならない。

ところで顔師古の周邊には實は『漢書』の專注を書いた人物が存在した。顔之推の第三子にして顔師古の叔父にあたる顔遊秦である。かれは師古注にさきだつて『漢書決疑』十二卷を著わし、それゆゑ顔師古を小顔とよぶのにならして大顔とよばれる。『漢書』顔師古注と『漢書決疑』とのふかい關係ははやくから氣づかれていたらしく、たとへば『舊唐書』顔師古傳はその末尾に顔遊秦の傳記を附して、「漢書決疑十二卷を撰し、學者の稱する所と爲る。後ち師古の漢書に注するも、亦た多く其の義を取るのみ」(73, 3896)と指摘している。かくして後世、師古注は叔父の名をかくして『漢書決疑』を竊んだにすぎない、と非難する論者すらすくなくはない。⁽⁸⁹⁾『漢書決疑』はすでに失なわれてしまつたが、幸いなことに『史記索隱』にあわせて十八條の顔遊秦説が引かれている。いまそれらを拾ひだしたうゑ關連の師古注と比較してみると、およそ十五條についてなにがしかの符合を見いだすことができるのであつて、顔師古が多く叔父の義を取つたことはなるほどたしかかなようにおもわれる。

資料V 『史記索隱』にみえる顔遊秦説と師古注

(1) 孝文本紀「後六年冬、匈奴三萬人入上郡、三萬人入雲中、以中大夫令勉（裴駰按表、景帝改衛尉爲中大夫令（集解、徐廣曰、衛尉改名也、駟案漢書百官表、景帝初改衛尉爲中大夫令、非此年也）、則中大夫令是官號、勉其名、後此官改爲光祿勳、虞世南以此稱中大夫令、是史家追書耳、顔遊秦以令是姓、勉是名、爲中大夫、據風俗通、令姓、令尹子文之後也）爲車騎將軍、軍飛狐」(SH, 10, 36) 文帝紀「……以中大夫令免爲車騎將軍、屯飛狐（如淳曰、在代郡、師古曰、中大夫、官名、其人姓名免耳、此諸將軍下至徐厲、皆書姓、而徐廣以爲中大夫令是官名、此說非也、據百官表、景帝初、改衛尉爲中大夫令、文帝時無此官、而中大夫是郎中令屬官、秩比二千石）」(HP, 4, 17b~18a)

(2) 封禪書「後四十八年、周太史儋見秦獻公曰、秦始皇與周合、合而離、五百歲當復合（案、大顔、歷評諸家而云、周平王封襄公爲諸侯、至昭王五十二年西周君獻邑凡五百一十六年爲合、亦舉全數、合十七年而霸王出焉）」(SH, 28, 17)

郊祀志「……曰、周始與秦國合而別、別五百載當復合、應劭曰、秦、伯翳之後也、始周孝王封非子爲附庸、邑諸秦、平王東遷洛邑、襄公以兵衛之、嘉其勳力、列爲侯伯、與周別五百載矣、昭王時、西周君自歸受罪、盡獻其邑三十六城、此復合也、孟康曰、謂周封秦爲別、秦并周爲合、此襄王爲霸、始皇爲王也、韋昭曰、周封秦爲始別、謂秦仲也、五百歲、謂從秦仲至孝公疆大、顯王致伯、與之親合也、師古曰、諸家之說皆非也、自非子至西周獻邑、凡六百五十三歲、自仲至顯王二十六年孝公稱伯、止有四百二十六歲、皆不合五百之數也、
秦史記秦本紀及年表並云、周平王封襄公、始列爲諸侯、於是始與諸侯通、又周本紀及吳齊晉楚諸系家、皆言幽王爲犬戎所殺、秦始列爲諸侯、正與此志符會、是乃爲別、至昭襄王五十二年西周君自歸獻邑、凡五百一十六年、是爲合也、言五百者、舉其成數也、合七十年而伯王出焉」(HP. 25 A, 8 b)

(3) 平準書「爵得至樂卿、按此言武功置爵、惟得至於樂卿也、臣瓚所引茂陵書、蓋後人記其爵失次耳、今注稱十爵至十八庶長爲樂卿、十九至二十爲樂公(集解、徐廣曰、樂卿、爵名也、綱案漢書音義曰、十爵左庶長以上至十八爵爲大庶長也、名樂卿、樂卿者、朝位從九卿、加樂者、別正卿、又十九爵爲樂公、食公卿祿而無職也)、乃以舊二十爵釋武功爵、蓋亦臆說、非也、大顏亦以爲然、以顯軍功」(SH. 8, 13)

食貨志「……師古曰、樂卿者、武功爵第八等也、言買爵唯得至第八也、此文止論武功爵級、而作注者乃以舊二十等爵解之、失其本意、故刪而不取」(HP. 24 B, 9 a)

(4) 陳涉世家「臘月、臣瓚云、建丑之月也、顏遊秦云、按史記表、二世二年十月、誅葛嬰、十一月、周文死、十二月、陳涉死、是也、宗懷荆楚記云、臘節在十二月、故因是謂之臘月也、陳王之汝陰、還至下城父、其御莊賈殺以降秦、陳勝葬碭、諡曰隱王」(SH. 48, 15~6)
陳勝傳「……張晏曰、秦之臘月、夏之九月、臣瓚曰、建丑之月也、師古曰、史記云、胡亥二年十月、誅葛嬰、十一月、周文死、十二月、陳涉死、瓚說是也」(HP. 31, 6b~7a)

(5) 絳侯周勃世家「勃不好文學、每召諸生說士、東鄉坐而責之、趣爲我語、其椎少文如此、大顏云、俗謂愚爲鈍椎、音直追反、今按椎如字讀之、謂勃召說士、東向而坐、責之云、趣爲我語、其實樸之性、以斯推之、其少文皆如此」(SH. 57, 10~11)
周勃傳「……服虔曰、謂訥鈍也、應劭曰、今俗名拙語爲椎儲、師古曰、椎謂樸鈍如椎也、音直推反」(HP. 40, 23 a)

(6) 同「條侯(周亞父)子爲父買工官尙方甲楯五百被可以葬者、取庸苦之、不予錢、庸知其盜買縣官器、怒而上變告子、事連汗條侯、書

既聞上、上下吏、吏簿責條侯、條侯不對、景帝罵之曰、吾不用也。孟康如淳已備兩解（集解、孟康曰、不用汝對、欲殺之也、如淳曰、恐獄吏畏其復用事、不敢折辱）、大顏以孟說爲得、而姚察又別一解云、帝責此吏不得亞夫直辭、以爲不足任用、故召亞夫、別詣廷尉使責問、召詣廷尉」（SH. 57, 22~3）

同「……孟康曰、言不用汝對、欲殺之也、如淳曰、恐獄吏畏其復用事、不敢折辱也、師古曰、孟說是也、一云、帝責此吏云、不勝其任、吾不用汝、故召亞夫、令詣廷尉也」（HP. 40, 28 b）

(7) 鄒陽列傳「……何則衆口鑠金、積毀銷骨也。大顏云、讒人積久譖毀、則父兄伯叔自相誅戮、骨肉爲之消滅也」（SH. 83, 25）

鄒陽傳「……師古曰、美金見毀、衆共疑之、數被燒鍊、以至銷鑠、讒佞之人、肆其詐巧、離散骨肉、而不覺知」（HP. 51, 16 a）

(8) 李將軍列傳「莫府省約文書籍事。案大顏云、凡將軍謂之莫府者、蓋兵行舍於帷帳、故稱莫府、古字通用、遂作莫耳、小爾雅訓莫爲大、非也」（SH. 109, 7）

李廣傳「莫府省文書。晉灼曰、將軍職在征行、無常處、所在爲治、故言莫府也、莫、大也、或曰、衛青征匈奴、絕大莫、大克獲、帝就拜大將軍於莫中府、故曰莫府、莫府之名、始於此也、師古曰、二說皆非也、莫府者、以軍幕爲義、古字通單用耳、軍旅無常居止、故以帳幕言之、廉頗李牧、市租皆入幕府、此則非因衛青始有其號、又莫訓大、於義乖矣、省、少也、音所領反」（HP. 54, 3 a）

(9) 同「居無何、（李）敢從上雍、至甘泉宮獵。劉氏音尚、大顏云、雍地形高、故云上」（SH. 109, 18）
同「……師古曰、無何、謂未多時也、雍之所在、地形積高、故云上也、上音時掌反、他皆類此」（HP. 54, 9 a）

(10) 匈奴列傳「其後百有餘歲、周西伯昌伐吠夷氏。章昭云、春秋以爲犬戎、按吠音犬、大顏云、卽昆夷也、山海經云、黃帝生苗龍、苗龍生融吾、融吾生并明、并明生白犬、白犬有二牡、是爲犬戎、說文云、赤狄本犬種、字從犬、又山海經云、有人面獸身、名曰犬夷、賈逵云、犬夷、戎之別種也」（SH. 110, 5）

匈奴傳「……師古曰、西伯昌卽文王也、吠音工犬反、吠夷卽吠戎也、又曰昆夷、昆字或作混、又作緄、二字並音工本反、昆緄吠聲相近耳、亦曰犬戎也、山海經云、黃帝生苗龍、苗龍生融吾、融吾生并明、并明生白犬、白犬有二牝牡、是爲犬戎、許氏說文解字曰、赤狄本犬種也、故字從犬」（HP. 94 A, 2 a）

(11) 衛將軍驃騎列傳「是歲也、大將軍姊子霍去病、年十八、幸爲天子侍中、善騎射、再從大將軍、受詔、與壯士爲剽姚校尉。上音匹遙反、

下音遙、大、顏、案荀悅漢紀作票鷁、票鷁、勁疾之貌也、上音頻妙反、下音弋召反」(SH. 111, 14)

霍去病傳「去病以皇后姊子、年十八爲侍中、善騎射、再從大將軍、大將軍受詔、予壯士爲票姚校尉」(服虔曰、音颺搖、師古曰、票音頻妙反、姚音羊召反、票姚、勁疾之貌也、荀悅漢紀作票鷁字、去病後爲票騎將軍、尙取票姚之字耳、今讀者音飄遙、則不當其義也)」(HP. 55, 7 a)

(12) 司馬相如列傳「賦奏、天子以爲郎、無是公言天子上林廣大、山谷水泉萬物、及子虛言楚雲夢所有甚衆、侈靡過其實、且非義理所尙、故刪取其要、歸正道而論之」(大、顏、云、不取其夸奢靡麗之論、唯取終篇歸於正道耳、小、顏、云、刪要、非謂削除其詞、而說者謂此賦已經史家刊剝、失之也)」(SH. 117, 59)

司馬相如傳「……」(師古曰、言不尙其侈靡之論、但取終篇歸於正道耳、非謂削除其辭也、而說者便謂此賦已經史家刊剝、失其意矣)」(HP. 57 A, 51)

(13) 同(封禪文)「意者泰山梁父、設壇場望幸、蓋號以況榮」(案文穎曰、蓋、合也、言考合前代之君、揆其榮而相比況而爲號也、大、顏、云、蓋、語辭也、言蓋欲紀功立號、受天之況賜榮名也、於義爲愜、然其文云蓋、詞義典質、又上與幸字連文、致令有華蓋之謬也)」(SH. 117, 97)

同「……」(孟康曰、意者言泰山梁父設壇場、望聖帝往封禪記號以表榮名也、師古曰、幸、臨幸也、蓋、發語辭也)」(HP. 57 B, 23 b)

(14) 貨殖列傳「范蠡……變名易姓、適齊爲鴟夷子皮」(大、顏、曰、若盛酒者鴟夷也、用之則多所容納、不用則可卷而懷之、不忤於物也、案韓子云、鴟夷子皮事田成子、成子去齊之燕、子皮乃從之也、蓋范蠡也)」(SH. 129, 10)

貨殖傳「……」(師古曰、自號鴟夷者、言若盛酒之鴟夷、多所容受、而可卷懷、與時張弛也、鴟夷、皮之所爲、故曰子皮)」(HP. 91, 4 a)

(15) 同「楊布皮革千石」(蒼布、注音吐合反) (集解、徐廣曰、楊音吐合反、駟案漢書音義曰、楊布、白疊也)、大、顏、音吐盍反、案以爲麤厚之布、與皮革同以石而秤、非白疊布也、吳錄云、有九真郡布、名曰白疊、廣志云、疊、毛織也)」(SH. 129, 34~5)

同「蒼布皮革千石」(孟康曰、蒼布、白疊也、師古曰、麤厚之布也、其價賤、故與皮革同其量耳、非白疊也、蒼者重厚之貌、而讀者妄爲楊音、非也)」(HP. 91, 7 b)

かくのごとく、顔師古が顔遊秦の説をだまって借用していることはだれの目にもあきらかである。近代人の潔癖性はそれを剽竊とよびもするだろうが、しかし古人は先人の説を用いることにしかくそれほど神経質であったであろうか。われわれを拘束している倫理感が、かれらをも同様に拘束したであろうか。趙翼は班彪と班固、顔遊秦と顔師古の関係をあわせ論じてつぎのようにいつている。「案ずるに古人の著述には、さいしょに創作したものが名を得ることなく、それらを集成したものがかえつてのさばりて、そのまま名をほしのままにしている場合が往々にしてあるのであつて、なにもこの二書（漢書と師古注にかぎつたことではない（按古人著述、往往有先創者不得名、而集之者反出其上、遂因以擅名者、固不特此二書也）（陔餘叢考卷五「班書顏注皆有所本」）。しかもそもそも漢書學は顔氏の家學であつた。顔之推と師古注とのあいだにたどれる緊密な脈絡についてはすでに指摘したが、顔遊秦も父顔之推の説をうけついでいたにちがひなく、それがさらに師古注に流れこんだと考えるのがただしである。想像をたくましくすれば、『漢書決疑』の撰述を顔師古もつだつたかも知れない。家學とは、ながい時間をかけて堆積された一家の共同研究の成果ともいふべきものであらう。それはだれか一人の個人名に歸しえぬ部分をすくなくならずふくむであらう。師古注が家學の集成であつたことは、顔師古の姪の顔昭甫が師古注の制作をたすけたと推測されることによつていつそう確認しうるのである。⁽⁶²⁾

(三) テキストづくり

書物の注釋作業には、依據すべきテキストづくり、すなわち本文の校定作業が先行しなければならぬ。貞觀時代の中書侍郎として、また祕書少監さらには祕書監として、公人としての顔師古の主たるしごとは經籍の蒐集ならびに五經の校定をはじめとする校定作業であり、水をえた魚のように存分に實力を發揮することができた。⁽⁶³⁾『漢書』の注釋とそれに先行する校定作業においても、かれは祕府に蒐められた古今の圖書を披見する便宜にめぐまれたであらうし、また日ごろの經驗を生かすことができたであらう。しからば『漢書』のテキストづくりはいかなる原則のもとにおこなわれたのであらうか。「敘例」第三條

にいう。

「漢書の舊文には多く古體字が存するが、注釋がくわえられるにいたってしばしば書きあらためられ、後世のものは習慣的な読みぐせから意をもって削ったり改めたりしている。傳寫がくりかえされればされるほどますます鄙俗になった。いまは古いテキストをつぶさに調べて眞正なすがたに歸し、一讀しただけではわからない文字について、すべてひとつひとつ解釋することとする（漢書舊文、多有古字、解説之後、屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、彌更淺俗、今則曲覈古本、歸其眞正、一往難識者、皆從而釋之）」。

すなわち顏師古の基本的態度は、古本を涉獵のうへ『漢書』をその本來の面目にかえすことにあつた。本來の面目を失なつたあたらしいテキスト、「今書本」は、しばしばいささかの輕蔑の意をこめて「流俗書本」ともよばれて⁽⁶⁴⁾いる。したがって、たとえば『史記』による『漢書』本文の書きかえも絶対にゆるされぬ。いくつかの實例を示そう。

(1) 陳勝項籍傳贊（賈誼過秦論）「常以十倍之地、百萬之軍、仰關而攻秦（師古曰わく、秦の地形はたかく、諸侯の兵が關中を攻めようとする場合、いつも見あげるかっこうになる。だから仰關というのだ。今日の流俗書本が、仰の字を叩に作るのはまちがい（師古曰、秦之地形高、而諸侯之兵欲攻關中者、皆仰嚮、故云仰關也、今流俗書本、仰字作叩、非也）」（HP. 31, 26 a）。『史記』秦始皇本紀贊に引かれる「過秦論」は叩關に作つてゐる（SH. 6, 95）。

(2) すぐつづいて、「秦人開關延敵、九國之師、遁巡而不敢進（師古曰く、遁巡とは疑懼してしりごみすること。遁の音は千旬の反。流俗書本は、巡の字を誤まって逃に作る。讀者はそのために遁逃の意味だと考へている。潘岳の西征賦に、逃遁以奔竄、という。これまた誤まりである（師古曰、遁巡謂疑懼而却退也、遁音千旬反、流俗書本、巡字誤作逃、讀者因之而爲遁逃之義、潘岳西征賦云逃遁以奔竄、斯亦誤矣）」（HP. 31, 26 a~b）。『史記』は「逡巡遁逃而不敢進」に作る（SH. 6, 95）。

(3) 季布欒布田叔傳贊「以項羽之氣、而季布以勇顯名楚、身履軍擧旗者數矣（鄧展曰く、履軍とは戰に勝つてふみしだくこと。李奇曰く、擧とは拔である。孟康曰く、擧とは斬取である。師古曰く、敵に勝つて旗を抜き取することをいう。鄧展、李奇

の二説いづれもただし。蹇の音は蹇。今日の流俗書本が履を屢と改ため、さらに典の字をくわえて、身屢典軍、というのはまちがい(鄧展曰、履軍、戰勝蹈履之、李奇曰、蹇、拔也、孟康曰、蹇、斬取也、師古曰、謂勝敵拔取旗也、鄧李二説皆是、蹇音蹇、今流俗書本改履謂屢、而加典字、云身屢典軍、非也)(HP. 37, 6 a, b)。『史記』季布樂布列傳贊はまさしくそのように作っている(SH. 100, 11)。

(4) 蕭何傳「上曰、夫獵追殺獸者狗也、而發縱指示獸處者人也」(師古曰く、發縱とは綱を解いて放つことをいう。指示とは手で指示すること。今日俗間では放狗という。縦の音は子用の反。それなのに讀者が蹤蹟の蹤とするのはまちがい。テキストはいずれも蹤の字に作っていない。蹤をつける犬はほかにちゃんと存在し、人が解きはなつまでもない(師古曰、發縱謂解繼而放之也、指示者、以手指示之、今俗言放狗、縱音子用反、而讀者乃爲蹤蹟之蹤、非也、書本皆不爲蹤字、自有逐蹤之狗、不待人發也)(HP. 39, 3 b)。『漢書』テキストのなかに縦を蹤に作つたものはなかった。しかるに蹤蹟の蹤の意に解するものがあつたのは、『史記』蕭相國世家が「發蹤」に作る(SH. 53, 6)のにひきずられてのことであつたらう。

(5) 伍被傳「漢將一日過成皋者四十餘人、今我令緩先要成皋之口」(韋昭曰く、淮南王の臣の名である。師古曰く、緩は名である。その姓をいわない。今日の流俗書本が緩のうえにみだりに樓の字をくわえるのはまちがい(韋昭曰、淮南臣名也、師古曰、緩者名也、不言其姓、今流俗書本、於緩上妄加樓字、非也)(HP. 45, 7 b)。『史記』淮南衡山列傳は樓緩に作っている(SH. 118, 30)。ただし裴駟の『史記集解』はすでにそのあやまりに氣づいて、「漢書にはただ緩とのみあつて樓の字がない。樓緩は戰國時代の人。疑うらくは後人がつけたしたのであろう(漢書直云緩、無樓字、樓緩乃六國時人、疑此後人所益也)」と指摘している。とすれば樓の一字がつけくわえられた『漢書』テキストは、劉宋以後のものであつた。

(6) 司馬相如傳(子虛賦)「其東則有蕙圃、衡蘭芷若……」(師古曰く、蘭は今日の澤蘭である。今日の流俗書本、芷若の下に射干の字があるのはみだりにくわえたのである(師古曰、蘭即今澤蘭也、今流俗書本、芷若下有射干字、妄增之也)(HP. 57 A, 6 a)。『史記』には射干の二字がある(SH. 117, 12)。

(7) 同「相如以爲列僊之儒、居山澤間」(師古曰く、儒は柔である。術士の呼稱である。およそ道術をそなえておればすべて

儒である。今日の流俗書本が傳の字に作るのはまちがひ。後人が改めたにはかならない(師古曰、儒、柔也、術士之稱也、凡有道術、皆爲儒、今流俗書本作傳字、非也、後人所改耳)(HP. 57 B, 12 a-b)。『史記』はまさしく「列僊之傳」に作つてゐる⁽⁶⁵⁾(SH. 117, 80)。

さて顔師古が、注釋がくわえられればくわえられるほど、また傳寫がかさねられればかさねられるほど古本の本來の面目が失なわれると考えたのは、ただしい認識であつたといふべきであろう。そしてこの認識が、テキストの選擇にあつたつておのずから一定の方向性をあたえなかつたであろうか。第一部にのべたところから豫想されるように、『漢書』研究がさかんにおこなわれた江南のテキストよりも、むしろ一篇の注釋すら書かれなかつた華北のテキストの尊重にむかわせなかつたであろうか。江南のテキストの祖本ともいふべき蔡謨注本が、「敍例」においてきびしく批判されていたことはすでにみたとおりである。

その反對に、江南につたわることなく北朝にのみつたわつた晉灼注が、テキスト・クリティックにさいしても参照される場合があつたのではないか。北朝系テキストの尊重、このこともまたすでに祖父の顔之推に胚胎していたらしきこと、『家訓』書證篇の「田冑賀上」ならびに「中外禋福」(資料IV—(7))にかんする二條によつておよその想像がつく。顔師古が江南のテキストをおとしめたのではないかと考えるとき、「流俗書本」として排されるものがしばしば『文選』のテキストと一致することは暗示的だといわねばなるまい。さきほどあげた諸例のうち(1)、(2)、(6)のいわゆる「流俗書本」は『史記』と一致するだけではなく、『文選』とも一致するのであつて、そのほかにもなおつぎの諸例を摘みうる。

(8) 揚雄傳(甘泉賦)「風從從而扶轄兮、鸞鳳紛其御舞」(師古曰く、從從は前に進む意である。御とはなお乗というがごとし。舞は車の垂れ飾りの纓舞である。從の音は竦。今日のテキスト、御の字をときに銜と書いてゐるものがあるのは、世俗の妄改である(師古曰、從從、前進之意也、御猶乘也、舞、車之垂飾纓舞也。從音竦、今書御字或作銜者、俗妄改也)(HP. 87 A, 17 a)。

(9) 同傳(解嘲)「今大漢左東海、右渠搜、前番禺、後陶塗」(師古曰く、陶塗馬は北海のほとりに産する。いまここに、後陶塗、というのだから、北方の國名である。その國はこの馬を産するので、それで國名とした。今日の書本で陶の字を椒に作つてゐるものがあるのは、流俗が改めたのである(如淳曰、小國也、師古曰、陶塗馬出北海上、今此云後陶塗、則

是北方國名也、本國出此馬、因以爲名、今書本陶字有作椒者、流俗所改也。(HP. 87 B, 9 a~b)。

右の二例、『文選』はそれぞれ銜(7, 8 b)、椒(4, 7 b)に作っている。

ところで『漢書』本文の校定に晉灼注が参照されたことをおもわせる事例としては下記をあげうる。

(10) 陳勝傳「陳守令皆不在、獨守丞與戰譙門中」晉灼曰く、譙門は義を闕く。師古曰く、守丞とは郡丞であって居守しているものをいう。一説に、郡守の丞だから守丞という、と。譙門とは門のうえに高樓を設けて望見するものをいう。樓は一名譙。だから美麗の樓を麗譙とよぶ。譙は巢ともよばれ、いわゆる巢車なるものは、やはり戦車のうえに樓を設けて敵を觀望するのである。譙と巢は發音がたがいにかく、ほんらい一物である。今日の流俗書本では譙の下に城の字があるがまちがひ。これは陳のまちのことにほかならない。譙の城まちのことではない。譙城はとつくのむかしに降っている(晉灼曰、譙門、義闕、師古曰、守丞謂郡守之居守者、一曰、郡守之丞、故曰守丞、譙門謂門上爲高樓以望者耳、樓一名譙、故謂美麗之樓爲麗譙、譙亦呼爲巢、所謂巢車者、亦於兵車之上爲樓以望敵也、譙巢聲相近、本一物也、今流俗書本、譙下有城字、非也、此自陳耳、非譙之城、譙城前已下矣)(HP. 31, 3 b~4 a)。單注本の晉灼注本では、いちおう「譙門」を見出しとしてかかげたうえ、その下に「義闕」と記していたか、あるいは空白のままにのこしていたのであろう。しかしともかく「譙城門」ではなく「譙門」を見出しとしていたこと、そのことが顔師古の卓抜にして確固たる注釋をみちびくきつかけとなつたのであろう。

(11) 江充傳「初充召見犬臺宮」晉灼曰く、三輔黃圖によると、上林苑に犬臺宮があり、その外に走狗觀がある。師古曰く、今書本に犬臺を太壹の字に作っているものがあるのは誤まりである。漢には太壹宮は存在しない(晉灼曰、黃圖、上林有犬臺宮、外有走狗觀也、師古曰、今書本犬臺有作太壹字者、誤也、漢無太壹宮也)(HP. 45, 11 b)。

(12) 息夫躬傳「躬因是而上奏、……烏孫兩昆彌弱、卑爰寔強盛」蘇林曰く、寔の音は歎噓の噓。晉灼曰く、音は詩經(爾風狼跋)の、載寔其尾、の寔。師古曰く、字をもつていえば晉灼の音がただし。音は竹二の反。しかるに匈奴傳の服虔注には、獻捷の捷と音をあたえている。まちがっているうえ、末俗の學者がさらに寔の字を寔と改ためて服虔の音にあわせているのは、

はなはだ眞實からかけ離れている（蘇林曰、寔音欬嚏之嚏、晉灼曰、音詩載寔其尾之寔、師古曰、以字言之、晉音寔、音竹二反、而匈奴傳服虔乃音獻捷之捷、既已失之、末俗學者又改寔字爲寔、以應服氏之音、尤離眞矣）（HP. 45, 15 b~16 a）。

(13) 路溫舒傳「又受春秋、通大義、舉孝廉爲山邑丞（蘇林曰く、縣名、常山郡に存在する。晉灼曰く、地理志では常山郡に石邑縣はあるが山邑縣はない。師古曰く、山邑縣はその所在を知らない。今日の流俗書本に、常山石邑丞、というのは、後人がみだりに石の字をくわえたのだ（蘇林曰、縣名、在常山、晉灼曰、地理志、常山有石邑、無山邑、師古曰、山邑不知其處、今流俗書本云常山石邑丞、後人妄加石字耳）」（HP. 51, 30 b）。

顔師古が「流俗書本」としてしりぞけたものには、『史記』や『文選』によってあらためられたと判断されるもののほか、さらにつぎのごときをつけくわえることができるであろう。

(14) 張耳陳餘傳「趙王間出、爲燕軍所得、燕囚之、欲與分地、使者往燕、軛殺之、以固求地、耳餘患之、有廝養卒、謝其舍曰（蘇林曰く、廝は薪とり。養は人に奉仕するものである。舍とは止宿しているところの主人をいう。晉灼曰く、言葉であいてに告げることがを謝という。師古曰く、謝其舍、とはその舍中の人に告げることがをいう。だから下文に、舍中人皆笑、というのである。今日の流俗書本がこの舍の下にみだりに人の字をくわえているのはまちがいがい。廝の音は斯（蘇林曰、廝、取薪者也、養、養人者也、舍謂所舍宿主人也、晉灼曰、以辭相告曰謝、師古曰、謝其舍、謂告其舍中人也、故下言舍中人皆笑、今流俗書本於此舍下軛加入字、非也、廝音斯）、吾爲二公說燕、與趙王載歸、舍中人皆笑曰……」（HP. 32, 4 a）。『史記』張耳陳餘列傳は「謝其舍中曰」に作っているが、その索隠には「漢書は舍人に作る」と指摘しているから（SH. 89, 12）、司馬貞所見の『漢書』は顔師古のいわゆる流俗書本である。後述するように『史記索隠』がしばしば陳の姚察注を用いているところから考えて、これまた江南系統のテキストであった蓋然性がたかい。

(15) 揚雄傳「京師爲之語曰、惟寂寞、自投閣、爰清靜、作符命（師古曰く、揚雄の解嘲の言をもって譏ったのである。今日の流俗本に、惟寂惟寞、自投於閣、爰清爰靜作符命、というのはみだりにましたのである（師古曰、以雄解嘲之言譏之也、今流俗本云、

惟叔惟冀、自投於閭、爰清爰靜、符命、妄增之」(HP. 87 B, 22b)。いわゆる流俗本のさいしょの二句、『文選』が載せる謝靈運「齋中讀書詩」の李善注にこのとおり引かれている(36, 8a)。李善は揚州江都のひと。とすればこれも江南系統のテキストであったかも知れぬ。李善にはまた『漢書辯惑』三十卷のあったことが注目される(舊唐書儒學傳 189A, 494b)。

四 姚察注と師古注―顔師古と南學―

顔師古は祖父の顔之推ならびに叔父の顔遊秦たちによってつたえられた家學としての漢書學の傳統を『漢書』注にゆたかにもりこんだ。『家訓』についてみられる顔之推の説は師古注全體からみればなお零細であるが、顔遊秦の『漢書決疑』は『漢書』の專注であるうえ、卷數も十二卷といたって大部であり、師古注も「多くその義を取るのみ」とさえ評されている。しかしながらこの表現そのものが、師古注には顔師古の發明獨創にのこされた部分のあったことをものがたっているであろう。もつとも見やすい例をひとつ示すならばこうである。武帝紀元狩二年「南越獻馴象能言鳥」師古曰く、すなわち鸚鵡である。今日、隴西および南海いずれにも存在する。萬震の南州異物志に、三種あり、一種は白色、一種は青色、一種は五色、交州以南の諸國すべてに存在し、白色ならびに五色のものはその性格がとりわけ利口だ、とあるのはけだしこれをいうのであろう。隋の開皇十八年、林邑國が白鸚鵡を貢獻してきた。當時これをめずらしたが、その年の貢士すべてに白鸚鵡賦が出题された⁽⁶⁸⁾。聖皇の統治となつてしばしばこの貢獻品があつたが、上は僻遠の地にとつての勞費であると、慰撫して納められなかつた(師古曰、即鸚鵡也、今隴西及南海並有之、萬震異物志云、有三種、一種白、一種青、一種五色、交州以南諸國盡有之、白及五色者、其性尤慧解、蓋謂此也、隋開皇十八年、林邑國獻白鸚鵡、時以爲異、是歲貢士咸試賦之、聖皇馭曆、屢有茲獻、上以幽遐勞費、撫慰弗受) (HP. 6, 14a~b)。ここに「聖皇」とよび「上」とよぶのはけだし唐の太宗をさしてのことであろう⁽⁶⁹⁾。ときに顔之推はもとよりのこと、顔遊秦もすでない⁽⁷⁰⁾。そしてまたなによりも『史記索隱』が大顔の説にたいして小顔の説とよんでいる部分こそ、顔遊秦以後に顔師古が發展させたところと考えられるであろう。たとえば資料V-12)についていえば、「言うところは其の侈靡の論を尚とばす、但だ終篇の正道に歸す

るを取るのみ」までが顔遊秦の説に依據しており、「其の辭を削除するを謂うには非ざるなり。而るに說者便ち此の賦は已に史家の刊刻を経たりと謂うは、其の意を失せり」の數語はまぎれもなく顔師古によつてあらたにせられたのであつた。⁽⁷⁾

さらに忘れてならないのは、顔師古のまたひとつの著書、『匡謬正俗』のことであろう。かれの死後、高宗の永徽二年(六五二)、長子の符璽郎顔揚庭によつて朝廷にたてまつられたときの上表文につきのようにいう。「臣の亡父先臣師古、嘗つて匡謬正俗を撰す。藁草は纒か半ばにして部帙は未だ終らざるに、臣の疊は幽靈を犯すを以て奄まち捐棄を垂れ、風を攀ずるも及ぶ罔く、帖に陟りて哀しみを増す。臣敬しんで遺文を奉じ、謹しんで先範に遵がい、分ちて八卷と爲し、勅して一部と成す。百氏の紕繆は未だ窮む可からずと雖も、六典の迂訛は斯に於て矯革せられん」。つまりそれは未完の草稿としてのことされたのだが、八卷の構成はすでに「先範」として師古に熟していたらしい。その内容は、「前の四卷、凡そ五十五條は皆な諸經の訓詁音釋を論じ、後の四卷、凡そ一百二十七條は皆な諸書の字義字音及び俗語相承の異を論ず」る(四庫提要經部小學類)。「漢書」注との成立の前後をにわかには決定しがたいけれども、一讀したところ、おりにふれての讀書筍記といったおもむきの書物であつて、まずさいしょに八卷の構成がたてられ、しかるべきところに一條また一條と書きくわえられていったのではあるまいか。この推測がただしいとすれば、未完の草稿のままでのこされるのがこの書物のそもそもの運命ではなかつたか。そこにもられた内容は、卷五「漢書」の項に收められた諸條はもとよりのこと、そのほかの諸條も『漢書』注と一致するところがすくなくない。かく『匡謬正俗』から端的にうかがわれるように、師古注が日ごろの讀書筍記の類の蓄積をまたひとつのよりどころとしてゐることは、言をまたないであろう。

ではしからば、家學の傳統をふまえ、先人の注釋を涉獵し、そのうえに自己の新知見をくわえて成つた師古注は、全體としていかなる特色を有するのであろうか。『漢書』注釋のながい歴史のなかにどのように位置づけられるのであろうか。しかしそのことを考えるにさきだつて、いまひとつ検討しておくべき問題がのこされている。すなわち師古注と陳の姚察の『漢書』注との關係であつて、姚察注にたいする顔師古の對處のしかたは、おのずからにして師古注の性格を彷彿させてくれることに

もなるであろう。師古注と姚察の『漢書』注との関係といったのは、姚察の曾孫姚珽(六四一—七一四)についてつぎのような記録が存在するからにほかならない。「姚珽はかつて曾祖父の姚察が撰述した漢書訓纂が、しばしば後世の漢書注釋家たちによって、その姓名をかくしたうえ自説として引かれていることに氣づいた。そこで漢書紹訓四十卷を撰述して舊義を發明し、世におこなわれた(疑嘗以其曾祖察所撰漢書訓纂、多爲後之注漢書者隱沒名氏、將爲己說、珽乃撰漢書紹訓四十卷、以發明舊義、行於代)」(舊唐書 89, 2907)。顏師古と名ざしているわけではないが、姚察以後の『漢書』注釋家といえば、顏師古がまずもともぎわだつた存在である。顏遊秦の『漢書決疑』はそのほとんどすべてが師古注に吸收されたであろうし、顏師古にややくだつては顧胤の『漢書古今集』二十卷(舊唐書 73, 2600)や李善の『漢書辯惑』三十卷(同 189A, 4946)が存在したとつたえられるが、師古注が成立と同時ひろく世におこなわれたことは先述したとおりである。ではいったい姚察の『漢書訓纂』は顏師古によってどのように利用されているのであろうか、あるいはそれとも利用されていないのであろうか。姚察の説はやはり『史記索隱』にまま散見し、「姚察云」、「姚氏云」として司馬貞が引くものおよそ五十條を拾うことができる。⁽⁷²⁾それらすべてをここに示すことはあまりにも煩雜にすぎるから、師古注との契合をおもわせるもの十一條を摘むことにしよう。なお『後漢書』章懷注からも一條をくわえることとする。

資料VI 姚察説と師古注

- (1) 天官書「參爲白虎、……小三星隅置曰觜觶、爲虎首、主葆旅事(姚氏案宋均云、葆、守也、旅猶軍旅也、言佐參伐以斬艾除凶也)」(SH. 27, 24~5)

天文志「……(如淳曰、關中俗謂桑榆樂生爲葆、晉灼曰、禾野生曰旅、今之飢民采旅也、宋均曰、葆、守也、旅、軍旅也、言佐參伐、斬艾除凶也)」(HP. 26, 15 a~b)

- (2) 楚元王世家「王戊立二十年冬、坐爲薄太后服私姦、削東海郡(漢書云、私姦服舍中、姚察云、姦於服舍、非必宮中、又按集注、服處云、私姦中人、蓋以罪重故至削郡也)」(SH. 50, 3~4)

吳王濞傳「三年冬、楚王來朝、(朝)錯因言、楚王戊往年爲薄太后服、私姦服舍(服虔曰、服在喪次、而私姦宮中也、師古曰、言於服舍爲姦、非宮中也、服舍、居喪之次、聖室之屬也)、請誅之、詔赦削東海郡」(HP. 35, 6 b)

(3) 齊悼惠王世家「及魏勃少時、欲求見齊相曹參、家貧無以自通、乃常獨早夜掃齊相舍人門外、相舍人怪之、以爲物而伺之、得勃(姚氏云、怪物)」(SH. 52, 11)

高五王傳「……以爲物而司之、得勃(師古曰、物謂鬼神、司者察視之)」(HP. 38, 6 b)

(4) 張丞相列傳「張丞相蒼者、陽武人也、好書律曆、秦時爲御史、主柱下方書、有罪亡歸(周秦皆有柱下史、謂御史也、所掌及侍立、恒在殿柱之下、故老子爲周柱下史、今蒼在秦代、亦居斯職、方書者、如淳以爲方板、謂小事書之於方也、或曰、主四方文書也、姚氏以爲下云明習天下圖書計籍、主郡上計、則方爲四方文書是也)」(SH. 96, 2)

張蒼傳「……(如淳曰、方、板也、謂事在板上者也、秦置柱下史、蒼爲御史、主其事、或曰、主四方文書也、師古曰、下云蒼自秦時爲柱下御史、明習天下圖書計籍、則主四方文書是也、柱下居殿柱之下、若今侍立御史矣)」(HP. 42, 1 a)

(5) 叔孫通列傳「至禮畢、復置法酒(按文穎云、作酒法令也、姚氏云、進酒有禮也、古人飲酒不過三爵、君臣百拜、終日宴、不爲之亂也)」(SH. 99, 17)

叔孫通傳「至禮畢、盡伏、置法酒(師古曰、法酒者猶言禮酌、謂不飲之至醉)」(HP. 43, 16 a)

(6) 李將軍列傳「太史公曰、……諺曰、桃李不言、下自成蹊(案姚氏云、桃李本不能言、但以華實感物、故人不期而往其下、自成蹊徑也、以喻(李)廣雖不能出辭、能有所感、而忠心信物故也)」(SH. 109, 21)

李廣蘇建傳「贊曰、……(師古曰、蹊謂徑道也、言桃李以其華實之故、非有所召呼、而人爭歸趣、來往不絕、其下自然成徑、以喻人懷誠信之心、故能潛有所感也、蹊音奚)」(HP. 54, 23 b)

(7) 資料 III — (SH. 111, 32)

衛青霍去病傳「去病自四年軍後三歲、元狩六年薨、上悼之、發屬國玄甲軍、陳自長安至茂陵、爲冢、象祁連山(師古曰、在茂陵旁、冢上有豎石、冢前有石人馬者是也)、……上遣詔青尚平陽主、與主合葬、起冢象廬山云(師古曰、在茂陵東、次去病冢之西相併者是也)」

(HP. 55, 16 b~17 b)

(8) 司馬相如列傳(上林賦)「獨不聞天子之上林乎、左蒼梧、右西極、丹水更其南、紫淵徑其北、終始霸澹、出入涇渭、鄠鄠潦澹、紆餘委蛇、經營乎其內(張揖云、豐水出鄠縣南山豐谷北入渭、鎬在昆明池北、郭璞云、鎬水、豐水下流也、應劭云、潦、流也、澹、涌出聲也、張揖云、又有澹水、出南山、姚氏云、潦或作澹也、澹水出鄠縣北注渭、澹水出杜陵、今名沈水、自南山皇子陂西北流、注昆明池入渭、案此下文八川分流、則從涇渭灃澹豐鎬潦澹爲八、晉灼曰、從丹水下則有九、從灃以下則七、案今澹既是水名、除丹紫二川、自涇渭以下、適足八川、是經營乎其內也、又潘岳關中記曰、涇渭灃澹豐鎬澹澹、上林賦所謂八川分流、蕩蕩兮八川分流、相背而異態」(SH. 117, 26~7)

司馬相如傳「……(應劭曰、潦、流也、澹、涌出聲也、張揖曰、豐水出鄠南山灃谷北入渭、鎬在昆明池北、潦、行潦也、又有澹水出南山、晉灼曰、下言八川、計從丹水以下至澹、除潦爲行潦、凡九川、從灃產以下爲數、凡七川、澹音決、澹、水涌出聲也、除潦澹下爲水、餘適八、下言經營其內、於數則計其外者矣、師古曰、應管二說皆非也、張言潦爲行潦、又失之、潦音牢、亦水名也、出鄠縣西南山潦谷、而北流入於渭、上言左蒼梧、右西極、丹水更其南、紫淵徑其北、皆謂(上林)苑外耳、丹水紫泉、非八川數也、灃產涇渭豐鎬潦澹、是爲八川、言經營其內、信則然矣、澹、晉音是也、地理志、鄠縣有澹水、北過上林苑入渭、而今之鄠縣則無此水、許慎云、澹水在京兆杜陵、此卽今所謂沈水、從皇子陂西北流經昆明池入渭者也、蓋爲字或作水旁穴、與沈字相似、俗人因名沈水乎、將鄠縣澹水、今則改名、人不識也、但八川之義、實在於斯耳」(HP. 57 A, 19b~20b)

(9) 同「苳薑藁荷、歲橙若蓀(張揖云、歲持闕、郭璞云、橙、柚也、姚氏以爲此前後皆草、非橙也、小顏云、歲、寒漿也、持當爲符、符、鬼目也、案今讀者亦呼爲登、謂金登草也、張揖云、蓀、香草、姚氏云、蓀草、似昌蒲而無脊也、生溪澗中、蓀音孫)」(SH. 117, 34) 同「苳薑藁荷、歲持若蓀(如淳曰、歲音鍼、張揖曰、歲持闕、若、杜若也、蓀、香草也、師古曰、歲、寒漿也、持當爲符、字之誤耳、符、鬼目也、杜若苗頗類薑而爲櫻葉之狀、今流俗書本、持字或作橙、非也、後人妄改耳、其下迺言黃甘橙蓀、此無橙也、歲音之林反、蓀音孫)」(HP. 57 A, 28)

(10) 同(喻巴蜀檄)「移師東指、闔越相誅、右弔番禺、太子入朝(文穎曰、番禺、南海郡理也、弔、至也、東伐闔越、後至番禺、故言右至也、案姚氏弔讀如字、小顏云、兩國相伐、漢發兵救之、令弔番禺、故遣太子入朝、弔、非至也)」(SH. 117, 60~61) 同「……(文穎曰、弔、至也、番禺、南海郡治也、東伐越、後至番禺、故言右也、師古曰、南越爲東越所伐、漢發兵救之、南越蒙天子

德惠、故遣太子入朝、所以云弔耳、非訓至也」(HP. 57 B, 1b)

(1) 匈奴列傳「諸左方王將居東方、直上谷、以東接穢貉朝鮮、案姚氏云、古字例以直爲值、值者當也」(SH. 110, 21)

匈奴傳「……師古曰、直、當也、其下亦同也」(HP. 94 A, 7 a)

(2) 後漢書章帝紀元和二年「五月戊申、詔曰、……加賜河南女子百戶牛酒、前書音義、蘇林曰、男賜爵、女子賜牛酒、姚察云、女子謂賜爵者之妻、史記封禪書、百戶牛一頭、酒十石、臣賢案、此女子百戶、若是戶頭之妻、不得更稱爲戶、此謂女戶頭、卽今之女戶也、天下稱慶、恩當普洽、所以男戶賜爵、女子賜牛酒」(3, 152)

文帝紀「下詔曰、……朕初卽位、其赦天下、賜民爵一級、女子百戶牛酒、蘇林曰、男賜爵、女子賜牛酒、師古曰、賜爵者謂一家之長得之也、女子謂賜爵者之妻也、率百戶共得牛若干頭酒若干石、無定數也」(HP. 4, 4b)

兩者を讀みくらべてみると、師古注が姚察説を參考に資した形跡はおおうべくもないであろう。しかしながら、顔之推説、顔遊秦説を師古注があたうかぎり吸収しようとしたのにくらぶればどうであろうか。今日判明する姚察説は、『漢書訓纂』全體からすればとるにもたらぬ五十條にすぎないが、それらにかぎっても顔師古によって捨てられたものはすくなくないのである。たとえば『史記』魏其武安侯列傳「孝景三年、吳楚反、上察宗室諸寶、毋如寶嬰賢、乃召嬰」の索隱は、「宗室諸寶」の一解として姚察説を引いている。「姚氏案ずるに、酷吏傳に、周陽由はその父の趙兼が淮南王の舅なるをもつて周陽侯に封ぜられたため、その國名をとつて姓氏を改ため、由は宗室なるをもつて郎官に任ぜられたとある。とすれば親戚の戸籍につけられる關係にあるものも宗室とよぶことができるらしい(姚氏案酷吏傳、周陽由其父趙兼以淮南王舅侯周陽、故國改氏、由以宗室任爲郎、則似是與國有親戚屬籍者、亦得呼爲宗室也)」(SH. 107, 3)。つまり姚察は「宗室の諸寶」と讀ませるわけだが、しかしここに對應する『漢書』寶嬰傳の師古注には、「宗室とは帝の同姓親である。諸寶とは帝の外戚を總括してよんだのである。吳楚が反亂をおこしたため、内外の親族を將軍に起用しようとしたのである(宗室、帝之同姓親也、諸寶、總謂帝外家也、以吳楚之難、故欲用内外之親爲將也)」(HP. 52, 1b)とあつて、「宗室と諸寶」と讀ませている。これはいかにも姚察を意識したうえ姚察説をあらためた書きぶりでは

ないか。あるいはまた、完全には賛成しかねるがさりとて捨てざるのも惜しいと考えた場合には、一説としてのこす周到な方法がとられた。顔遊秦説と師古注との對比の舉例に示した資料V—(6)の「一云」がそれである。

顔師古が姚察説を「名氏を隠没して將^て己が説と爲し」たことにたいする姚斑の憤慨は、なるほどまったくもなところがあった。しかし顔師古が姚察説を取捨するにあたって慎重な検討をくわえたこともまた事實である。しかもそもそも師古注には、漢、魏、晉の舊注にかえるべしとの大原則が存在した。この大原則のもとでは、祖父や叔父の名すらあえて「隠没」された。したがってたとい「名氏を隠没」してではあれ、姚察説のいくつかが採用されたことは、顔師古の意識としてはむしろ名譽と考えられるべきことであつたかも知れない。ではなぜ舊注にかえるべきなのか。なぜ新注はよろしくないのか。「敍例」の第九段にいわく、「近代の史注は該博を競い、やたら雜説を引用しては本文を攻撃している。なかにはあいての字句をしかりとばし、よしあしをあげつらい、先人のまちがいを暴露し、わが見識の優秀さをふりまわすものまである……(近代注史、競爲該博、多引雜説、攻撃本文、至有詆訶言辭、捨撫利病、顯前修之疵僻、騁己識之優長)」。そして冒頭でふれたように、東方朔傳贊の注においても、當時の漢書學者たちが「他書」、つまり『漢書』以外の書物の「雜説」をとって東方朔の事績にこじつけ、「異聞を博めている」ことを慨嘆している。つまり『漢書』本文そのものはそのけの注釋がまかりとおつていとうわけだが、しからば雜説を引いて該博をきそい、異聞をひろめる史注とは、具體的にいかなるものをさしていわれているのであろうか。顔師古が史注に用いるべきではないと考えた雜説とはいかなるものなのであろうか。そのひとつに皇甫謐の『帝王世紀』がある。顔師古の皇甫謐にたいする攻撃は、いたって顯著である。

(1) 高帝紀「姓劉氏、母媼ヘ文穎曰く、幽州および漢中ではみな婆さんのことを媼とよぶ。孟康曰く、媼は母の別名。音は烏老の反。師古曰く、媼は女性の老人の呼稱。孟康の音はただしい。史家は高祖の母の姓氏をあきらかにせず、記しようがないため、當時たがいによびあつていた呼び名をとつて言ったのだ。下文の王媼のたぐいも理由はみなおなじ。ところが皇甫謐たちときたら、みだりに讖記を引用して、奇をてらい博識をふりまわし、あながちに高祖の父母の名や字をこしらえているが、

すべて正史の説くところではなく、おもうにとるべき點はない。劉媪の本姓が實際にのこっていないながら司馬遷があえて詳記しないなんてことがあるだろうか。道理からいってはつきりとわかることだ(文穎曰、幽州及漢中、皆謂老嫗爲媪、孟康曰、媪、母別名、音烏老反、師古曰、媪、女老稱也、孟音是矣、史家不詳著高祖母之姓氏、無得記之、故取當時相呼稱號而言也、其下王媪之屬、意義皆同、至如皇甫謐等、妄引譏記、好奇騁博、強爲高祖父母名字、皆非正史所說、蓋無取焉、寧有劉媪本姓實存、史遷肯不詳載、卽理而言、斷可知矣) (HP. 1A, 2a)。

(2) 惠帝紀「四年冬十月壬寅、立皇后張氏(師古曰、張敖の女である。史記および漢書に名、字はみえない。皇甫謐は帝王世紀を撰述して、惠帝張皇后および文帝薄皇后以下すべてのためにそれぞれ名をつくっている。薄父(薄皇后之父)たちについて名、字を立てているが、どこから仕入れてきたのだろう。博聞を示そうとしたのだが、穿鑿におちいつていることに氣づいていない(師古曰、張敖之女也、史記及漢書無名字、皇甫謐作帝王世紀、皆爲惠帝張后及孝文薄后以下、別制名焉、至於薄父之徒、亦立名字、何從而得之乎、雖欲示博聞、不知陷於穿鑿) (HP. 2, 5a)。

(3) 地理志「河南郡……偃師 尸郷、殷湯所都、莽曰師成(臣瓚曰、殷の湯王は亳に居た。今日の濟陰縣がそれである。現在、亳には湯王の家墓が存在し、己氏には伊尹の家墓が存在して、兩者はたがいに近い。師古曰、瓚説はまちがひ。また皇甫謐が湯王の都は穀孰にあったというのなど、ことがらはまったく荒唐無稽である。劉向は湯王には埋葬した場所がないといっており、湯王の家墓があるはずがないではないか(臣瓚曰、湯居亳、今濟陰縣是也、今亳有湯冢、己氏有伊尹冢、皆相近也、師古曰、瓚説非也、又如皇甫謐所云湯都在穀孰、事並不經、劉向云、湯無葬處、安得湯冢乎) (HP. 28 A1, 68 b)。

(4) 王貢兩龔鮑傳序「漢興、有園公綺里季夏黃公角里先生(師古曰、四皓なるよび名はそもそもこの記事にもとづいており、これ以外に稱すべき姓名はない。かれらはけだし隱棲者であつて、足跡をくらまして害を避け、自己顯示をせずその姓族を祕したため、史傳はつまびらかにしえないのだ。ところが後世の皇甫謐や園稱⁽⁵⁾たち、および地理書の説では、きそつて四人のために姓や字をほどこしくわえている。たがいに混亂をきたしているうえ、その言葉はいつそう無稽である。班固は漢書に記載しておらず、諸家の説はすべて臆説である。いまはいつさい切りすて、ひとつも採用しない(師古曰、四皓稱號、本起於此、

更無姓名可稱、知此蓋隱居之人、匿迹遠害、不自標顯、祕其氏族、故史傳無得而詳、至於後代皇甫謐圈稱之徒及諸地理書說、競爲四人施安姓字、自相錯互、語又不經、班氏不載於書、諸家皆臆說、今並弃略、一無取焉」(HP. 72, 1b)。

皇甫謐にたいする攻撃はあらし右のようであるが、雜說といえ、高帝紀高祖七年、漢の高祖が平城において匈奴に圍まれること七日、陳平の祕計によってようやくして脱出することのできたくだりの師古注も、注目されねばならないであろう。そこにはまず應劭の説が紹介され、鄭氏の語が引かれ、そのあとに顔師古の論評がそえられている。

(5) 「……遂至平城、爲匈奴所圍七日、用陳平祕計得出(應劭曰く、陳平は畫工に美女の圖を描かせ、こっそり人をやって闕氏のもとにとどけさせた。そしていわせた。漢にはこのような美女がいます。現在、皇帝は苦境におちいり、この女を獻上したいかんがえでおられます。闕氏は自分の寵愛がうばわれることをおそれて、それで單于にいった。漢の天子にも神靈がついています。その土地を獲得したところで、もちこたえることはできません。そこで匈奴は圍みの一角を開き、脱出することができた。鄭氏曰く、計略が下劣であったので、祕してつたえなかつたのである。師古曰く、應劭の説は桓譚の新論にもとづいている。⁽⁷⁶⁾ けだし桓譚は意をもつて推しはかつたところ、きつとこうであるにちがいないというだけのことだ。紀、傳の説くところではない(應劭曰く、陳平使畫工圖美女、問遣人遺闕氏云、漢有美女如此、今皇帝困厄、欲獻之、闕氏畏其奪己寵、因謂單于曰、漢天子亦有神靈、得其土地、非能有也、於是匈奴開其一角、得突出、鄭氏曰、以計鄙陋、故祕不傳、師古曰、應氏之說出桓譚新論、蓋譚以意測之、事當然耳、非紀傳所說也)」(HP. 1 B, 12 a)。應劭はいうまでもなく舊注家の一人であるし、また桓譚の『新論』をも師古注はときとして利用せぬわけではないが、⁽⁷⁷⁾ ここではさしあたり「紀傳の説く所にはあらず」して小説家の説にあまりにも近づきすぎていることを警戒したものであろう。史注家顔師古の小説家ぎらいはかなり徹底している。たとえば、

(6) 匡衡傳「諸儒爲之語曰、無說詩、匡鼎來(服虔曰く、鼎とはな^{オウ}お當といふことくである。匡且來―匡がやって来るぞ―といわんとするのである。應劭曰く、鼎は方^{イフ}である。張晏曰く、匡衡のわかいときの字は鼎、長じてから稚圭と字をあらためた。世につたえられるところの匡衡が貢禹に與えた書簡には、さいしよに衡敬しんで報ずといひ、おわりに匡鼎白^{モウ}すといひ

いて、これが字だとわかる。師古曰く、服虔、應劭の二説がただしい。天子は春秋鼎盛、という賈誼の言もその意味はおなじであつて、張晏の説はけだし穿鑿である。たといそのような書簡が存在したとしても、後世のものがこの傳に匡鼎來とあるのを見、その意味がわからぬまま匡衡の書簡をでっちあげ、鼎白すといったままだ。字は徳を表わすものであつて、みずから稱するものではあるまい。今日、西京雜記とかいふものが存在する。その書物は淺薄鄙俗であつて、市井の間において制作され、やたらと妄説が多いが、なんと匡衡の小名は鼎、といつてゐる。⁽⁷⁸⁾ おもふに知者の聽^みを絶つといふものだ。⁽⁷⁹⁾ 服虔曰、鼎猶言當也、若言匡且來也、應劭曰、鼎、方也、張晏曰、匡衡少時字鼎、長乃易字稚圭、世所傳衡與貢禹書、上言衡敬報、下言匡鼎白、知是字也、師古曰、服虔二説是也、賈誼曰、天子春秋鼎盛、其義亦同、而張氏之説、蓋穿鑿矣、假有其書、乃是後人見此傳云匡鼎來、不曉其意、妄作衡書、云鼎白耳、字以表徳、豈人之所自稱乎、今有西京雜記者、其書淺俗、出於里巷、多有妄説、乃云匡衡小名鼎、蓋絕知者之聽、匡説詩、解人頤」(H.P. 81, 1 a b)。『西京雜記』は六朝期に制作され、漢代に取材したところの小説であつた。⁽⁸⁰⁾ 葛洪撰をよそおつてはいるけれども假託としかおもえないその跋文のかたるところでは、葛洪の家には劉歆の未完の『漢書』百卷がつたえられていた。それを班固『漢書』と對校してみたところ、班固はほとんどすべて劉歆を襲つており、とらざるところは二萬言あまりにすぎないことがあきらかとなつたが、それらとらざるところを抄出して二卷とし、「以て漢書の闕を裨^{たす}なわん」としたのが『西京雜記』であるという。かくして史注家のなかにも、『西京雜記』をもつて『漢書』の闕をおぎなおうところみたものがなくはなかつたのであろう。だが顔師古にいわしむれば、それは雜説にしかすぎなかつたのである。

以上によつて顔師古がどのようなものをさして雜説とよんだのか、そのあらましをうかがいえたのであるが、ところで姚察の『漢書』注は、いわゆる雜説を多く引用して該博をきそう「近代の史注」の弊をやはりまのがれがたかつたふしが感ぜられる。まずてがかりとして『史記索隱』にのこされた約五十條の姚察説にみえる書名ないし人名を抄出してみることにしよう(史記と漢書は省略する)。

虞喜志林 (SH. 8, 72; 12, 15) 桓譚新論 (12, 15) 何承天 (12, 22) 揚雄 (12, 42) 楚漢春秋 (18, 8; 57, 14) 孔子家語 (78, 31) 益

部者舊傳(26, 10)、『春秋元命包』(27, 3)、『文耀鉤』(27, 3)、『春秋合誠圖』(27, 3)、『楊泉物理論』(27, 3; 27, 32)、『宋均』(27, 8; 27, 26)、『天官占』(27, 32)、『兵書』(27, 74)、『隱士遺章邯書』(48, 4)、『釋名』(59, 13)、『漢律』(59, 13)、『說文』(59, 13; 117, 4)、『北疆記』(93, 6)、『三輔故事』(95, 24)、『博物志』(95, 24)、『後漢紀』(95, 26)、『廣州記』(113, 5; 113, 16)、『永嘉記』(114, 3)、『潘岳關中記』(117, 27)、『士林賦』(117, 27)、『林邑記』(117, 41)、『山海經』(117, 44)

これを姚察『漢書訓纂』の引用書目人名リストとよぶにはあまりにも貧弱にすぎるけれども、あえてここからひとつの傾向性をひきだすとすれば、それは地理書の利用度のたかいことではあるまいか。ところが顔師古は、姚察とは反對に、地理書にそれほどの信をおいてはいなかった。南山四皓の姓字を臆説によって設けるものとして、皇甫謐や圈稱とならんで地理書説があげられていたが、地理志序末尾の注においてもつぎのごとくいう。「師古曰く、中古以來、地理について説くものは多い。あるいは經典を解釋し、あるいは地方志を撰述して新異をきそい、むやみに穿鑿をおこない、附會の説に腰をおちつけてさぶる眞實を失なっている。後世の學者はそれをそのまま祖述して謬説なることにとんとおもしろいをいたさず、その根本をたずねてみる力がない。いまいっさい載録しないが、けだし責められることはないであろう(師古曰く、中古以來、説地理者多矣、或解釋經典、或撰述方志、競爲新異、妄有穿鑿、安處附會、頗失其眞、後之學者、因而祖述、曾不考其謬論、莫能尋其根本、今並不錄、蓋無尤焉)」(HP. 28 A1, 18 b)。

またしても「競って新異を爲し、妄りに穿鑿あり」との立場から地理書がしりぞけられているのであるが、姚察はその種の地理書、とりわけ地方志を用いることにさほど神經質ではなかったようである。一、二の例を示そう。

(1) 韓王信列傳「上遂至平城、上出白登、姚氏、北疆記を案ずるに、桑乾河の北に白登山がある。冒頓單于が漢の高祖を圍んだところであつて、今日もまだなお壁壘がのこっている(姚氏案北疆記、桑乾河北有白登山、冒頓圍漢高之所、今猶有壘壁)」、匈奴騎圍上」(SH. 93, 6)。

(2) 南越列傳「元鼎六年冬、樓船將軍將精卒、先陷尋陝、破石門、姚氏云わく、尋陝は始興の西三百里に存在し、連口に近い。廣州記を按ずるに、石門は番禺縣の北三十里に存在する。そのかみ呂嘉は漢軍に抵抗し、石を積んで水に沈めたので石門

と名づけられた。また俗間では、石門水は貪泉と名づけられ、この水を飲むとひとがらがかわるといふ。だから吳隱之は石門までやってくると、水を飲んで飲み、そのうえで歌をつくったのだそうだ(姚氏云、尋陝在始興西三百里、近蓮口也、按廣州記、石門在番禺縣北三十里、昔呂嘉拒漢、積石鎮江、名曰石門、又俗云、石門水名曰貪泉、飲之則令人變、故吳隱之至石門、酌水飲、乃爲之歌云也)(SH. 113, 16)。これら地理書のほか、さらに以下に示すがごときも、委巷の小説家言にちかい雑説をもって注釋としたことになるのではないか。

(1) 陳涉世家「陳勝曰、天下苦秦久矣、吾聞二世少子也(姚氏按ずるに、隱士が章邯に遺る書簡に云わく、李斯は二世皇帝のために十七人の兄を廢して今王を立てた、と。とすれば二世皇帝は始皇帝の第十八子である(姚氏按隱士遺章邯書云、李斯爲二世廢十七兄而立今王、則二世是始皇第十八子也)、不當立、當立者乃公子扶蘇」(SH. 48, 4)。

(2) 夏侯嬰列傳「復爲太僕、八歲卒、謚爲文侯(案ずるに姚氏云わく、三輔故事につきのごとくいう。滕文侯夏侯嬰の墓は飲馬橋の東、大道の南にあり、世間では馬冢とよんでいる、と。また博物志にいう。公卿たちが夏侯嬰の葬儀を見送って東都門外までやってくると、馬は進まず、地面にたおれふしめるもの悲しい鳴聲をあげた。ひとつの石椁がみつきり、その銘に、佳城は鬱々たり、三千年 白日を見る、吁嗟滕公 此の室に居らん、とあった。そこでそこに葬った、と(案姚氏云、三輔故事曰、滕文公墓在飲馬橋東大道南、俗謂之馬冢、博物志曰、公卿送嬰葬至東都門外、馬不行、踏地悲鳴、得石椁、有銘曰、佳城鬱鬱、三千年見白日、吁嗟滕公居此室、乃葬之)」(SH. 95, 24)。

かく姚察の『漢書』注は、顔師古をしていわしむれば、該博をきそわんがために多く雑説を引くところの「近代の史注」の通弊になすんだものであったろう。それゆえに『漢書訓纂』を参考に資しつつもたえず批判的な態度をもってたいした想像されるのであるが、この想像を補強すべきひとつの材料が蕭望之傳の書きだし、「蕭望之、字長倩、東海蘭陵人也」の注に見される。いうところはこうだ。「師古曰く、近代の系圖の記録はかつてな假託をおこなって、蕭望之は蕭何の後裔だなどといい、あとから昭穆を順序づけているが、流俗の學者はそろってそれを祖述している。だが鄭侯蕭何は漢室の宗臣であって功

はたかく位は重く、子孫の血筋は表、傳にきわめてつまびらかである。蕭望之長倩は巨儒達學にして名聲、節儉ならびにさかんであり、古今を博覽し、よく祖先のことをかたることのできた。市朝の位置がわかるほどの社會の變動があつたわけではなし、年代もさしてへだたらず、古老たちの傳承は耳目にあい接していた。もしほんとうに蕭何の後裔であつたのなら、史傳がつまびらかにしえないわけがないであろう。漢書がのべていないのだから、後世のものが信用するわけにはゆかない。そうではないことは斷じてはつきりしている（師古曰、近代譜牒、妄相託附、乃云望之蕭何之後、追次昭穆、流俗學者、共相祖述焉、但鄧侯漢室宗臣、功高位重、子孫胤緒、具詳表傳、長倩鉅儒達學、名節並隆、博覽古今、能言其祖、市朝未變、年載非遙、長老所傳、耳目相接、若其實承何後、史傳寧得弗詳、漢書既不敘論、後人焉所取信、不然之事、斷可識矣）（*Ch. 78, 1a*）。さていま『南齊書』高帝紀ないしは『梁書』武帝紀をひもといてみると、その冒頭に南齊の高帝蕭道成、梁の武帝蕭衍それぞれにかんするもつともらしい系圖をかかげて、蘭陵の蕭氏の遠祖を、蕭何以下、延、彪、章、皓、仰、望之……とたどっている。ことわるまでもなく『南齊書』は蕭子顯、そして『梁書』は姚察、姚子廉父子の著作であつた。つまり姚察は、すくなくともこのかぎりにおいて、「流俗學者」の一人にかぞえられているわけである。⁽⁸⁴⁾ 譜學、すなわち系譜の學は南朝でさかんとなつた學問のひとつであつたが、⁽⁸⁵⁾ 顏師古は譜學にたいしてもはなはだ懷疑的であつたらしい。系譜にはいつの時代にも眞實からはみだした假託がつきものであつて、證據にとぼしい雜説、というのがやはりその理由である。眭弘傳「眭弘、字孟、魯國蕃人也」の注にいう。「師古曰く、眭の音は息隨の反。現在もなお河朔地方にこの姓があり、音、字ともに同様である。しかるに韋昭、應劭そろつて音は桂というのはまちがひ。今日、昺なる姓があつて、その音が桂なのだ。漢の缺欽はまた眭の字には作らない。ごたまぜにして一族とすることはできないのである。さらにまた近代の學者はかたがた昺氏譜を引いてそれにくつつけている。私譜の文は民間でつくられ、家ごとにかつてに説をたてて、常典とはならない。適當に先賢をひっばつてきてはでたらめな假託をおこなっているが、信すべき點はなく、よりどころとするに足らぬのである（師古曰、眭音息隨反、今河朔尙有此姓、音字皆然、而韋昭應劭並云音桂、非也、今有昺姓、乃音桂耳、漢之缺欽、又不作眭字、寧可混糅將爲一族、又近代學者、旁引昺氏譜、以相附著、私譜之文、出於閭巷、家自爲說、事非經典、苟引先賢、妄相假託、無所取信、寧足據乎）」

(HP. 75, 1 a)。

さて以上、姚察の『漢書』注が、顔師古の批判、すなわち「近代の注史、競いて該博を爲し、多く雜説を引いて本文を攻撃す」とのべるところの批判をまのがれたいことをのべた。顔師古が「近代の注史」とよんだとき、かれの念頭にのぼっていたのはもっぱら江南の史注のことであつたろう。江南における『漢書』注のなかには『漢書』そのものに即しての注釋というよりも異聞を集めることに熱心なものがすくなく存在したこと、それが江南の知識人たちをとりまいていた精神的風土と照應することなどは、第一部「江南における漢書研究」の章に説いたとおりである。姚察説についてのみならず、顔師古の江南の學者たちにたいする批判は師古注のそこかしこにみえており、ときには名をあげて、ときには名をあげずしてかれらの疎漏が指摘されている。たとえば、

(1) 郊祀志「自華以西、名山七、名川四、曰華山、薄山、薄山者襄山也、岳山、岐山、吳山、鴻冢、瀆山、瀆山、蜀之岷山也」師古曰く、周禮職方氏に、雍州、その山は岳という、とあり、爾雅にも、河西（の名山）を岳という、とあり、注釋家たちはそろって岳は吳岳であるといっている。ところがいまこの郊祀志には岳山があり、さらに吳山があるのだから、吳岳はひとつの山の名ではない。ただ岳山の所在をつまびらかにしないだけである。徐廣は岳山は武功にあるといっているが、地理志によると、武功には垂山があるだけで岳山はない……（師古曰、周禮職方氏、雍州、其山曰岳、爾雅亦云、河西曰岳、說者感云、岳即吳岳也、今志有岳、又有吳山、則吳岳非一山之名、但未詳岳之所在耳、徐廣云、岳山在武功、據地理志、武功但有垂山、無岳山也）（HP. 25A, 14a~b）。徐廣は東晉末、宋初のひと、『史記音義』の著者であり、裴駟の『史記集解』は全面的にそれを踏襲した。

(2) 司馬遷傳「太史公曰、余聞之董生、……春秋文成數萬、其指數千」張晏曰く、春秋は一萬八千字。減といふべきところを成、といったもので、字の誤まりである。師古曰く、張晏の説はまちがひ。一萬以上ならば萬をもつていう。だから數萬といつたのである。粗忽にも減、といつたりするだろうか。學者のなかにはさらに、公羊の經傳はおよそ四萬四千字あまり、と曲解するものがあるが、はなはだしいとりちがえだ。司馬遷が公羊傳を春秋とよんだりするだろうか（張晏曰、春秋萬八千字、當言減而

云成、字誤也、師古曰、張說非也、一萬之外、卽以萬言之、故云數萬、何適忽言減乎、學者又爲曲解云、公羊經傳、凡四萬四千餘字、尤疏謬矣、史遷豈謂公羊之傳爲春秋乎」(HP. 62, 10a~b)。顏師古によって曲解としりぞけられた説が、實は裴駟の説であることは、『史記』太史公自序の集解によってあきらかとなる。すなわち、裴駟もまず張晏の説を紹介したうえつぎのごとくいう。「駟が考えるのに太史公のこの文句は董先生の言葉を祖述したものである。董仲舒はみづから公羊春秋を治めた。公羊の經傳はおよそ四萬四千字あまりある。だから、文成數萬、といったのである。張晏の意見のように、ただ經文の一萬八千字だけをとりあげて誤まりとすることはできない(駟謂太史公此辭、是述董生之言、董仲舒自治公羊春秋、公羊經傳、凡有四萬四千餘字、故云文成數萬也、不得如張議、但論經萬八千字、便謂之誤)」(SH. 130, 23)。

顏師古の南學批判は、さらに『匡謬正俗』についてより集中的にうかがわれるであろう。そこでは沈約、蕭子顯、顧野王(卷五)、陶弘景(卷八)たちの誤謬が指摘されているほか、「今文學之士」とか、あるいはときにはいささか輕侮の意をこめた「末代之士」とか「江南近俗」の語のもとに江南の學者や學問が一蹴されているのである。顏師古のこのような南學ざらいは、しかしひるがえって考えてみると、不思議なことだといわなければならない。なんとなれば、顏氏は江南の出自だからであり、その學問は南學の傳統にねざしているはずだからである。そしてそもそも隋、唐初の華北における漢書學の隆盛は、先述したように、ひとえに江南の漢書學の刺戟によるものであった。したがって顏師古があまりにも江南の學問を批判するならば、みづからの手のみずからの首をしめる結果にもなりかねないであろう。この間の事情をどう理解すればよいのか。わたくしはそのなよりの理由を、顏氏の學問の本質が訓詁の學であったこと、そのため『漢書』本文のなかに沈潜するよりもむしろ他書の雜説を引用して博識をひけらかしがちであった南學の氣風と肌があわなかつたこと、その點にこそともめるべきだと考えている。だがここでひとまず、顏師古の南學にたいする心理的反撥をつよめさせたなにかのところがかりをうるために、いわば外的要因をさぐるために、唐初の社會において顏氏がどのような位置をしめていたのか、若干の粗描をおこなっておきたいとおもう。

(五) 若干の社會史的考察

隋の天下統一をさることまだ遠からぬ唐初の士大夫社會においては、六朝の分裂國家時代にさかのぼる出身地域ないし出身王朝別のグループが明確に存在し、かかるグループがおのずからそれぞれに社會集團、政治集團を形成しがちであった。唐中期の人である柳芳は、山東の人は質、それゆえ婚媿をたつとび、江左の人は文、それゆえ人物をたつとび、關中の人は雄、それゆえ冠冕をたつとび、代北の人は武、それゆえ貴戚をたつとび云々と、四地域の人物の性格とその志向性を簡約に指摘している（新唐書儒學柳沖傳 199, 5679）。いまそれに従がうならば、代北の人はしばらくおき、唐初において山東の人といえは北齊系の人物を、江左（南）の人といえは南朝系の人物を、關中の人といえは北周系の人物をさしたと考えてまずまちがいはないであろう。

ではしからば顏師古はこれら三グループのいずれに所屬したのであろうか。江南グループであらうか。梁の元帝政權の崩壞によつて顏之推一家が江南を離れたのは、はやく五五四年にさかのぼる。いわゆる江南グループは、一部分は五八七年の後梁滅亡、そして大部分は五八九年の陳滅亡によつて隋朝に歸したひとたちによつて形成されるころであつたから、顏氏のひとたちがかれらと緊密な一體感でむすばれることはなかつたであらう。江南グループのあいだには、われらこそ中國文化の正統の繼承者であるとのなみなみならぬ自負があり、その點にかんしては、唐王朝としても一目おかざるをえない存在であつた。

隋、唐初におけるこの江南グループの領袖は虞世南（舊唐書 256 以下、新唐書 102, 398 以下、五五八—六三八）であつたらしくおもわれる。かれは太宗からその博識をめであれ、また五絶ありとたたえられた。五絶とは一に德行、二に忠直、三に博學、四に文辭、五に書翰であるという。越州餘姚のひとである虞世南は、わかしくして兄の虞世基とともに顯野王について學問をまなび、また文章は徐陵を祖述して「世南はおのれの意を得たり」と稱嘆せしめ、さらに王羲之の書法をつたえる沙門智永に師事してその體を妙得した。德行と忠直はともかくとして、博學は顯野王を、文辭は徐陵を、書翰は智永を繼承したといえはいえ

るかも知れない。まずは江南文化の精髓を一身にかねそなえたおもむきがあり、文人とよぶのがいかにもふさわしい人物であった。かれをとりまく江南人たち「辭人」のあいだでは、隋朝に歸して以後においても、山水に登臨しての「文會」がむすばれていたという（舊唐書褚亮傳附劉孝孫傳 72, 253c）。それに反してわが顔師古があたえるイメージは、その名と字のごとくいかにもかたくるしく、しかつめらしい學者のそれであって、その點においても江南グループになじめないものがあつたのではないか。⁽⁸⁷⁾さらにまた顔師古と江南グループとの關係を暗示するひとつの話柄が存在する。唐の高祖の武徳時代、詔詰ならびに軍國の大事にかかわる公文書はすべて中書侍郎顔師古の起草するところであつたが、太宗の貞觀時代に顔師古が譴責免職となり、中書舍人岑文本が交代することとなつた。岑文本は衆務の輻湊するなかで書僮六、七人に口述筆記を命じ、文章はたちまちにして成るとともにその妙をつくした。溫彦博は顔師古の再起用を進言したけれども太宗は耳をかさず、あらためて岑文本を中書侍郎に任命したうえ、機密をつかさどらせたというのである（舊唐書岑文本傳 76, 258c）。岑文本は後梁系のひとであつて、江南グループの一員にかぞえてよいであろう。虞世南を領袖とする江南グループのひとたちは、はやく北朝に歸した顔之推の孫をわがグループに迎え入れることに冷淡であつたのではないか。顔師古の南學にたいする反撥は、ここにまたひとつの原因をみいだせるのではないか。かれの姚察にたいする反撥についてはすでに詳説したが、『匡謬正俗』卷五錫趺は虞世南の師であり、また姚察の心友でもあつた顧野王の『符瑞圖』にたいする批判である⁽⁸⁸⁾。

かかる江南グループと南學にたいする反撥の感情は、反對に顔師古をして北學の尊重に傾かせるところがあつたであろう。かれが華北にのみつたわつた晉灼注を尊重し、『漢書』ならざる『漢紀』の注者たる崔浩をあえて顯彰していることはすでに再三にわたつてのべたとおりである。しかしながら、このことをもつてかれが北朝の傳統のなかに腰をおちつけえたと考えることはできない。祖父の顔之推は北齊王朝において政治的、また文化的にある程度の活躍を示したけれども、かれをいわゆる山東のひとのなかに位置づけることはできない。山東のひととは、「山東の崔盧李鄭」といわれるように、そもそも山東に本貫を有するひとたちをさしている。北齊の滅亡後、北周、さらに隋の官界で山東グループの領袖の役割をつとめたのは李徳林

であつたが、そのころの顔之推がもはやめだたない存在となつたのは、被征服民としてみずからの利害をまもることに精いっぱいとなつた山東グループから疎外されはじめたからではなかつたか。山東グループのひとつたちにいわしむれば、顔之推と顔氏一家はやはり江南人であつたらう。隋王朝創業の開皇元年(五八一)に生まれた顔師古が、仁壽中(六〇一—四)、安陽縣尉に起家しえたのも、山東のひとつならざる關中のひと、尚書左丞李綱の推薦によるものであつた。⁽⁹⁾しかし顔師古はもとより關中のひとではありえない。

かく顔師古は、いわば現實の社會のいづこにも所屬するところをもたない存在であつた。かれが官界において軋轢を生じ、ひいては官途における蹉跌をもたらししたこと一再にとどまらなかつた。祕書少監として校讐のしごとにたずさわっていたときにも、「素流を抑え、貴勢を先とし、富商大賈と雖も亦たこれを引進する」顔師古のやりかたにたいして、賄賂をおさめているとの非難が囂々としてまきおこり、いったんは地方の刺史に左遷されかかる。かれの學識をおしんだ太宗のはからいによつて左遷の沙汰はとりさげとなるが、顔師古が由緒たらしい「素流」よりもむしろ「富商大賈」をもふくんだ「貴勢」の勢力にかたむかざるをえず、そしておそらくは「素流」からする非難に身をさらすこととなつたのは、これもひとえにかれが依據すべき確固たる地盤を士大夫社會にもたなかつたがゆえであらう。江南グループにも所屬しえず、山東グループにもいれられず、南學にたいする反撥が北學に傾斜させたとしても、『漢書』にかぎつていえば、晉灼注とさらにあえて崔浩をつけくわえたところ、北學の傳統とよべるほどのものはなきにもひとしかつた。顔師古の依據すべきは、南學や北學を止揚した中國の斯文の傳統そのものをおいてほかにはなかつたらう。かれはひたすら古典—漢書—のなかに沈潜した。それ以外になしうべきことはなかつた。そしてそうすることによって自己がいったいなものであるのか確認をはかり、安住できる場處をみつつけようとしてめたのではなかつたか。『漢書』顔師古注はかかる精神的營爲の所産であつたのではなかつたか。祕書少監時代のにがい失敗をなめた顔師古は意氣はなだ沮喪し、それ以後はもっぱら「門を闔ざして靜を守り、賓客を杜絶し、志を園亭に放^まいままにし、葛巾野服するも、古跡及び古器を搜求して耽好已まざる」日々にあけくれたという。古跡ならびに古器にたいする興

味は『漢書』注にも脈々として息づいている。それが師古注に生彩をあたえているばかりではなく、あえていえば顔師古の生にとつても重要な意味をもったであろうと考えられるのであって、後にあらためてとりあげねばならない問題である。

(六) 師古注の基本的性格

顔師古はひたすら『漢書』のなかに沈潜した。他書の雜説を引いて本文を攻撃する方法を排して、『漢書』本文のなかに沈潜した。「正史の説く所にあらず」、「紀傳の説く所にあらず」、「班氏は書に載せず」などと、皇甫謐や圈稱、桓譚たちの説をかれはしりぞけた。顔師古とてときに他書の雜説らしきものを注釋として引かぬわけではないが、⁽⁹¹⁾しかし『漢書』をもって『漢書』を注釋することをあくまで原則とする。たとえば、

(1) 郊祀志「又以衛長公主妻之(欒大) 孟康曰わく、衛太子の妹である。如淳曰く、衛太子の姉である。師古曰く、外戚傳に、衛子夫は三女を生み、元朔三年に男子據を生んだ、とある。とすれば太子の姉である。孟康の説はまちがい(孟康曰、衛太子妹、如淳曰、衛太子姉也、師古曰、外戚傳云、子夫生三女、元朔三年生男據、是則太子之姉也、孟說非也)」(HP. 25 A, 28 b)。

(2) 張騫傳「時匈奴降者言、匈奴破月氏王、以其頭爲飲器(韋昭曰く、飲器とは棗榼である。晉灼曰く、飲器とは虎子のたぐいである。あるいは飲酒の器であるという。師古曰く、匈奴傳に、擊破した月氏王の頭でともに血を飲んで盟いあったとある。とすれば飲酒の器がただし。韋昭が棗榼といい、晉灼が獸(虎)子というのはどちらもまちがい。棗榼は今日の偏榼であつて、酒を盛るものである。それで飲むものではない。獸子とはおまる。大小便をするものだ。棗の音は聲(韋昭曰く、飲器、棗榼也、晉灼曰く、飲器、虎子屬也、或曰く、飲酒之器也、師古曰く、匈奴傳云、以所破月氏王頭、共飲血盟、然則飲酒之器是也、韋云棗榼、晉云獸子、皆非也、棗榼即今之偏榼、所以盛酒耳、非用飲者也、獸子、擊器、所以溲便者也、棗音聲)」(HP. 61, 1 a)。

外戚傳、匈奴傳にもとづいて先人の説のうちのいずれがただしいか、判定がくだされたのである。もつとも『漢書』のみをもつて『漢書』すべてを解釋することはとてもできないから、そこで新注ならざる舊注が参照される。舊注は『漢書』の成立

をへだたること遠くなく、またなによりも訓詁を本領とする注釋だからである。「およそ舊注のただしいものについては間然するところなく、ありのままにそれをのこして隠蔽しないことを示す。趣旨が簡略に提示され、つづめすぎて十分に展開されておらぬ場合には、敷衍して疏通させ、完好ならしめる。うそいつわりの文章やかたよった見解で道理からはみだし眞實を亂しているときには、それをただしくため直して迷妄をとりのぞく。もし博大の議論だが的をはずれ、蕪辭をもてあそび、正統ならざる説をふりまわして冗長なだけの場合には、紙幅をけがすにすぎないから採用しない（凡舊注是者、則無間然、具而存之、以示不隱、其有指趣略舉、結約未伸、衍而通之、使皆備悉、至於詭文僻見、越理亂眞、匡而矯之、以祛惑蔽、若汎說非當、蕪辭競逐、苟出異端、徒爲煩冗、祇穢篇籍、蓋無取焉）」（敍例第七條）。かく舊注を用いるにあつての大綱が示されたうえ、さらにつづけて、舊注のかけている部分については、「典謨」すなわち經書を中心とする古典、「蒼雅」すなわち小學の書が注釋に援用されるむねを説く。これはまったく經書注釋家の方法であるといつてよいだろう。「舊注が闕漏して注釋をほどこしていないときには、あまねく詳釋をくわえて萬事を疏通させる。さかのぼつては典謨を考え、かたわら蒼雅を研究し、かりそめにも臆説することなく、なにごとにも引用のよりどころがある（舊所闕漏、未嘗解說、普更詳釋、無不洽通、上考典書、旁究蒼雅、非苟臆說、皆有援據）」。

『漢書』をできうるかぎり本來の面目にかえて讀もうとするのが顏師古の基本的態度であること、したがつて『史記』や『文選』によつて書きあらためられたテキストが「流俗書本」としてしりぞけられたことなどは、すでにのべた。古い文字をそのままのこすむねも「敍例」第三條に宣言されていたが、⁹²司馬相如傳卷首の注にもくりかえしつぎのようである。「師古曰く、近代、司馬相如の賦を讀むものは多い。かれらはみな文字をあらため、きそつて音説をたてて眞面目を失なっている。徐廣、鄒誕生、諸詮之、陳武たちがそつだ。いまは漢書の舊文そのままを正文とし、かれら數家たちからはいっさいとらない（師古曰、近代之讀相如賦者多矣、皆改易文字、競爲音說、致失本眞、徐廣鄒誕生諸詮之陳武之屬是也、今依班書舊文爲正、於彼數家、並無取焉）」（H.P. 57 A, 1a, 資料IV-4参照）。經書の引用が經書本文とちがつている場合にも、ちがいのままにのこされる。「六經は殘闕であつて完全な文章をみることはできない。⁹³おのがじし一家を名のり、それぞれの道をすすんでいる。そこで劉向、劉歆、班固、司馬

遷、董仲舒、揚雄たちが引くところの經書はときにちがいがあって、近代の儒者と意味解釋をおなじくしない。現在の立場から先賢を批判してむやみに瑕瑾を指摘したり、むりやり後世の説に従がっていいかげんなこじつけをやるのはよくない。いまはそれぞれもとの文章そのままにその趣旨を宣揚する。考究をくわえないわけではなく、道理として當然そうすべきなのだ……(六藝殘缺、莫觀全文、各自名家、揚雄分路、是以向歆班馬仲舒子雲所引諸經、或有殊異、與近代儒者、訓義弗同、不可追駁前賢、妄指瑕纇、曲從後說、苟會扁塗、今則各依本文、數暢厥指、非不考練、理固亦然) (敍例第七條)。このことは禮樂志「……故書序殷紂斷棄先祖之樂、迺作淫聲、用變亂正聲、以說婦人、樂官師瞽、抱其器而奔散、或適諸侯、或入河海」の注にもまたつぎのようにのべられている。「師古曰く、犇は古の奔の字。論語微子篇に、大師摯は齊に適き、亞飯干は楚に適き、三飯繚は蔡に適き、四飯缺は秦に適き、鼓方叔は河に入り、播鼗武は漢に入り、少師陽と擊磬襄は海に入る、とある。この禮樂志のいうところおよび古今人表にのべるところは、すべてこのことをいっただのである。諸侯といっただのは、あとからその土地に繋けたのであって、當時すでにそれらの國名があつたわけではない。ところが論語解釋家たちはなんと魯の哀公のときに禮樂が崩壊し、樂人たちがみんなちりちりになつたのだと考えているが、⁽⁹⁴⁾これもただしくない。そもそも六經は殘缺であつて、學者たちはめいめい師匠をことにし、文義を張りあつて各自の見解に固執している。しかるに馬融、鄭玄たち諸儒は班固、揚雄の後輩、博學の劉向、劉歆はさらに王肅、杜預の先輩である。その是非をくらべれば、一方だけに依據するのはよくない。漢書が引くところの經文は近代の儒家のそれと往々にしてくいちがっているが、それ自體で意味をなしているのだから、それそのままに疏通させる。どうか守株の態度をまのがれ、かくして賢達たちの意をのぼしたいものである。あだおろそかに異をたてるわけではない。道理として當然そうなのだ(師古曰、犇古奔字、論語云、大師摯適齊、亞飯干適楚、三飯繚適蔡、四飯缺適秦、鼓方叔入於河、播鼗武入于漢、少師陽擊磬襄入于海、此志所云及古今人表所敍、皆謂是也、云諸侯者、追繫其地、非爲當時已有國名、而說論語者、乃以爲魯哀公時、禮壞樂崩、樂人皆去、斯亦未允也、夫六經殘缺、學者異師、文義競馳、各守所見、而馬鄭群儒、皆在班揚之後、向歆博學、又居王杜之前、校其是非、不可偏據、其漢書所引經文、與近代儒家、往往乖別、既自成義指、即就而通之、庶免守株以申賢達之意、非苟越異、理固然也) (HP. 22, 10 b~11 a)。

古言ないし方言の處理についても、やはり同様の態度が示される。「敍例」の第四條にいわく、「古と今とでは言葉がちがひ、地方によつてもことなつてゐる。末學のかいなででは通じないことがあり、なにか疑問の箇所があるとかつてにまじたりへしたりする。放逸にして齒どめはきかず、亂雜な點が實におおい。いまはそれらをいっさい削つて舊のすがたにかえす(古今異言、方俗殊語、末學膚受、或未能通、意有所疑、輒就增損、流遷忘返、穢濫實多、今皆刪削、克復其舊)」。以上を要するに、師古注の基本的態度は、『漢書』をあたうかぎりその本來の面目にかえして讀もうとする點に存した。「古本を曲駁」のうへ、古字、古言はもとのままにのこされる。注釋の第一の依據はいわゆる舊注であり、また典謨および蒼雅であつた。「今の流俗書本」ならびにいわゆる「近代注史」は、顏師古にとつておしなべて價值をもたなかつたのである。「近代注史」の名のもとによばれるものが、おもに南朝の『漢書』注をさすことはずでに説いたが、ともかく「近代の學者」ないし「末代の學者」、「後の學者」にたいする顏師古の批判は枚舉にいとまがない。これまでの舉例についてすでにあきらかだが、あらためて二例をつけくわえておこう。

(1) 高帝紀「審食其從太公呂后間行、反遇楚軍」へ師古曰く、この審食其ならびに武帝時代の趙食其、發音はいずれも酈食其とおなじ。音は異基。しかるに近代の學者が、酈の場合は異基、審の場合は食基、趙の場合は食其と讀むのはまちがひ。ひとしく人名であつてべつだんの意味があるわけではない。そのなかでくいちがえさせるのは、いかなる依據があるのだろうか。かつ荀悅の漢紀は三者いずれも異基の字に作つていて、はつきりそうだとわかる……(師古曰、此審食其及武帝時趙食其、讀皆與酈食其同、音異基、而近代學者、酈則爲異基、審則爲食基、趙則食其、非也、同是人名、更無別義、就中外駁、何所據依、且荀悅漢紀、三者並爲異基字、斷可知矣) (HP. 1 A. 33 b)。

(2) 五行志「成帝綏和二年八月庚申、鄧通里男子王褒、衣絳衣小冠帶劍、入北司馬門殿東門、上前殿、入非常室中、……褒故公車大誰卒、應劭曰く、司馬殿門において謹呵けんかをとりしまるものである。服虔曰く、衛士の師である。樊噲冠をつける。師古曰く、大誰とはあやしい人間の訊問をつかさどり、姓名は誰かとたずねることをいう。ところが應劭が謹誦をその義だとし、

大誰阿だというのは道理にあわない。後世の學者はむやみにここの誰の字を誰と書きあらためて、もとの文章にたがっている。大誰はほんらい誰何をもって呼稱とし、それをそのまま用いて官名とした。大誰長が存在する。いまここの卒というのは大誰長指揮下の士卒である(應劭曰、在司馬殿門掌誰阿者也、服虔曰、衛士之師也、著樊噲冠、師古曰、大誰者、主問非常之人、云姓名是誰也、而應氏乃以誰譚爲義、云大誰阿、不當厥理、後之學者、輒改此書誰字爲誰、違本文矣、大誰本以誰何稱、因用名官、有大誰長、今此卒者、長所領士卒也) (HP. 27 Ca, 21 b)。

(七) 古代世界との邂逅

前章ではもっぱら注釋の大綱を示すところの「敍例」にもとづきつつ師古注の基本的性格の検討をおこなったが、師古注の方法がすべて「敍例」につくされていくわけではない。「敍例」には語られざる方法をも師古注はさまざまに駆使しており、もしその點についての考察をおこたるならば、師古注の生彩を十分につたえることはできないであろう。たとえば師古注がしばしば文献以外の材料を使用すること、すなわちいわば考古學的遺物にもとづいて説をたてたり、また見聞や傳聞をもって注釋とすることを、その特色のひとつにかぞえることができるであろう。師古注は訓詁音釋の注釋に終始するだけのものではなかったのである。まずはじめに「古跡および古器を捜求し、孰好して曰まざり」し顔師古の古器、古物、あるいは石刻にたいする興味を示す例をいくつか拾ってみよう。

(1) 高帝紀「九年冬十月、淮南王梁王趙王楚王朝未央宮、置酒前殿、上奉玉卮(應劭曰く、飲酒の禮器である。古は角でつくり、四升はいる。古の卮の字は觥に作る。晉灼曰く、音は支。師古曰く、卮は飲酒のまるい器である。現在も存在する(應劭曰、飲酒禮器也、古以角作、受四升、古卮字作觥、晉灼曰、音支、師古曰、卮、飲酒圓器也、今尚有之) 爲太上皇壽」(HP. 1 B, 13 b)。

(2) 郊祀志「二世元年、東巡碣石、並海、南歷泰山、至會稽、皆禮祠之、而刻勒始皇所立石書旁、以章始皇之功德(師古曰く、今日これら諸山には始皇の刻石および二世胡亥の重刻が存在し、文章はいずれもはっきりのこっている(師古曰、今此諸山、

皆有始皇所刻石及胡亥重刻、其文具存焉」(HP. 25 A, 13 a~b)。

(3) 王莽傳「莽曰、……今百姓咸言、皇天革漢而立新、廢劉而興王、夫劉之爲字、卯金刀也、正月剛卯、金刀之利、皆不得行入服虔曰く、剛卯は正月の卯の日につくつてこれを身に佩びる。長さは三寸、幅は一寸で四角形。玉を用いたり、金を用いたり、桃を用いたりし、革帯につけて佩びる。今日、玉製のものが存在し、その一面に、正月剛卯、の銘がある。金刀は王莽が鑄た錢である。晉灼曰く、剛卯は長さ一寸、幅は五分で四角形。中央のところにきりで孔をあけ、色糸でその底部をおおい、冠のひもの先端のたれかざりのようにする。上面に二行の文字を彫りつける。その文には、正月剛卯既央、靈爻四方、赤青白黃、四色是當、帝令祝融、以教夔龍、庶疫剛瘳、莫我敢當、という。また一銘には、疾日剛卯、帝令夔化、順爾固伏、化茲靈爻、既正既直、既觚既方、庶疫剛瘳、莫我敢當、という。師古曰く、今日しばしば土中から玉製の剛卯をみつけどすものがある。そのおおきさと文句をしらべてみると、服虔の説がただし。王莽は劉の字は上に卯があり、下に金があり、よこにさらに刀があるので、剛卯と金刀との使用を禁じたのである(服虔曰、剛卯以正月卯日作佩之、長三寸、廣一寸、四方、或用玉、或用金、或用桃、著革帶佩之、今有玉在者、銘其一面曰、正月剛卯、金刀、莽所鑄之錢也、晉灼曰、剛卯長一寸、廣五分、四方、當中央從穿作孔、以采絲貫其底、如冠纓頭鞋、刻其上面、作兩行書、文曰……、其一銘曰……、師古曰、今往往有土中得玉剛卯者、案大小及文、服虔是也、莽以劉字上有卯、下有金、旁又有刀、故禁剛卯及金刀也)」(HP. 99 A, 7 a~b)。

古器や古物についてのたんなる考釋にとどまらず、それらが現在も存在し、あるいは土中から發見されると顔師古がのべるとき、そこには『漢書』に描かれた古代世界が、いまやありありと目に見、手にふれうる實在感をともなうてよみがえり、それと邂逅しえたことにたいするよろこびがあらわされてはいないだろうか。かれの古蹟にたいする愛着もなみなみならぬものがあった、『漢書』に記されているところが現在のどこにあたるのか、あるいは現状はどうであるのか、さまざまに考察がくわえられている。

(1) 高帝紀「或說沛公曰、秦富十倍天下、地形疆、今聞章邯降項羽、羽號曰雍王、王關中、既來、沛公恐不得有此、可急使

守函谷關〔文穎曰く、當時、函谷關は弘農縣の衝嶺にあつたが、現在では東に移動して河南郡穀城縣にある。師古曰く、現在の桃林縣の南に洪溜澗水があるが、それが古のいわゆる函谷である。その水は北流して黄河に注ぎ、黄河の兩岸にまだ舊關の遺蹟がのこっている。穀城はすなわち新安〔文穎曰、是時關在弘農縣衝嶺、今移東在河南穀城縣。師古曰、今桃林縣南有洪溜澗水、即古所謂函谷也、其水北流入河、夾河之岸、尚有舊關餘跡焉、穀城即新安〕、毋内諸侯軍〕〔HP. 1A. 20b~21a〕。

(2) 文帝紀「嘗欲作露臺、召匠計之、直百金、上曰、百金、中人十家之産也、吾奉先帝宮室、常恐羞之、何以臺爲〔師古曰く、現在の新豐縣の南、鄠山の頂上に露臺郷がある。とても見はらしがよくて、文帝が臺を築こうとした場所がまだのこっている〔師古曰、今新豐縣南鄠山之頂有露臺郷、極爲高顯、猶有文帝所欲作臺之處〕〕」〔HP. 4. 21a~b〕。

(3) 武帝紀建元三年「初作便門橋〔蘇林曰く、長安を去ること四十里。服虔曰く、長安の西北、茂陵の東にある。師古曰く、便門は長安城北面の西べつらの門、つまり平門である。古は平、便いずれもおなじ字であつた。この道に橋をつくり、渭水をまたいで茂陵におもむく。この道は平坦でまっすぐだ。つまり現在のいわゆる便橋がその場所である。便はその字のとおりに讀む〔蘇林曰、去長安四十里、服虔曰、在長安西北茂陵東、師古曰、便門、長安城北面西頭門、即平門也、古者平便皆同字、於此道作橋、跨渡渭水、以趨茂陵、其道易直、即今所謂便橋是其處也、便讀如本字〕〕」〔HP. 6. 3a〕。

(4) 同太初元年「二月、起建章宮〔文穎曰く、越の巫の某勇というものが、越の國では火災がありますと、ただちに大規模な宮殿造營をおこない、その魔力であいてを壓倒します、と帝にいった。それで帝は建章宮をつくつた。師古曰く、未央宮の西にある。現在の長安古城の西、世間で貞女樓とよんでいるのが建章宮の闕である〔文穎曰、越巫名勇謂帝曰、越國有火災、即復大起宮室、以厭勝之、故帝作建章宮、師古曰、在未央宮西、今長安古城西俗所呼貞女樓者、即建章宮之闕也〕〕」〔HP. 6. 31a~b〕。

(5) 宣帝紀神爵三年「春、起樂游苑〔師古曰く、三輔黃圖には、杜陵の西北にあるとあり、また關中記には、宣帝は曲池の北に廟を立て、樂游と號したとある。その場所を考えてみるのに、現在、樂游廟とよんでいるところがそれだ。その遺構はまだみわけがつく。けだしほんらいは苑園であつたのを、後にそこに廟を立てたのであろうか。樂の音は來各の反〔師古曰、三輔黃

圖云、在杜陵西北、又關中記云、宣帝立廟於曲池之北、號樂游、案其處則今之所呼樂游廟者是也、其餘基可識焉、蓋本爲苑、後因立廟乎、樂音來各反」(HP. 8, 17 b)。

(6) 元帝紀初元二年「詔罷……宜春下苑(孟康曰く、宮名、杜縣の東にある。晉灼曰く、史記に、二世皇帝を杜南の宜春苑中に葬むつたとある。師古曰く、宜春下苑はすなわち現在の京城東南隅の曲江池がそれだ(孟康曰く、宮名也、在杜縣東、晉灼曰く、史記云、葬二世杜南宜春苑中、師古曰く、宜春下苑、即今京城東南隅曲江池是)」(HP. 9, 3 a)。また司馬相如傳(上林賦)「下堂黎、息宜春(張揖曰く、堂黎は宮名、雲陽の東南三十里にある。師古曰く、宜春は宮名、杜縣の東にある。すなわち現在の曲江池がその場所だ(張揖曰く、堂黎、宮名、在雲陽東南三十里、師古曰く、宜春、宮名、在杜縣東、即今曲江池是其處也)」(HP. 57 A, 44 b~45 a)。

(7) 溝洫志「兒寬爲左內史、奏請穿鑿六輔渠(師古曰く、鄭國渠のなかにある。現在でも輔渠とよび、六渠ともいう(師古曰く、在鄭國渠之裏、今尙謂之輔渠、亦曰六渠也)、以益溉鄭國傍高仰之田」(HP. 29, 11 b~12 a)。また兒寬傳「寬表奏開六輔渠(韋昭曰く、六輔とは京兆、馮翊、扶風、河東、河南、河内をいう。劉德曰く、六輔界内にクリークをつくつたのである。師古曰く、二説いづれともまちがひ。溝洫志に、兒寬は左內史となると、奏請して六輔渠を掘鑿し、かくして鄭國渠周邊のせりあがつた土地の灌漑をたすけた、とある。これはつまり鄭國渠上流の南岸においてさらに六條の小さなクリークを開き、灌漑を補助したので。現在の雍州雲陽縣と三原縣兩縣界にこのクリークはなお存在し、土地のものは六渠と名づけ、また輔渠ともよんでいる。だから史記河渠書に、關内は則ち輔渠靈軹、というのがそれぞれであつて、河東、河南、河内の三河地方の土地を説いたり(せぬ(韋昭曰く、六輔謂京兆馮翊扶風河東河南河内也、劉德曰く、於六輔界中爲渠也、師古曰く、二説皆非也、溝洫志云、兒寬爲左內史、奏請穿六輔渠、以益溉鄭國旁高仰之田、此則於鄭國渠上流南岸、更開六道小渠、以補助溉灌耳、今雍州雲陽三原兩縣界、此渠尙存、鄉人名曰六渠、亦號輔渠、故河渠書云關内則輔渠靈軹、是也、焉說三河之地哉)」(HP. 53, 11 b)。

(8) 戾太子傳「上憐太子無辜、乃作思子宮、爲歸來望思之臺於湖(師古曰く、おのれは望んでこれをしのび、太子の魂の來たり歸らんことをこいねがうとの意味である。その臺は現在の湖城縣の西、闕鄉縣の東にあつて、遺構がまだのこっている

(師古曰、言已望而思之、庶太子之魂來歸也、其臺在今湖城縣之西、闕鄉之東、基趾猶存) (HP. 63, 5 b)。

(9) 翟方進傳「下詔曰、……迺者反虜劉信翟義誅逆作亂於東、而芒竹群盜趙明霍鴻造逆西土 (師古曰く、芒竹は盤屋の南界にある。芒水の隈であつて竹林が多い。すなわち現在の司竹園がその土地である。芒の音は亡(師古曰、芒竹在盤屋南界、芒水之曲而多竹林也、即今司竹園是其地矣、芒音亡) (HP. 84, 19 b~20 a)。

(10) 循吏文翁傳「至今巴蜀好文雅、文翁之化也 (師古曰く、文翁の學堂は現在もまだ益州城内に存在する (師古曰、文翁學堂、于今猶在益州城内) (HP. 89, 3 a)。

(11) 外戚高祖薄姬傳「太后後文帝二歲、孝景前二年崩、葬南陵 (師古曰く、薄太后の陵は霸陵の南にあるので南陵と稱する。すなわち現在のいわゆる薄陵である (師古曰、薄太后陵在霸陵之南、故稱南陵、即今所謂薄陵) (HP. 97 A, 6 b)。

(12) 同孝武衛皇后傳「宣帝立、乃改葬衛后、追諡曰思后、置園邑三百家、長丞周衛奉守焉 (師古曰く、杜門の外、大道の東に葬り、俳優や雜伎千人をもつてその園のなぐさみとしたので千人聚と號した。その土地は現在の長安城内にあり、金城坊の西北隅がそれだ (師古曰、葬在杜門外大道東、以俳優雜伎千人樂其園、故號千人聚、其地在長安城内、金城坊西北隅是) (HP. 97 A, 12 b)。

(13) 同孝宣許皇后傳「許后立三年而崩、諡曰恭哀皇后、葬杜南、是爲杜陵南園 (師古曰く、すなわち現在、小陵とよばれるものであつて、杜陵を去ること十八里 (師古曰、即今之所謂小陵者、去杜陵十八里) (HP. 97 A, 23 b)。

(14) 元后傳「夏遊籓宿鄠杜之間 (師古曰く、籓宿苑は長安城の南にある。現在の御宿川がそれである (師古曰、籓宿苑在長安城南今之籓宿川是也) (HP. 98, 12 b)。

長安城とその周邊にかんする記事がとりわけだつのは是非もないことだが、顔師古の頭のなかでは、あたかも漢の長安城といま現在生活している唐の長安城の二枚の地圖がかさなりあい、漢長安城内外の宮殿、城闕、苑囿、陵墓、道路、橋梁等々、それらひとつひとつの所在が現在のどこにあたるのか、掌をさすように的確に指摘することができたのであろう。そしてときには、統一王朝漢とおなじくいまやまたしても長安城を國都としておこつた統一王朝唐に生きる充足感がかれの心を領すること

とがなかったであろうか。

ところで顔師古にとつて、古代と現在とをつなぐパイプとなつたのは、ただたんに目で見、手でたしかめることのできる古器や古物、あるいは古蹟だけではなかつた。言語もまたそうであつた。古語が雅言としてよりもむしろ往々にして俗言として生きのこつていたりとか、あるいは俗言のなかにその痕跡をとどめていたりとかの指摘もしばしば目につくのだが、訓詁學者顔師古としては、これこそつとも誇るべく、かつ本領とすべき領域であつたらう。たとえば下記の諸例のごとくである。

(1) 宣帝紀「時掖庭令張賀嘗事戾太子、思顧舊恩、哀曾孫、奉養甚謹、以私錢供給教書、既壯、爲取暴室畜夫許廣漢女へ應劭曰く、暴室とは宮人の獄のことである。今日では薄室という。許廣漢は法に坐し去勢されて宦者となり、畜夫となつた。師古曰く、暴室とは後宮で機織や染練をつかさどる部署であつて、だから暴室とよぶ。暴曬をとつてその名としたまでである。

薄室ともいうのは、薄もやはり暴のこと。現在の俗語でも薄曬という。おもうに暴室の職務は多いので、それで獄を設け、その罪人をとりましたのであろう。だから往々にして暴室の獄というまでである。しかしがんならい獄名ではない。應劭説はまちがっている。畜夫は暴室の屬官であつて、縣や郷の畜夫のようなものである。曬の音は所懈の反、またの音は所智の反（應劭曰く、暴室、宮人獄也、今日薄室、許廣漢坐法腐爲宦者、作畜夫也、師古曰く、暴室者、掖庭主織作染練之署、故謂之暴室、取暴曬爲名耳、或云薄室者、薄亦暴也、今俗語亦云薄曬、蓋暴室職務既多、因爲置獄、主治其罪人、故往往云暴室獄耳、然本非獄名、應説失之矣、畜夫者、暴室屬官、亦猶縣郷之畜夫也、曬音所懈反、又音所智反）」(HP. 8, 2a)。

(2) 高惠高后文功臣表「……故逮文景四五世間、流民既歸、戸口亦息、列侯大者至三四萬戸、小國自倍、富厚如之、子孫驕逸、忘其先祖之艱難、多陷法禁、隕命亡國、或亡子孫、訖於孝武後元之年、靡有孑遺、耗矣（孟康曰く、耗の音は毛一本、米一粒ほどのものこつたものはいなかつた。師古曰く、孟康の音はただしいが、解釋はまちがひ。子然は獨立の貌。ひとりとして生きのこつたものはなく、盡きはててしまったことをいう。現在の俗語でも無を耗という。音は毛（孟康曰く、耗音毛、無有毛米在者也、師古曰く、孟音是也、而解非也、子然、獨立貌、言無有獨存者、至於耗盡也、今俗語猶謂無爲耗、音毛）」(HP. 16, 2a)。

(3) 食貨志「鼂錯復説上曰、商賈……亡農夫之苦、有任伯之得師古曰く、任とは千錢、伯とは百錢のこと。伯の音は莫白の反。現在でも世間では百錢のことを一伯という師古曰く、任謂千錢、伯謂百錢也、伯音莫白反、今俗猶謂百錢爲一伯」(HP. 24A, 13b)。

(4) 郊祀志「是時上求神君、舍之上林中礪氏館、神君者、長陵女子、以乳死、見神於先後宛若孟康曰く、お産をしてなくなった。兄弟の妻はおたがいに先後とよびあう。宛若は字である。師古曰く、先の音は蘇見の反、後の音は胡構の反。古は姉姒といった。現在の關中の習俗では先後とよび、吳楚地方の習俗では妯娌とよぶ。音は軸里孟康曰く、産乳而死也、兄弟妻相謂先後、宛若、字也、師古曰く、先音蘇見反、後音胡構反、古謂之娣姒、今關中俗呼爲先後、吳楚俗呼之爲妯娌、音軸里」(HP. 25 A, 21 b)。

(5) 韓信傳「廣武君對曰、當今之計、不如按甲休兵、百里之內、牛酒日至、以饗士大夫、北首燕路、然後發一乘之使、奉咫尺之書師古曰く、八寸を咫という。咫尺とはその簡牘がながければ一咫、短かければ一尺なるをいう。たやすいことをたとえたのである。今日、俗間で尺書といい、あるいは尺牘というのは、けだしその名残なのである」(師古曰く、八寸曰咫、咫尺者、言其簡牘或長咫、或短尺、喻輕率也、今俗言尺書、或言尺牘、蓋其遺語耳)、「以使燕」(HP. 34, 8 b~9 a)。

(6) 竇嬰傳「桃侯免相、竇太后數言魏其、景帝曰、太后豈以臣有愛相魏其者、魏其沾沾自喜耳、多易張晏曰く、沾沾とはみづからきちんとおさまっていることをいう。多易とは輕薄のおこないの多いことである。一説に、沾の音は瞻。師古曰く、沾沾とは輕薄のことである。一に音は他兼の反。現在の俗言に薄沾沾という。喜の音は許吏の反、易の音は弋政の反」(張晏曰く、沾沾言自整頓也、多易、多輕薄之行也、或曰、沾音瞻、師古曰く、沾沾、輕薄也、或音他兼反、今俗言薄沾沾、喜音許吏反、易音弋政反)、「難以爲相持重、遂不用……」(HP. 52, 2 b~3 a)。

(7) 景十三王傳「後與昭信等飲、諸姬皆侍、(廣川王) 去爲(陶) 望卿作歌曰、背尊章、嫖以忽」(孟康曰く、嫖の音は匹昭の反。師古曰く、尊章とはなのお舅姑というがごとし。現在の關中の習俗では、よめは舅姑を鍾とよぶ。鍾は章の音の轉訛である(孟康曰く、嫖匹昭反、師古曰く、尊章猶言舅姑也、今關中俗、婦呼舅姑爲鍾、鍾者章聲之轉也)、「謀屈奇、起自絶……」(HP. 53, 15 b)。

(8) 張湯傳「調茂陵尉、治方中孟康曰く、方中とは陵墓上の土盛り工事法である。張湯がそれを監督した。蘇林曰く、天

子は即位するとあらかじめ陵墓をこしらえるが、それを口にだすことを諱んで方中といい、あるいは斥土という。如淳曰く、漢儀注によると、陵墓の方中はその用地は一頃、深さは十二丈。師古曰く、蘇林の説はまちがひ。古においては土を掘って坑をつくることを方といった。現在の荊楚地方の習俗では、土木建築工事にあたってノルマを計算するさい、やはり方でかぞえている。避諱をいうのではない（孟康曰、方中、陵上土方也、湯主治之、蘇林曰、天子即位、豫作陵、諱之、故言方中、或言斥土、如淳曰、漢注、陵方中用地一頃、深十二丈、師古曰、蘇說非也、古謂掘地爲阬曰方、今荊楚俗、土功築作算程課者、猶以方計之、非謂避諱也）（HP. 59, 1 b~2 a）。

古器や古物、古蹟にたいするそこはかとなし愛着、また古言が現在にもすがたをとどめているなどの指摘は、『漢書』に描かれた古の世界が現在にもなお生きつづけていることを發見した顔師古のすなおな驚きとよろこびを示しているようにおもわれる。そのほかにもたとえば、高陵、櫟陽の田氏、華陰、好畤の景氏、三輔の屈氏や懷氏が現在にもなお多いのは畏敬の獻策によって徙されたものの後裔であるとか、現在の夔州、開州等の首領で冉を姓とするものはみな漢代の冉種であるとか、現在の拔爪戲は漢代の拔距戲の遺法であるとか、そのような注釋にしばしば逢着するのであるが、『漢書』のなかにひたすら沈潜した顔師古は、そこに『漢書』と現在とをつなぐ回路を發見したといふべきであらうか。そしてまた師古注を讀むものは、ある言葉や名物を説明するにあたって、「若（如）今……矣」、「即今……矣」、「猶今……矣」等の形式をふむ場合の多いことにも氣づくはずである。すなわち高帝紀、泗水の亭長であった劉邦が沛令の客となった單父のひと呂公を仲間たちと訪問するくだり、主吏の蕭何が、獻進料千錢に満たざるものは堂下に坐せしめんとおどしたのもものかわ、劉邦は「乃ち給おきむきて謁を爲して曰く、賀、錢萬」、その師古注に「謁を爲すとは刺に書して自ら爵里を言う。今の尊貴に參見して名を通ずる若きなり」（HP. 1 A, 4 a）とみえるのを初出として、この形式は實に無慮無數にのぼるであろう。これをたんに古典注釋家ならだれしもが用いる常套的手法だといつてしまえばそれまでだが、しかししかく簡單にかたづけやすいことがらであらうか。注釋家と古典との出あいの機微、といったものをそこに感じとるべきではないか。「若今……矣」、「即今……矣」、「猶今……矣」等の形式は、古典のなかに沈潜し、自己を古典のなかに檢證しようとしてとめた注釋家が、いまや古典にあらわれる事物の對應物を現在

にもとめて、いわば古を今によって検証せんとすることを示しているのだと考えられないだろうか。

本章に示した師古注の諸例は、「敍例」に示された大綱の範圍をこえているが、それらが師古注にいちだんの生彩をそえていることを否定しえまい。舊注にもとづいては、「上は典謨を考え、旁ら蒼雅を究め、苟めに臆説するには非ず、皆な援據あり」という原則からはずれている。みずからの見聞か、ないしは傳聞にもとづいての注釋なのだが、しかしそれらを臆説ならざらしめたのは、『漢書』との葛藤のなかでつかんだ顔師古の自信か、さもなくんば直感であつたろう。現實の社會のなかに所屬すべき場所を見いだしかねた顔師古は、ひたすら『漢書』のなかに沈潜した。そしてそこにおいてごたえのあるひとつの世界とついに邂逅し、その世界と現在とをつなぐ回路を發見したというべきであらう。『漢書』に描かれた古の世界は實在感をもつていきいきとよみがえり、古のなかに今が、今のなかに古が重なりあつたのである。

結 び

師古注の方法は訓詁を基本としている。字音の解釋、さらにひろげては名物、制度の解釋を基本としている。それを『漢書』本文のなかに沈潜する方法とよびかえてもよいだろう。そもそも顔氏の學問の本質が訓詁の學であつたことは、顔師古本傳に「師古少^{わか}くして家業を傳え、群書を博覽し、尤も訓詁に精^{こま}し」(舊唐書 73, 230a)とつたえられるとおりでである。『顏氏家訓』のなかでもとりわけ書證篇や音辭篇は顏之推の學問の本領が訓詁の學であつたことを示しているし、顔師古のまたの著作である『匡謬正俗』あるいは『急就篇』注いづれも訓詁の學の成果ならざるはない。⁽⁹⁹⁾

ところでいま『漢書』注に話をかぎつていえば、江南の漢書の學のなかにも訓詁的方法によるものがなかつたわけではない。とくに顔氏の漢書の學と密切なかかわりをもつたであろうと推測した劉顯、劉臻父子のそれであり、劉顯の著書が『漢書音』を名とすることはそのことをうかがわしめる。またやはり顏之推とつながりがあつたらしい蕭該のそれであり、蕭該の『漢書

音義』がまったく訓詁的方法によるものであることは、輯本について確認しうる。顔之推から顔師古にいたる顔氏の漢書の學は、かくしていちおう南學の系譜のうえに位置づけられる。また古器や古物にたいする興味も、實は江南にその萌芽を認めうるであらう。⁽¹⁰⁰⁾だが師古注がしばしば南學との斷絶を示すことを、再三にわたつてのべてきた。江南の史注の主流は訓詁的方法によるものではなかった。主流は他書の雜説を引いて本文を攻撃し、異聞をひろめ、該博をきそう注釋であつた。かかる注釋の態度に強く反撥した顔師古は、一篇の『漢書』注も書かれなかつたがゆえにかえて古いテキストや注釋が古いままに遺存したであらう華北の傳統に注目した。晉灼注や崔浩説にたいする尊重はそのことをものがたつてゐる。かれは江南の注釋の主流であつたところの方法、いわば『漢書』そのものよりもその周邊にむかつてのひろがりをもとめる方法をしりぞけて、『漢書』本文のなかへの垂直的なきりこみをおこない、かくすることによつてついに『漢書』を、『漢書』に描かれた世界を、わがものとしたのであつた。そのさい、漢王朝とおなじく長安を都とする統一王朝、唐王朝に生きていることは、『漢書』にあらわれる古器や古物、古蹟、あるいはまた古言にいたるまで、かれをしてよりいっそう深切なものとして實感せしめたであらう。「それ顔氏の訓詁を理むるに當つては古人と對談するが若し」と評したのは宋の鄭樵であつた。訓詁を武器として顔師古は古人とおなじ地平にたつことができたというわけだが、杜預の『左傳』注と顔師古の『漢書』注をあわせ論じた鄭樵の言葉を引いて本稿の結びにかえることとしたい。

——杜預の左氏を解し、顔師古の漢書を解し、忠臣の名を得る所以の者は、⁽¹⁰¹⁾そのこれを盡くすを以てなり。左氏の未だ杜氏を経ざる前、凡そ幾家あらん。一たび杜氏を経しの後、後人は一辭すら措く能わず。漢書の未だ顔氏を経ざる前、凡そ幾家あらん。一たび顔氏を経しの後、後人は其の説を易むる能わず。縦い辭を措き説を易むることあるも、朝月曉星のその明を有つ能わざるが如し。此の如きの人にして方めて以て經を解す可し。苟めに文言多くして經旨見われず、文言簡にして經旨遺すあるが爲に、私の説きし自りの後、後人復た説く者あり。皆な箋釋の手に非ざるなり。傳注の學起りてより、惟だこの二人のみそれ殆んど庶幾きか。その故は何ぞや。古人の言の明らか難き所以の者は、書の理意明らか難きが爲に

は非ざるなり。實に書の事物明らかめ難きが爲なり。古人の文言明らかめ難きが爲には非ざるなり。實に古人の文言の今に通ぜざる者あるの明らかめ難きが爲なり。能く爾雅の作る所を明らかめれば則ち以て箋注の當に然るべき所を知る可く、爾雅の作る所を明らかめざれば則ち箋注の旨歸を識らざるなり。善きかな二子の爾雅に通ずるや。顏氏の通ずる所の者は訓詁、杜氏の通ずる所の者は星曆地理なり。それ顏氏の訓詁を理むるに當つては、古人と對談するが如し。それ杜氏の星曆地理を理むるに當つては、羲和の天を歩むが如く、禹の水を行くが如し。然れども亦た短とする所あり。杜氏は則ち蟲魚鳥獸草木の名を識らず。顏氏は則ち天文地理を識らず。孔子曰く、之を知るを之を知ると爲し、知らざるを知らずと爲す、是れ知るなり、と。杜氏は星曆地理の言に於いてその致を極めざるなきも、蟲魚鳥獸草木の名に至つては則ち爾雅を引いて以てこれを釋す。顏氏は訓詁の言に於いて甚だ暢ぶるも、天文地理に至つては則ち關略たり。これを、知らざるを知らずと爲す、と爲すなり。その他は紛紛、是れ何爲る者ぞ。釋するは是れ何の經ぞ、明らかむるは是れ何の學ぞ。(通志藝文略經類春秋)

注

(1) 『廿二史劄記』卷一〇「唐初三禮漢書文選之學」。

(2) 劉訥言は章懷太子李賢の『後漢書』注撰述をたすけた一人でもあった。「賢又招集當時學者太子左庶子張大安、洗馬劉訥言、洛州司戶格希元、學士許叔牙成玄一史藏諸周寶寧等、注范曄後漢書、表上之」(舊唐書高宗中宗諸子章懷太子賢傳 86, 2832)。

(3) たとえば『三國志』からつぎの諸例を拾うことができる。「……余是以少誦詩論、及長而備歷五經四部史漢諸子百家之言、靡不畢覽」(魏書文帝紀注引典論自序 2, 90)。「治公羊春秋、博涉史漢」(蜀書張裔傳 41, 1011)。「博物識古、無書不覽、尤銳意三史、長於漢家舊典」(同孟光傳 42, 1023)。この場合の「三史」は、いうまでもなく『史記』、『漢書』、『東觀漢記』である。

(4) 『後漢書』班彪傳「彪既才高而好述作、遂專心史籍之間、武帝時、司馬遷著史記、自太初以後、闕而不錄、後好事者頗或綴集時事、然

多鄙俗、不足以踵繼其書、彪乃繼探前史遺事、傍貫異聞、作後傳數十篇、因斟酌前史、而譏正得失、其略論曰……」(40A, 1324)。そしてその略論ではみづから「この後篇」とよんでいる。『史記』を書きついでいわれる「好事者」たちのことは、『史通』古今正史篇を参照。

(5) 元帝紀「贊曰、臣外祖兄弟爲元帝侍中、應劭曰、元成帝紀、皆班固父彪所作、臣則彪自說也、外祖、金敞也、如淳曰、班固外祖樊叔皮也、師古曰、應說是、語臣曰、元帝多材藝、善史書……」(HP, 9, 13b)。成帝紀「贊曰、臣之姑充後宮爲婕妤、晉灼曰、班彪之姑也、父子昆弟侍帷幄……」(HP, 10, 16a)。韋賢傳贊「司徒掾班彪曰、漢承亡秦絕學之後……」(HP, 73, 21a)。翟方進傳贊「司徒掾班彪曰、丞相方進以孤童攜老母、羈旅入京師……」(HP, 84, 20b)。元后傳贊「司徒掾班彪曰、三代以來、春秋所記……」(HP, 98, 15b)。徐松によれば西域傳贊も班彪の作だといふ。西域傳贊末尾の補注

(HP. 96 B, 39 b) を参照。

- (6) 『後漢書』列女曹世叔妻傳「兄固著漢書、其八表及天文志未及竟而卒、和帝詔昭就東觀藏書閣、踵而成之……時漢書始出、多未能通者、同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續繼昭成之」(84, 2784 ~ 2785)。ただし司馬彪の『續漢書』天文志序には「孝明帝使班固敘漢書、而馬續述天文志」(後漢書志 10, 3215)とあり、また『史通』古今正史篇には「固後坐竇氏事、卒於洛陽獄、書頗散亂、莫能綜理、其妹曹大家博學能屬文、奉詔校敍、……其八表及天文志等、猶未克成、多是待詔東觀馬續所作、而古今人表、尤不類本書」とあって、かなりの出入がある。

- (7) 鄭樵が班固をおとす最大の理由は、斷代史では歴史の連続性(相因之義、會通之旨)が失なわれるという点にあるが、いささかやつあたり氣味につきのようにいう。「自春秋之後、惟史記擅制作之規模、不幸班固非其人、遂失會通之旨、司馬氏之門戶、自此衰矣、班固者浮華之士也、全無學術、專事剽竊、……自高祖至武帝凡六世之前、盡竊遷事、不以為慚、自昭帝至平帝凡六世、資於賈逵劉歆、復不以為恥、況又有曹大家終篇、則固之自為書也幾希、往往出固之胸中者、古今人表耳、他人無此謬也、後世衆手修書、道傍築室、掠人之文、竊鍾掩耳、皆固之作俑也」(『通志』總序)。ただし『文史通義』內篇三點陋は、「家學」の觀點から鄭樵に反論してゐる。

- (8) 『後漢書』班固傳「當世甚重其書、學者莫不誦誦焉」(40A, 1334)。

- (9) 注(6)に引いた曹大家傳を参照。

- (10) 「宗匠」の語、下記の諸例のように内典からは拾うことができる。
『高僧傳』卷五釋道安傳「于時學者、多守聞見、安乃歎曰、宗匠雖逸、玄旨可尋、應窮究幽遠、探微奧、令無生之理、宣揚季末、使流通之徒、歸向有本」(大正藏卷五〇、337c)。同卷七釋慧亮傳「太始之初、莊嚴寺大集、簡閱義士、上首千人、勅亮與(曇)斌、遞為法主、當時宗匠、無與競焉」(83 b)。『出三藏記集』卷五僧叡喻疑「叡才常人鄙、而得剛對宗匠、陶譯玄典」(大正藏卷五五、41 b)。

- 同卷八僧叡大品經序「幸冀宗匠通鑿、文雖左右、而旨不違中」(53 b)。同卷九慧觀修行地不淨觀經序「會遇西來宗匠、綜習大法、尋本至終、冥隅一開、千載之下、優曇再隆、可不欣喜」(66 c)。同卷九僧祐賢愚經記「于時沙門釋慧朗、河西宗匠、道業淵博、總持方等」(67 c)。同卷一〇釋慧遠阿毘曇心序「屬賓沙門僧伽提婆、少旣茲文、味之彌久、兼宗匠本正、關入神要」(72 c)。また劉孝綽「栖隱寺碑」(藝文類聚卷七七)「銘曰、給孤焚燒、善勝崩論、堂堂宗匠、克紹慧因」。

- (11) 班固は大將軍竇憲のために中護軍、行中郎將事として匈奴への使者にたったこともあるし、また『後漢書』崔駰傳にはつぎのようにいう。「元和中、肅宗始修古禮、巡狩方岳、駰上四巡頌以稱漢德、辭甚典美、文多故不載、帝雅好文章、自見駰頌後、常嗟歎之、謂侍中竇憲曰、卿寧知崔駰乎、對曰、班固數為臣說之、然未見也、帝曰、公愛班固而忽崔駰、此葉公之好龍也、試請見之……」(62, 1719 ~ 9)。

- (12) 『漢書』張騫傳「大宛諸國發使、隨漢使來觀漢廣大、以大鳥卵及犂軒眩人獻於漢、天子大說、……是時上方數巡狩海上、迺悉從外國客」の應劭注に、後漢の鄧太后時代のことがつぎのように記されているのも注目されよう。「鄧太后時、西夷檀國來朝賀、詔令爲之、而諫大夫陳禪以爲夷狄僞道、不可施行、後數日、尚書陳忠案漢舊書、迺知世宗時犂軒獻見幻人、天子大悅、與俱巡狩、迺知古有此事」(HP. 61, 7 b ~ 8 a)。

- (13) 『晉書』刑法志にもくりかえされ、そちらでは「駁議」を「議駁」に作っている。内田智雄編「譯注中國歷代刑法志」(一九六四年、創文社)八二頁以下を参照。

- (14) 『三國志』魏書曹爽傳注引魏略(9, 290)。馬國翰は主として類書によって、嚴可均はさらに『群書治要』をくわえて輯本を作っている。馬國翰の解題にいわく、「北堂書鈔初學記文選注太平御覽等書引之、或作新論、或作要集、或作世論、皆此一書、而引題者異、……書中多論行兵、蓋三國割據、日尋干戈、故論世者詳究之、雖列法家、而略無殘苛之語」(玉函山房輯佚書)。ただしこれら輯本についてみ

るかぎり、なるほど漢事が多数をしめてはいるが、かならずしも漢事のみとはかぎらない。

(15) 『三國志』魏書司馬朗傳引司馬彪序傳(15, 466)。

(16) 『晉書』劉元海載記「幼好學、師事上黨崔游、習毛詩京氏易馬氏尚書、尤好春秋左氏傳孫吳兵法、略皆誦之、史漢諸子、無不綜覽」(101, 2645)。劉元海の從祖にあたる劉宣についてもつぎのように

みえる。「每讀漢書、至蕭何鄒禹傳、未曾不反覆詠之、曰、大丈夫若遭二祖、終不令二公獨擅美於前矣」(101, 2653)。

(17) 『漢書』張良傳「漢三年、項羽急圍漢王於滎陽、漢王憂恐、與酈食其謀燒楚權、酈生曰、昔湯伐桀、封其後祀、武王誅紂、封其後宋、今秦無道、伐滅六國、無立錐之地、陛下誠復立六國後、此皆爭戴陛下德義、願爲臣妾、德義已行、南面稱伯、楚必斂衽而朝、漢王曰、善、越刻印、先生因行佩之、酈生未行、良從外來諷漢王、漢王方食

曰、客有爲我計燒楚權者、具以酈生計告良曰、於子房如何、良曰、誰爲陛下畫此計者、陛下事去矣、漢王曰、何哉、良曰、臣請借前箸以籌之、……誠用此謀、陛下事去矣、漢王輟食吐哺罵曰、豎儒幾敗迺公事、令趣銷印」(HP, 40, 5b-7a)。

(18) 『漢書』婁敬傳「高帝罷平城歸、韓王信亡入胡、當是時冒頓單于兵彊、控弦四十萬騎、數苦北邊、上患之、問敬、敬曰、天下初定、士卒罷於兵革、未可以武服也、冒頓殺父代立、妻群母、以力爲威、未可以仁義說也、獨可以計久遠子孫爲臣耳、然陛下恐不能爲、上曰、誠可、何爲不能、願爲奈何、敬曰、陛下誠能以適長公主妻單于、厚奉遺之、彼知漢女送厚、蠻夷必慕、以爲闔氏、生子必爲太子、代單于……」(HP, 43, 12b)。

(19) 師古注が固有名詞をともなつて引く先人の『漢書』注は、「敍例」第十條のリストにみえる二十三人のものにかぎられる。胡公の名はそのリストにみえない。『漢書』注以外の説はその書名なり人名なりを明記することがあるが、この場合、もし顔師古があらたに引いたのならば、「應劭曰……、師古曰、胡公云……」と書くのを體

顔師古の『漢書』注

例とする。

(20) ここで一言しておかなければならないのは『十七史商榷』卷七「許慎注漢書」の説である。王鳴盛は許慎にも『漢書』注が存在したとしてつぎのように主張している。「許慎嘗注漢書、今不傳、引見顏注中者尙多、不知五種中是何種中所采、敍例不列其名、不知何故、慎所著全部、惟說文存、餘五經異義淮南子注皆不存、但引見他書」五種とは本章にのべる服虔、應劭、晉灼、臣瓚、蔡謨の注をいう。

なるほど師古注には、「許慎說文解字云……」、「許氏說文解字云……」、「說文解字云……」、「說文云……」として引かれるほか、ただために「許慎云……」として引かれるものあわせて十七條が発見できる。しかしそれらを『漢書』注とみなすことには賛成できない。十七條のうち十三條はあきらかに『說文』と一致するし、のこり四條のうち二條は『淮南子』注であるらしい。すなわち、(1)藝文志「堪輿金匱十四卷」師古曰、許慎云、堪、天道、輿、地道也」(HP, 30, 70c)↓「文選」揚雄甘泉賦「屬堪輿以壁壘兮、揜夔臚而扶獮狂」善曰、……淮南子曰、堪輿行雄以知雌、許慎曰、堪、天道、輿、地道也……」(7, 2b)。「淮南子」天文訓に「堪輿徐行雄以音知雌」とある。(2)張良傳「發鉅橋之粟」服虔曰、鉅橋、倉名也、師古曰、許慎云、鉅鹿之大橋有漕粟也」(HP, 40, 6b)↓主術訓「發鉅橋之粟」鉅橋、紂倉名也。一說鉅鹿漕運之橋」。のこる二條、すなわち司馬相如傳「右以湯谷爲界」師古曰、湯谷、日所出也、許慎云、熱如湯也」(HP, 57A, 18b)、「王貢兩龔鮑傳序」伯夷叔齊薄之、餓于首陽、不食其祿」師古曰、馬融云……、高誘則云……、而曹大家注幽通賦云……、許慎又云、首陽山在遼西……」(HP, 72, 1a~b)もほんらいは『淮南子』注であったものではあるまいか。以上のことは前注にのべた師古注の體例からもうらづけられるであろう。「許慎云……」がもし『漢書』注であるとすれば、「師古曰」にさきだつて「許慎曰」として引かれるはずであるし、しかもなによりも許慎の名は「敍例」のリストにない。「師古曰、許慎云……」なる形

式は、おのずからそれが『漢書』注ではなかったことをものがたっている。

- (21) しかば「南方學者」の一人である宋の裴駟の『史記集解』にしばしば管灼説が引かれているのはなぜか。裴駟はつぎにふれる臣瓚の『集解音義』、すなわち『漢書音義』に引かれていた管灼説を用いたのである。裴駟は『史記集解』の序において『漢書音義』をおおいに利用することを言明している。それらのことは拙稿「裴駟の『史記集解』」(『加賀博士退官記念中國文史哲學論集』に近く發表豫定)にのべたので、ここにはくりかえさない。

- (22) 「絺例」のリスト、「臣瓚、不詳姓氏及郡縣」の補注に引く宋祁の按語によれば、臣瓚の姓について、裴駟『史記集解』、韋稜『漢書續訓』は未詳、劉孝標『類苑』、姚察『漢書訓纂』は于瓚、酈道元『水經注』は薛瓚とし、そして宋祁は傳瓚とする説に賛成する。おなじく補注に引く洪頤煊によれば、于瓚とするものにさらに劉昭『續漢志注補』、杜佑『通典』があり、そして傳瓚とするのは司馬貞『史記索隱』、李善『文選』注である。

- (23) てっとりばやくは點校本『晉書』卷三武帝紀の校勘記(二三)を参照。
 (24) たといえば司馬彪はもっぱら『竹書紀年』にもとづいて譙周「古史考」の誤まりをただした。「初譙周以司馬遷史記書周秦以上、或採俗語百家之言、不專據正經、周於是作古史考二十五篇、皆憑舊典、以糾遷之謬誤、彪復以周爲未盡善也、條古史考中凡百二十二事爲不當、多據汲冢紀年之義、亦行於世」(『晉書司馬彪傳』82, 2142)。

- (25) 『十七史商榷』卷七「漢書絺例」。
 (26) 『抱朴子』外篇自絺篇に、「又抄五經七史百家之言兵事方伎短雜奇要三百一十卷、別有目錄」とあるのの一部であらうか。
 (27) 『梁書』文學劉峻(孝標)傳「安成王秀好峻學、及遷荊州、引爲戶曹參軍、給其書籍、使抄錄事類、名曰類苑、未及成、復以疾去」(50, 702)。同太祖五王安成康王秀傳「精意術學、搜集經記、招學

- 士平原劉孝標、使撰類苑、書未及畢、而已行於世」(32, 345)。なお『藝文類聚』卷五八に、『類苑』の借覽を願いでた劉之遴と劉孝標との往復書簡を引く。『華林遍略』のことは下記にみえる。『南史』劉峻傳「及峻類苑成、凡一百二十卷、(梁武)帝即命諸學士撰華林、徧略以高之、竟不見用」(49, 1220)。同文學何思澄傳「天監十五年、敕太子詹事徐勉學士入華林撰遍略、勉舉思澄願協劉杳王子雲鍾嶸等五人以應選、八年乃書成、合七百卷」(72, 1782~3)。隋志子部雜家類には、「類苑一百二十卷、梁征虜刑獄參軍劉孝標撰、梁七錄、八十二卷」、つづけて「華林遍略六百二十卷、梁綏安令徐僧權等撰」と著録する。なお勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」(『中國の科學と科學者』、一九七八年、京大人文科學研究所)を参照。

- (28) 梁代には内典の類書も數多く編纂された。大内文雄「梁代佛教類聚書と經律異相」(『東方宗教五〇』)参照。とぼしい経験ながら、『廣弘明集』に收められた梁人の文章、それが使用する佛教關係の典故が『經律異相』に見えらるることしばしばである。
 (29) 『南史』王謙附王摛傳「謙從叔摛以博學見知、尙書令王儉嘗集才學之士、總校虛實、類物隸之、謂之隸事、自此始也、儉嘗使賓客隸事多者賞之、事皆窮、唯盧江何憲爲勝、乃賞以五花簾白團扇、坐簾執扇、容氣甚自得、摛後至、儉以所隸示之、曰卿能奪之乎、摛操筆便成、文章既與、辭亦華美、舉坐擊賞、摛乃命左右抽憲簾、手自掣取扇、登車而去、儉笑曰、所謂大力者負之而趨」(49, 1213)。

- (30) 『南史』劉峻傳「初梁武帝招文學之士、有高才者多被引見、擢以不次、峻率性而動、不能隨衆沈浮、武帝每集文士策經史事、時范雲沈約之徒、皆引短推長、帝乃悅、加其賞賚、會策錦被事、感言已罄、帝試呼問峻、峻時貧悴冗散、忽請紙筆、疏十餘事、坐客皆驚、皆不覺失色、自是惡之、不復引見」、そして注(27)に引いた『類苑』の記事につづく(49, 1219~20)。『梁書』沈約傳「約嘗侍講、值豫州獻粟、徑寸半、帝奇之、問曰、粟事多少、與約各疏所憶、少帝三事、出謂人曰、此公護前、不讓即羞死、帝以其言不遜、欲抵其罪、徐勉

固諫乃止」(13^a・243)。

- (31) 律曆志「經曰、冬十月朔、日有食之、傳曰、不書日、官失之也、天子有日官、諸侯有日御、日官居卿以底日、禮也、日御不失日以授百官於朝、言告朔也」のあとに「師古曰、劉家本有此語」(HP. 21A, 34a)と注しているが、「言告朔也」の語をともなつた劉家本も劉顯、劉臻父子家に傳わるテキストであつたのではあるまいか。

- (32) 『顏氏家訓』書證篇「易有蜀才注、江南學士遂不知是何人、王儉四部目錄不言姓名、題云王弼後人、謝旻夏侯詠並讀數千卷書、皆疑是譙周、而李蜀書一名漢之書、云姓范、名長生、自稱蜀才、南方以晉家渡江後北閩傳記、皆名爲僞書、不貴省讀、故不見也」(99a~b)。

- (33) 『漢書』灌嬰傳に「從擊韓王信於代、至馬邑、別降樓煩以北六縣、斬代左相、破胡騎將於武泉北、復從擊信胡騎晉陽下、所將卒斬胡白題將一人」とあり、その師古注に「師古曰、胡名也」(HP. 41, 14b)と云う。ほんらいは服虔注であつたのをあたかも自説のごとくべているわけである。また『後漢書』西域車師後王國傳にいう。「順帝永建元年、(班)勇率後王農奇子加特奴及八滑等、發精兵擊北虜呼衍王、破之、勇於是上立加特奴爲後王、八滑爲後部親漢侯」(88^a・2930)。

- (34) 『漢書』杜周傳「緩六弟、五人至大官、少弟熊歷五郡二千石三州牧刺史、有能名、唯中弟欽官不至、而最知名、欽字子夏、少好經書、家富而目偏盲、故不好爲吏……」(HP. 60, 6b)。

- (35) 張安世傳には「侍中大將軍(霍)光薨後數月、御史大夫魏相上封事曰、……車騎將軍安世、事孝武皇帝三十餘年、忠信謹厚、勤勞政事、夙夜不怠」(HP. 59, 8a)とあるのみ。劉杳のこたえは趙充國傳に「ごのこごとくあるのの誤記である。「初破羌將軍(辛)武賢在軍中時、與中郎將(趙)卬宴語、卬道車騎將軍張安世始嘗不快上、上欲誅之、卬家將軍以爲安世本持橐籥筆、事孝武帝數十年、見謂忠謹、宜全度之、安世用是得免」(HP. 69, 15b~16a)」。その師古注は張晏の説を「張晏曰、橐、契囊也、近臣負橐籥筆、從備顧問、或有

所紀也」と引くが、韋昭の説はみあたらない。そして顏師古自身の説をつぎのようにつけくわえる。「師古曰、橐所以盛書也、有底曰囊、無底曰橐、籥筆者插筆於首、橐音丁各反、又音託」。

- (36) 『漢書』蒯通傳「後漢將韓信虜魏王、破趙代、降燕、定三國、引兵將東擊齊、未度平原、聞漢王使酈食其說下齊、信欲止、通說信曰、將軍受詔擊齊、而漢獨發間使下齊、寧有詔止將軍乎、何以得無行、且酈生一士伏軾、掉三寸舌、下齊七十餘城、將軍將數萬之衆、酒下趙五十餘城、爲將數歲、反不如一豎儒之功乎、於是信然之、從其計、遂度河、齊已聽酈生、卽留之、縱酒、罷備漢守禦、信因襲歷下軍、遂至臨淄、齊王以酈生爲欺已而亨之、因敗走、信遂定齊地、自立爲齊假王、漢方困於滎陽、遣張良卽立信爲齊王、以安固之、項王亦遣武涉說信、欲與連和、蒯通知天下權在信、欲說信令背漢、乃先微感信曰、僕嘗受相人之術、相君之面、不過封侯、又危而不安、相君之背、貴而不可言、信曰、何謂也、通因請問曰、……」(HP. 45, 2a~b)。
- (37) 班彪の「王命論」(文選卷五十二)は、漢王朝に對抗して隴右に獨立割據せんとした隗囂をにくんでの作品である。「彪旣疾囂言、又傷時方艱、乃著王命論、以爲漢德承堯、有靈命之符、王者興祚、非詐力所致、欲以感之、而囂終不寤、遂避地河西」(後漢書班彪傳40A, 1324)。

- (38) 田と(丙)とをあわせると、つまり古本では、帝紀、外戚傳、高五子傳をはじめとする諸王子傳、陳勝項籍傳の順序に巻立てされていた。「十七史商榷」卷七「劉之遜所校漢書」にいう。「攷其所云今本者、則梁世所行之本、與今刻不異」。

- (39) 朱鶴齡「愚菴小集」卷十二「讀漢書」にいう。「梁蕭琛傳云、得古本漢書、敘傳自列項籍傳前(?)、不知班書規模多依倣史記、其混入各傳者、正沿遷史楚元王諸世家體爾、又云、古本外戚傳在帝紀下、不知敘四夷而後及外戚者斥之也、漢曆于外戚、故斥之、次及元后、著漢之所以亡也、終于王莽而漢室之興亡具焉、若以外戚次本紀後、則全失作史微旨、至于述韓彭英盧吳傳、今本云、信惟餓隸、布實隸

徒、越亦狗盜、芮尹江湖、雲起龍驤、化爲侯王、而古本云、淮陰毅、伏劍周章、邦之傑兮、實惟彰英、化爲侯王、雲起龍驤、此是傳本各有異同、非必古本是而今本非也、琛傳云、有北僧南度、惟資胡蘆、中有漢書紱傳、三輔耆老相傳爲漢書真本、其書非篆非隸、紙墨亦古、琛得之甚祕、以餉鄱陽王、此恐出好事者之言、未足爲據。

また齊召南は武英殿官本卷一百上紱傳の考證につきのようである。「臣按此說可疑、後書固傳、固自永平中始受詔、潛精積思二十餘年、至建初中始成、然則永平十六年乃初受詔、豈容即表上於朝乎、又其父彪以建武中爲徐令司徒掾望都長、自不合列傳於前書、所謂真本、必非實也、意者好事之徒所爲耶、永平中何由有紙、即此足破其妄、漢書自初出即已盛行、八表天文志闕、曹大家且受詔以完其業、然則今本漢書、確足據矣、稱紱傳爲中篇、有何義乎」。

(40) 顏師古はその『匡謬正俗』卷五においてもまたつぎのようについている。「司馬子長撰史記、其自紱一卷、總歷自道作書本意、篇別皆有引辭、云爲此事作某本紀、爲此事作某年表、爲此事作某書、爲此事作某世家、爲此事作某列傳、子長此意、蓋欲比擬尙書紱耳、即孔安國所云書序所以爲作者之意也、揚子雲著法言、其本傳亦傳法言之目的、篇篇皆引辭云、撰某篇、亦其義也、及班孟堅爲漢書、亦放其意、於序傳內又歷道之、而謙不敢自謂作者、避於擬聖、故改作爲述、然紱致之體、與馬揚不殊、後人不詳、乃謂班書本贊之外、別更爲覆述、重申褒貶、有所歎詠、摯虞撰流別集、全取孟堅書序爲一卷、謂漢述、已失其意、而范蔚宗沈休文之徒撰史者、詳論之外、別爲一首、華文麗句、標舉得失、謂之爲贊、自以取則班馬、不其惑歟、劉軌思文心雕龍雖略曉其意、而言之未盡」。

(41) さいしよ西晉に仕え、永嘉の亂によつて劉聰政權に没した劉殷が七人の子供たち一人づつに五經および『史記』、『漢書』を授けたのも、ふかい配慮にもとづくところがあったのであろう。「有七子、五子各授一經、一子授太史公、一子授漢書、一門之内、七業俱興、北州之學、殷門爲盛」(晉書孝友劉殷傳 88, 2289)。

(42) 『北史』儒林傳序「大抵南北所爲章句、好尙互有不同、江左、周易則王輔嗣、尙書則孔安國、左傳則杜元凱、河洛、左傳則服子慎、尙書周易則鄭康成、詩則並主於毛公、禮則同遵於鄭氏、南人約簡、得其精華、北學深樸、窮其枝葉」(81, 2709)。

(43) 『漢書』地理志「自武威以西、本匈奴昆邪王休屠王地、武帝時攘之、初置四郡、以通西域、兩絕南羌匈奴、其民或以關東下貧、或以報怨過當、或以諱逆亡道家屬徙焉、習俗頗殊、地廣民稀、水少宜畜牧、故涼州之畜、爲天下饒」(HP, 28 B2, 52 a~b)。

(44) 『魏書』高允傳にもつぎの記事がある。「後詔允與司徒崔浩述成國記、以本官領著作郎、時浩集諸術士、考校漢元以來日月薄蝕、五星行度、并識前史(漢書)之失、別爲魏曆、以示允……」(48, 1068)。

(45) 隋志史部刑法類に「漢晉律序注一卷、晉僮長張斐撰」を著録する。「崔浩漢律序云」は、ただしくは「崔浩云、漢律序云」と書くべきなのであろう。

(46) 『漢書』にかんする記事もいたつてとぼしい。劉宣、劉元海、石勒、北魏道武帝と崔玄伯、崔浩、劉殷たちにかんする先述のものをのぞけば、沮渠牧犍に仕えた劉昶が三史が浩翰にすぎるため『略記』百三十篇、八十四卷を撰したこと(魏書 52, 1160)、北齊の孝昭帝や邢劭が『漢書』を愛讀したこと(北齊書 6, 79および36, 472)、等をつけくわえうるにすぎない。

(47) また平中芥次「米澤の宋版前後漢書について」参照(いまは一九七七年、朋友書店刊の影印慶元本漢書の巻首に收めるものによる)。ただし師古注が「何ゆえか」蕭該音義を引いていないことをいふかっているが、くりかえしいうように、師古注はいわゆる舊注以外はすべて名を示して用いることはないのである。

(48) 『廣韻』序にいう。「昔開皇初、有儀同劉臻等八人、同詣法言門宿、夜永酒闌、論及音韻、……因論南北是非、古今通塞、欲更摛選精切、除削疏緩、蕭(該)顔(之推)多所決定、……遂取諸家音韻古今字書以前所記者、定之爲切韻五卷」。八人とは、劉臻、顔之推、魏淵、

盧思道、李若、蕭詒、辛德源、薛道衡である。『家訓』書證篇の記事はつぎのことし。「禮王制云、羸股肱、鄭注云、謂擗衣出其臂脛、今書皆作擗甲之擗、國子博士蕭詒云、擗當作擗、音宣、擗是穿著之名、非出臂之義、案字林、蕭讀是、徐爰音患、非也」(99b)。なお蕭詒には『文選音義』の著作もあった(隋書 73, 1715~6)。

- (49) 『隋書』李密傳「……後更折節、下帷耽學、尤好兵書、誦皆在口、師事國子助教包愷、受史記漢書、勵精忘倦、愷門徒皆出其下」(70, 1624)。そして『舊唐書』李密傳にはいささか小説めいた記事がみられる。「嘗欲尋包愷、乘一黃牛、被以蒲鞞、仍將漢書一帙掛於角上、一手捉牛靷、一手翻卷書讀之、尚書令越國公楊素見於道、從後按轡躡之、既及、問曰、何處書生、耽學若此、密識越公、乃下牛再拜、自言姓名、又問所讀書、答曰、項羽傳、越公奇之、與語大悅、謂其子玄感等曰、吾觀李密識度、汝等不及、於是玄感傾心結託」(53, 2207~8)。

(50) 姚薇元『北朝胡姓考』(一九五八年、科學出版社)、五四頁以下を参照。

(51) 『新唐書』本傳「時人謂杜征南顏祕書爲左丘明班孟堅忠臣」(198, 5642)。

(52) 顏師古の年譜として、羅香林『顏師古年譜』(一九四一年、商務印書館、中國史學叢書)が備わっている。緒論、世系、年譜、遺徵から成る。

(53) 『新唐書』溫大雅傳にもいふ。「初顏氏溫氏在隋最盛、思魯與大雅俱事東宮、愍愍彥博同直內史省、游秦大有典故秘閣、顏以學業優、而溫以職位顯於唐云」(91, 3783)。

(54) 『舊唐書』褚亮傳(72, 2563)。

(55) 福島吉彦「唐五經正義撰定考―毛詩正義研究之一―」(山口大學文學會誌二四)。顏師古の任務があくまで五經本文の校定にとどまったこと、したがって五經正義の撰定にまでおよんだとする『貞觀政要』の記事は誤りであることを指摘する。

(56) 顔之推の没年は正確にはわからないが、『家訓』終制篇に「吾已六十餘、故心坦然、不以殘年爲念」(132b)の一句がある。顔之推六十歳の年は開皇十年(五九〇)、顔師古はちょうど十歳である。

(57) 隋志史部正史類に「史記音義十二卷、宋中散大夫徐野民(廣)撰」、「史記音三卷、梁輕車錄事參軍鄒誕生撰」を、また集部總集類に「百賦音十卷、宋御史褚詮之撰」をそれぞれ著録する。陳武は未詳。陳の武帝、陳霸先ではあるまい。

(58) もともと「猶豫 yu yu」は雙聲の語であるから、王念孫が「つぎのよう」にこの解釋に反對するのは當然である。「夫雙聲之字、本因聲以見義、不求諸聲而求諸字、固宜其說之多鑿也」(廣雅疏證卷六上)。

(59) たとえば『十七史商榷』卷七「漢書敘例」の王鳴盛の議論はその代表的なものであって、かれは顔師古の品性まで疑がっている。「……但本傳又言、師古叔父遊秦撰漢書決疑十二卷、爲學者所稱、師古注漢書、多取其義、今敘例竟不及遊秦、全書中亦從未一見、本傳載師古典刊正、引後進、爲警校、抑素流、先貴勢、富商大賈、亦引進之、物論稱其納賄、太宗謂曰、卿學識可觀、但事親居官、未爲清論所許、師古之爲人如此、撰叔父之善而沒其名、殆亦其一蔽乎」。

(60) この文章にさきだつての「請置賞官、命曰武功爵」の集解に臣瓚説を引いてつぎのようにいっているのをさす。「瓚曰、茂陵中書有武功爵、一級曰造士、二級曰閑輿衛、三級曰良士、四級曰元戎士、五級曰官首、六級曰秉鐔、七級曰千夫、八級曰樂卿、九級曰執戎、十級曰左庶長、十一級曰軍衛、此武帝所制以寵軍功」(SH, 30, 12)。

(61) しかしながら、顔遊秦、顔師古の「莫府」の解は崔浩の説にもとづいているのである。資料III—(8)を見よ。

(62) 『顏氏家範』「昭甫字周卿、君(惟貞)之父也、幼而穎悟、尤明訓誥、工篆籀草隸書、與內弟股仲容齊名、而勤利過之、特爲伯父師古所賞重、每有註述、必令參定」。また『顏魯公集』卷三謝贈官表「竊以臣亡祖(昭甫)伏膺文儒、克篤前烈、能讀三墳五典、八索九丘、特爲伯父故秘書監先臣師古之所賞愛、師古每有注釋、未嘗不參

預焉。

- (63) 『舊唐書』本傳「太宗以經籍去聖久遠、文字訛謬、令師古於秘書省考定五經、師古多所釐正、既成奏之、太宗復遣諸儒重加詳議、于時諸儒傳習已久、皆共非之、師古輒引晉宋已來古今本、隨言曉答、援據詳明、皆出其意表、諸儒莫不歎服、……貞觀七年拜秘書少監、專典刊正、所有奇書難字、衆所共惑者、隨疑剖析、曲盡其源」(73, 2594-5)。『新唐書』藝文志序「貞觀中、魏徵虞世南顏師古繼爲秘書監、請購天下書、選五品以上子孫工書者爲書手、繕寫藏于內庫、以宮人掌之」(57, 1422)。

- (64) たとえば、惠帝紀「令郡諸侯王立高廟(師古曰、諸郡及諸侯王國皆立廟也、今書本郡下或有國字者、流俗不曉妄加之)」(HP. 2, 3b)、宣帝紀地節二年「夏四月、鳳皇集魯郡、群鳥從之(師古曰、今流俗書本、此下云戊申立皇太子、而後年又有立皇太子事、此蓋以元紀云元帝二歲宣帝即位、八歲爲皇太子、故後人妄於此書加之、書本無也、據疏廣及丙吉傳、並云地節三年立皇太子、此即明驗、而或者妄爲臆說、乖於實矣)」(HP. 8, 7b)の如く。

- (65) ただし『史記索隱』は顏師古說に異をとなえてつぎのようである。「列仙之傳居山澤、案傳者謂相傳以列仙居山澤間、音持全反、小顏及劉氏並作儒、儒、柔也、術士之稱、非」。この劉氏は顏師古の同時代人であり、『史記音義』や『漢書音義』を撰した劉伯莊(舊唐書儒學傳 189A, 4955、新唐書儒學傳 198, 5656-7)であろう。『史記索隱』序を参照。

- (66) かくはいっても、テキスト・クリティックにあたって顏師古が音灼注を無批判に利用したわけではない。一例をあげよう。成帝紀「其後幸酒、樂燕樂(音灼曰、幸酒、好酒也、樂燕、沈醺也、師古曰、幸酒、晉說是也、樂燕樂者、論語稱孔子云、損者三樂、樂驕樂、樂逸遊、樂燕樂、損矣、燕樂、燕私之樂也、上樂讀如本字、又音五孝反、下樂音來各反、今流俗本無下樂字、後人不曉、輒去之)」(HP. 10, 1b)。音灼注の書きぶりから判断すれば、音灼のもとついたテ

キストもすでに下の「樂」一字を脱していたのであろう。

- (67) 「解嘲」にいわく、「爰清爰靜、遊神之廷、惟寂惟冥、守德之宅」(HP. 87B, 12b)。

- (68) 『隋書』文學杜正玄傳につきのようにみえるのは、このときのことであろう。「開皇末、舉秀才、尚書試方略、正玄應對如響、下筆成章、儀射揚素負才傲物、正玄抗辭酬對、無所屈撓、素甚不悅、久之會林邑獻白鸚鵡、素促召正玄、使者相望、及至、即令作賦、正玄倉卒之際、援筆立成、素見文不加點、始異之」(76, 1747)。

- (69) 『唐會要』卷九八林邑國の條に、「(貞觀)五年、又獻白鸚鵡、善於應答、太宗憫之、並付其使、令放歸林藪」とある。

- (70) 顏遊秦は唐の高祖の武德年間に鄆州刺史に卒している。

- (71) 『史記索隱』が顏師古ないし小顏の説として引くものは一二〇條にちかひ。

- (72) ただたんに「姚氏云」として引用されるものも姚察の説に歸しうること、叔孫通列傳「至禮畢、復置法酒」(SH. 97, 17)の索隱と正義を讀みあわすことによつて判明する。すなわち索隱に「按文穎云、作酒法令也、姚氏云、進酒有禮也、古人飲酒不過三爵、君臣百拜、終日宴、不爲之亂也」というところを、正義ではつぎのようにいかへてゐるからである。「姚察云、諸侯群臣、於奏賀禮畢、皆復置法酒、及侍坐殿上者、皆伏而抑首也、謂之法酒者、異於私燕之酒、言進止有禮法也、古人飲不過三爵、君臣百拜、終日宴而不亂也」。天文志には顏師古自身の注釋はほとんどみられない。本稿末尾に引く鄭樵の議論を参照のこと。こゝも姚察注が宋均說を引いてゐるのにそのまま従がったのであろう。

- (73) たとえば『史記索隱』には「韋昭云、媼、婦人長老之稱、皇甫謐云、媼蓋姓王氏、又據春秋握成圖以爲執嘉(太公)妻舍始遊洛池、生劉季、詩含神霧亦云……」(SH. 8, 3)。くわしくは徐宗元輯『帝王世紀輯存』(一九六四年、中華書局)を参照。

- (76) 圈稱の著作として、隋志は「陳留耆舊傳二卷、漢議郎圈稱撰」(史

部雜傳類)、「陳留風俗傳」二卷、**圜稱撰** (史部地理類) を著録する。なお**顔師古**は『匡謬正俗』卷八においてつぎのようにのべている。

「陳留風俗傳自序云、**圜公**之後、**圜公**爲秦博士、避地南山、漢祖聘之不就、**惠太子**卽位、以**圜公**爲司徒、自**圜公**至稱、傳世十一、案班書述四皓、但有**圜公**、非**圜公**也、公當秦之時、避地而入商洛深山、則不爲博士明矣、又漢初不置司徒、安得以**圜公**爲之乎、且呼**惠帝**爲**惠太子**、無意義、**孟舉** (圜稱之字) 之說、實爲鄙野、近代草萊末學之人、多喜自撰家譜、處置昭穆、妄稱爵位、至有云黃帝時爲御史大夫、周宣王時爲丞相、漢光武時爲相州刺史、不知本末、轉相誑耀、皆此類也、又云、**呂伯**、**成哀**之時、兄弟三人並爲丞相、案班書紀傳及百官表、**成哀**之時、無丞相姓**呂**者、而云兄弟三人爲之、何所取哉、斯謬甚多、難以具舉」。

(76) 『史記』陳丞相世家の集解は、「**桓譚新論**」としてこの話を引いたうえ、こぎの案語をそえている。「按漢書音義應劭說此事、大旨與桓論略同、不知是應全取桓論、或別有所聞乎、今觀桓論、似本無說」(SH. 56, 14)。

(77) とりわけ藝文志の注において。

(78) 四部叢刊本では卷二。

(79) この言葉、火浣布のことをかたる『搜神記』卷一三(二〇卷本)に「(魏)文帝以爲火性酷烈、無含生之氣、著之典論、明其不然之事、絶智者之聽」とみえている。また『三國志』魏書三少帝紀齊王芳紀注(4, 118)にも引かれている。

(80) 小南一郎『西京雜記』の傳承者たち(日本中國學會報二四)参照。葛玄から葛洪に傳わった道教、すなわち葛氏道、「その後裔たちと關係を持ちつつ六朝期に江南で編纂されたと考えるのが、現在のところ最も可能性のある結論ではなからうか」と推測している。

(81) 諸本は「互會」に作っているが、慶元本漢書(一九七七年、朋友書店影印)によって「附會」と改められた。

(82) 『世說新語』德行篇注引晉安帝紀にいう。「隱之既有至性、加以廉

顔師古の『漢書』注

潔、俸祿頒九族、冬月無被、**桓玄**欲革嶺南之敝、以爲廣州刺史、去州二十里有貪水、世傳飲之者其心無厭、隱之乃至水上、酌而飲之、因賦詩曰、石門有貪泉、一飲重千金、試使夷齊飲、終當不易心」。

(83) ただしこれは姚察にさきだつて『史記集解』にも引かれている。李斯列傳「始皇有二十餘子、長子扶蘇以數直諫上、上使監兵上郡、蒙恬爲將、少子胡亥愛、請從、上許之、餘子莫從(集解、辯士隱姓名遺秦將軍章郎書曰、李斯爲秦王死、廢十七兄而立今王也、然則二世是秦始皇第十八子、此書在善文中) (SH. 87, 15)。「善文」とは、隋志集部總集類に著録される「善文五十卷、杜預撰」であらう。

(84) 李延壽は顔師古を支持して、「南史」齊本紀上の論贊に「つぎのよう」のべている。「據齊梁紀錄、並云出自蕭何、又編御史大夫望之以爲先祖之次、案何及望之於漢、俱爲勳德、而望之本傳不有此陳、齊典所書、便乖實錄、近祕書監顏師古博考經籍、注解漢書、已正其非、今隨而改削云」(4, 127)。

(85) 『南齊書』文學賈淵傳(52, 906~7)、『南史』王僧孺傳(59, 1461~2)等を参照。

(86) 注(76)に引いた『匡謬正俗』をも参照のこと。

(87) 『全唐詩』が収める顔師古の詩が「奉和正日臨朝」(卷二)のわず

か一首のみであるのも理由のないことではあるまい。

(88) 『匡謬正俗』卷五「蕭子顯齊書云、太祖在淮修理城、得一錫跌、大數尺、跌下有篆文、莫能識者、紀僧眞曰、何須辨此文字、此自久遠之物、九錫之徵、太祖曰、卿勿妄言、而顧野王撰符瑞圖、據子顯齊書錄此一條、錫跌謂錫跌、亦具寫子顯書語、但易跌字爲跌字、乃書作跌形、案此跌者、謂若鑿鑿之跌、今之鐘鼓格下並有之耳、故其大數尺而有篆文、安有論跌大小、直云數尺、爲道廣狹、爲舉麤細乎、又跌之體狀若半環、以何爲上、以何爲下、而云下有篆字、此之疎謬、不近人情、野王之於子顯、年載近接、非爲遠覓、且又跌之與跌、形用不同、若別據他書、容有異說、蕭氏乖戾、則失不在顧矣、豈書本乎」。

(89) 拙稿「顔之推小論」(東洋史研究二〇一四) 参照。

(90) 『舊唐書』本傳「隋仁壽中、爲尚書左丞李綱所薦、授安養尉、尚書左僕射楊素見師古年弱貌羸、因謂曰、安陽劇縣、何以克當、師古曰、割鷄焉用牛刀、素奇其對、到官果以幹理聞」。李綱の傳記は『舊唐書』卷六二、「新唐書」卷九九にある。觀州蓆のひと。祖父は北魏の清河太守、父は北周の車騎大將軍、李綱も北周齊王憲の幕府の參軍に起家している。

(91) たとえば外戚孝武鉤弋趙婕妤傳「拳夫人進爲婕妤、居鉤弋宮(師古曰、黃圖、鉤弋宮在城外、漢武故事曰、在直門南也)」(HP. 97 A, 16 b)。『漢武故事』が班固撰とされるのはおそらく假託であって、晁公武などは唐の張柬之の「洞冥記書後」を引いて南齊の王儉撰としているが、それはともかく『西京雜記』がしりぞけられるのなら、これもしりぞけらるべき小説であった。小南氏は前掲論文において、『西京雜記』と『漢武故事』はがらう一つの書物であったかも知れないと推測している。また地理志「南海郡……龍川(師古曰、裴氏廣州記云、本博羅縣之東鄉也、有龍穿地而出、即穴流泉、因以爲號)」(HP. 28 B2, 2 b)。これなども地理志序注の顔師古の言葉と矛盾することにならう。

(92) 實例をいくつかあげておく。

- (1) 禮樂志「今叔孫通所撰禮儀、與律令同錄、臧於理官(師古曰、古書懷藏之字、本皆作臧、漢書例爲臧耳、理官卽法官也)」(HP. 22, 7 a)。
- (2) 刑法志「故曰、善師者不陳、(師古曰、戰陳之義、本因陳列爲名、而音變耳、字則作陳、更無別體、而末代學者輒改其字旁從車、非經史之本文也、今宜依古、不從流俗也)」(HP. 23, 7 b-c a)。
- (3) 韓安國傳「上曰、首爲馬邑事者(王)恢、故發天下兵數十萬、從其言爲此、且縱單于不可得、恢所部擊、猶頗可得以尉士大夫心(師古曰、或當得其驕重人衆也、古尉安之字正如此、其後流俗乃加心耳)」(HP. 52, 20 b)。また田千秋傳「初千秋始視事、見上連

年治太子獄、誅罰尤多、群下恐懼、思欲寬廣上意、尉安衆庶(師古曰、尉安之字、本無心也、是以漢書往往存古體字焉)」(HP. 66, 5 b)。

(93) 六經が殘闕であるとは、顔氏のひとたちに共通した認識であった。顔之推しかり。『顔氏家訓』風操篇「吾觀禮經、聖人之教、箕帚七箸、咳唾唯諾、執燭沃盥、皆有節文、亦爲至矣、但既殘缺、非復全書、其有所不載及世事變改者、學達君子、自爲節度、相承行之、故世號士大夫風操」(74 b)。また顔真卿しかり。『顔魯公集』卷一廟享議「……臣伏以三議、俱未爲允、但禮經殘缺、既無明據、儒者能比方義類、斟酌其中、則可舉而行之、蓋叶於正也」。

(94) 『論語』孔安國注にはまさしく「魯哀公時、禮毀樂崩、樂人皆去」という。

(95) いくつか實例を拾ってみよう。

- (1) 劉向傳「李梅冬實、七月霜降、草木不死(師古曰、僖三十三年經書冬隕霜不殺草、李梅實、未知在何月也、而此言李梅冬實、又云七月霜降、草木不死、與今春秋不同、未見義所出)」(HP. 36, 12 a~b)。
- (2) 賈山傳「詩曰、匪言不能、胡此畏忌、聽言則對、譖言則退、此之謂也(師古曰、此大雅桑柔之篇也、言賢者見事之是非、非不能分別言之、而不言者何也、此但畏忌犯顏得罪罰也、又言言而見聽則悉意答對、不見信受則屏退也、今詩本云、聽言則對、誦言如醉、說者又別爲義、與此不同)」(HP. 51, 6 a)。
- (3) 杜欽傳「昔周公雖老、猶在京師、明不離成周、示不忘王室也、仲山甫異姓之臣、無親於宣、就封於齊(鄧展曰、詩言仲山甫徂齊者、言銜命往治齊城郭也、而韓詩以爲封於齊、此誤耳、晉灼曰、韓詩誤而欽引之、阿附權貴、求容媚也、師古曰、韓詩既有明文、而欽引以爲喻、則是其義非謬、而與今說詩者不同、鄧晉諸人雖曰涉學、未得專非杜氏、追咎韓詩也)、猶歎息永懷、宿夜徘徊、不忍遠去」(HP. 60, 13 a)。

(96)

婁敬傳「……臣願陛下徙齊諸田楚昭屈景燕趙韓魏後、及豪傑名家、且實關中、無事可以備胡、諸侯有變、亦足率以東伐、此疆本弱末之術也、上曰、善、乃使劉敬徙所言關中十餘萬口、師古曰、今高陵櫟陽諸田、華陰好時諸景、及三輔諸屈諸懷尚多、皆此時所徙」(HP. 43, 13b)。また『急就篇』卷一「景君明」の注にもつぎのように入關、景氏亦遷名數、今之好時鄭縣華陰諸景是也……」。

(97)

司馬相如傳「相如曰、邛笮冉駹者近蜀、道易通、師古曰、今夔州開州等首領姓冉者皆舊冉種也……」(HP. 57B, 3b)。また西南夷傳「自笮以東北、君長以十數、冉駹最大、師古曰、今夔州開州首領多姓冉者、本皆冉種也……」(HP. 95, 1b)。

(98)

甘延壽傳「投石拔距、絕於等倫、師古曰、……拔距者、有人連坐、相把据地、踞以爲擊、而能拔取之、皆言其有手擊之力、超踰亭樓、又言其趨捷耳、非拔距也、今人猶言拔爪之戲、蓋拔距之遺法」(HP. 70, 4b)。

(99)

『急就篇』注序において顔師古みづからつぎのようにならべる。「師古家傳蒼雅、廣綜流略、尤精訓故、待問質疑、事非稽考、不妄談說、必則古昔、信而有徵、先君(思魯)嘗欲注釋急就、以貽後學、雅志未申、昊天不弔、奉遵遺範、永懷罔極、舊得皇家鍾繇衛夫人王羲之

(100)

等所書篇文、備加詳覈、足以審定、凡三十二章、究其眞實、又見崔浩及劉芳所注、人心不同、未云善也、遂因暇日、爲之解訓……」南朝における古器、古物にたいする興味がどのようなものであったか、あらましをつぎの數例についてみられたい。「承天博見古今、爲一時所重、張永嘗開玄武湖、遇古冢、冢上得一銅斗有柄、文帝以訪朝士、承天曰、此亡新威斗、王莽三公亡皆賜之、一在冢外、一在冢內、時三台居江左者、唯甄邯爲大司徒、必邯之墓、俄而永又啓冢內更得一斗、復有一石、銘大司徒甄邯之墓(南史何承天傳33, 870)。「以竟陵王子良得古器、小口方腹而底平、可容七八升、以問澄、澄曰、此名服匿、單于以與蘇武、子良後詳視器底、有字髣髴可識、如澄所言」(南齊書陸澄傳 39, 885)。「時魏人獻古器、有隱起字、無能識者、顯案文讀之、無有滯礙、考校年月、一字不差、高祖甚嘉焉」(梁書劉顯傳 40, 571)。「嘗於(沈)約坐、語及宗廟犧樽、約云、鄭玄答張逸、謂爲畫鳳皇尾姿婆然、今無復此器、則不依古、杏曰、此言未必可據、古者樽彝、皆刻木爲鳥獸、鑿頂及背、以出內酒、頃魏世魯郡地中得齊大夫子尾送女器、有犧樽作犧牛形、晉永嘉賊曹嶷於青州發齊景公冢、又得此二樽、形亦爲牛象、二處皆古之遺器、知非虛也、約大以爲然」(同文學劉杳傳 50, 715)。

(101)

注(51)を見よ。